

令和 2 年 第 4 回 定 例 会

孺 恋 村 議 会 会 議 録

令 和 2 年 6 月 2 日 開 会

令 和 2 年 6 月 12 日 閉 会

孺 恋 村 議 会

令和2年第4回嬭恋村議会定例会会議録目次

第 1 号 (6月2日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局職員出席者	2
○開会及び開議の宣告	3
○議事日程の報告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○諸般の報告	4
○行政報告	5
○報告第1号の上程、説明、質疑	12
○報告第2号の上程、説明、質疑	14
○報告第3号の上程、説明、質疑	15
○報告第4号の上程、説明、質疑	16
○報告第5号の上程、説明、質疑	17
○報告第6号の上程、説明、質疑	18
○報告第7号の上程、説明、質疑	20
○同意第2号の上程、説明、質疑、採決	21
○議案調査について	23
○議案第38号の上程、説明	24
○議案第39号の上程、説明	27
○議案第40号の上程、説明	28
○議案第41号の上程、説明	29
○議案第42号の上程、説明	29
○議案第43号の上程、説明	30

○議案第 4 4 号の上程、説明	3 0
○議案第 4 5 号の上程、説明	3 1
○議案第 4 6 号の上程、説明	3 1
○請願書、陳情書等の委員会付託について	3 2
○議員派遣の件について	3 2
○休会について	3 3
○散会の宣告	3 3

第 2 号 (6月8日)

○議事日程	3 5
○本日の会議に付した事件	3 5
○出席議員	3 5
○欠席議員	3 5
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3 5
○事務局職員出席者	3 6
○開議の宣告	3 7
○議事日程の報告	3 7
○議案第 3 8 号の質疑、討論、採決	3 7
○議案第 3 9 号の質疑、討論、採決	4 1
○議案第 4 0 号の質疑、討論、採決	4 3
○議案第 4 1 号の質疑、討論、採決	4 5
○議案第 4 2 号の質疑、討論、採決	4 6
○議案第 4 3 号の質疑、討論、採決	4 7
○議案第 4 4 号の質疑、討論、採決	4 7
○議案調査について	4 8
○休会について	4 8
○散会の宣告	4 9

第 3 号 (6月12日)

○議事日程	5 1
-------	-----

○本日の会議に付した事件	5 1
○出席議員	5 1
○欠席議員	5 1
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5 1
○事務局職員出席者	5 2
○開議の宣告	5 3
○議事日程の報告	5 3
○議案の撤回について	5 3
○議案第 4 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 4
○議案第 4 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 6
○議案第 4 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 8
○議案第 5 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 0
○議案第 5 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 5
○請願書、陳情書等の審査報告について	7 1
○一般質問	7 3
佐藤鈴江君	7 3
伊藤洋子君	9 0
土屋幸雄君	1 0 4
上坂建司君	1 1 8
大野克美君	1 2 2
○閉会中の継続審査申出について	1 2 7
○閉議及び閉会の宣告	1 2 7
○署名議員	1 2 9

令和 2 年 第 4 回 定 例 村 議 会

(第 1 号)

令和2年第4回嬭恋村議会定例会会議録

議事日程(第1号)

令和2年6月2日(火)午前10時04分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 報告第 1号 令和元年度嬭恋村一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 6 報告第 2号 令和元年度嬭恋村簡易水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 7 報告第 3号 令和元年度嬭恋村上水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第 8 報告第 4号 令和元年度嬭恋村公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 9 報告第 5号 令和元年度嬭恋村農業集落排水事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 10 報告第 6号 専決処分の報告について(自動車事故による損害賠償事故に係る和解及び損害賠償額の決定について)
- 日程第 11 報告第 7号 専決処分の報告について(工事請負契約の金額の変更)
- 日程第 12 同意第 2号 嬭恋村農業委員会委員の任命同意について
- 日程第 13 議案第 38号 令和2年度嬭恋村一般会計補正予算(第4号)
- 日程第 14 議案第 39号 令和2年度嬭恋村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 15 議案第 40号 嬭恋村税条例等の一部改正について
- 日程第 16 議案第 41号 嬭恋村国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 17 議案第 42号 嬭恋村固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 日程第 18 議案第 43号 嬭恋村国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 19 議案第 44号 嬭恋村介護保険条例の一部改正について
- 日程第 20 議案第 45号 嬭恋村農産物等直売所の設置及び管理に関する条例の制定について

日程第 2 1 議案第 4 6 号 指定管理者の指定について（婦恋村農産物等直売所）

日程第 2 2 請願書、陳情書等の委員会付託について

日程第 2 3 議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1 番	黒 岩 敏 行 君	2 番	土 屋 圭 吾 君
3 番	石 野 時 久 君	4 番	上 坂 建 司 君
5 番	佐 藤 鈴 江 君	6 番	土 屋 幸 雄 君
7 番	松 本 幸 君	8 番	黒 岩 忠 雄 君
9 番	伊 藤 洋 子 君	10 番	大久保 守 君
11 番	羽生田 宗 俊 君	12 番	大 野 克 美 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	熊 川 栄 君	副 村 長	加 藤 康 治 君
教 育 長	地 田 功 一 君	総 務 課 長	黒 岩 崇 明 君
総合政策課長	佐 藤 幸 光 君	税 務 課 長	滝 沢 文 彦 君
住民福祉課長	熊 川 真津美 君	建 設 課 長	滝 沢 勇 司 君
農林振興課長	横 沢 貴 博 君	観 光 商 工 課 長	地 田 繁 君
上下水道課長	宮 崎 忠 君	教 育 委 員 会 長	熊 川 武 彦 君
会 計 管 理 者	宮 崎 由美子 君	地 域 交 流 推 進 室 長	宮 崎 貴 君

事務局職員出席者

議会事務局長 土 屋 和 久 書 記 宮 崎 剛

開会 午前10時04分

◎開会及び開議の宣告

○議長（松本 幸君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますから、令和2年第4回婦恋村議会定例会は成立いたしました。

よって、ただいまから開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（松本 幸君） 本日の議事日程は、別紙日程表のとおりといたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松本 幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第124条の規定により、本定例会の会議録署名議員に、伊藤洋子さん、大久保守君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（松本 幸君） 日程第2、会期の決定を行います。

本定例会の会期は、本日から6月12日までの11日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月12日までの11日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（松本 幸君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、5月26日に開催されました議会運営委員会の報告を行います。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

〔議会運営委員長 大久保 守君登壇〕

○議会運営委員長（大久保 守君） 第5回議会運営委員会の会議結果を報告いたします。

当委員会は、5月26日に委員会を開催し、第4回議会定例会の運営について協議をいたしました。

第4回議会定例会の会期は、6月2日から12日までの11日間とし、例年行っている村内公共施設の視察は、新型コロナウイルス感染症感染予防の観点から実施しないことにいたしました。

一般質問の通告期間は、6月8日正午までと決定いたしました。

提出予定議案は、一般会計補正予算など11件、報告7件、同意1件が予定されております。

次に、当局から、全員協議会で懸案事項などについての説明協議を行いたいとの申入れがあり、初日議会終了後に行うことに決まりました。

また、議長はじめ委員の皆さんから、新型コロナウイルス感染症対策について、当局と協議を行いたいとの意見があり、2日目の8日、本会議終了後に、全員協議会を開催することに決まりました。

委員会の開催について、産業建設常任委員会は3日の午前10時から開催し、午前11時から総務文教常任委員会を開催することに決定いたしました。

請願・陳情については、陳情1件の提出がありました。協議の結果、請願・陳情文書表配付のとおり付託することに決定いたしました。

また、議会一般質問について、申合せにより、3月議会と同様に一問一答方式で行うことに決まりました。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（松本 幸君） 次に、監査委員から例月出納検査報告書3月から5月分を受理しまし

たので、配付のとおり報告します。

次に、本職において決定した議員派遣並びに3月定例会以降の主な諸行事は、お手元に配付したとおりであります。

◎行政報告

○議長（松本 幸君） 日程第4、行政報告を行います。

村長から行政報告を行うため、発言が求められておりますので、これを許可します。
村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 6月定例議会、大変ご苦労さまでございます。

婦恋村村議会始まって以来、このような状況といたしますか、前にビニールシートを張って、マスクを全員がしてというような議会でございます。

国のほうにおきましても、オンライン会議等で行われておったり、また、議員の定数を削減したりした中で会議をしているということのようではございます。また、国会議員につきましては、地元とか地方への派遣を、移動を禁止ということで、禁足令が出ておるやに伺っております。また、群馬県議会におきましても、委員会を全員集めないで、半分ずつで会議をするというような状況のようでございます。

我が村におきましても、議員の皆さん、コロナウイルス対策の中で、大変ご苦労さまでと思っております。よろしくお願ひしたいと思っております。

まず、産業の状況について、若干報告をさせていただきたいと思っております。

第1次産業、農業を基本とする農業でございますが、順調に生育しておるといふうに伺っております。しかしながら、外国人研修生につきましては、議会のご承認も得まして、後ほどちょっと細かい説明させていただきますが、おおむね現在、外国人研修生220名不足というところに対しまして、現在で約、おおむね200名ぐらいがほぼ補填されたという状況になっておるといふ状況でございます。後ほど詳細説明、若干触れさせていただきます。

第2次産業の関係ですけれども、6月1日現在で入札を2回、13件、金額で1億6,000万円、消費税込みですと1億7,000万円の事業を入札をしております。特に、第2次産業におきましては、ご存じのように、災害復旧工事が大変な状況になっております。今年度当初予

算においても、当初から12億円、予算編成もしておるということでございます。

また、国道、あるいは一級河川等、あるいは県道等についても、現在、鋭意、国・県のご協力をいただいて、復旧作業を進めておるという状況でございます。

第3次産業の件でございますけれども、1月、2月につきましては、対前年ですと、まあまあといいますか、若干お客さんが減っているなという数字だったんですけども、3月に入りますと、万座温泉が、令和元年が4万6,700人が令和2年、今年ですけれども、2万4,300人ということで、48%、約半分に減っているという状況であります。鹿沢のほうも、令和元年度が1億6,700万円が1億920万円ということで、これはマイナス34.6%、浅間高原が特に顕著で、令和元年が4万9,900人が2万1,400人ということで、マイナス57.1%という状況でございます。バラギ高原につきましては、令和元年が2万8,000人、令和2年につきましては2万4,400人ということで、マイナス12.9%、村全体ですと、3月に入ってから、がくんとお客様が減っておるという状況が続いております、3月の村全体では、対前年で42.7%、約半分近くが対前年でお客様が減っておると。

なお、この傾向は4月、5月も続いて、さらに厳しい状況が続いておるという状況でございます。そういう意味で、特に第3次産業の影響、産業全体に対する影響が、非常にここに来て顕著になっておるという実態がございます。

そんな中でございますけれども、新型コロナウイルス感染症対策についての状況を、まず国のほうの状況でございますけれども、1月16日に日本国内で第1例が、感染者が発表されました。国のほうでは、その後、大型イベントの自粛要請等、あるいは学校の臨時休校等の要請がございましたが、これらにつきましては、3月議会、あるいは臨時議会で報告をさせてもらったとおりでございます。

3月議会以降におきましては、4月7日に1都6県で、5月6日まで緊急事態宣言が発令されたということでございます。公知の事実でございますが、これを5月14日に39の府県の緊急事態宣言解除で、5月25日には全国の緊急事態宣言を解除をしたというのが、国のほうの大きな流れでございます。

それに応じまして、群馬県のほうでも、プラスして独自の経済対策等、対応等、対策本部を立ち上げて対応してきたということであります。逐次、国及び県からの指令事項、決定事項等については、私の手元にも決定事項の書類は届いてきておりますが、そんな状況で、県のほうは現在推移しておるという状況でございます。

嬭恋村のほうでございますけれども、2月25日に第1回の対策本部を設置したということ

で、これは3月議会でご報告させてもらいましたとおりで、その以降、5月18日までに10回の対策本部会議を開催してまいりました。この間、議会の皆様方には大変ご指導いただきまして、村のコロナウイルス感染症対策ということで、嬭恋村では独自の5本の柱ということで、議会の承認を得てきて、推移してきておる状況でございます。

この5本の数字について、若干触れさせていただきます。

農業を守る5,000万円ということで、これは5月9日に臨時議会でご承認をいただいた5,000万円でございます。今日時点でおおむね、先ほど申しましたが、約200名の方が就農、農業のほうにマッチングを生産者としていただきまして、おおむねまああの数字になってきておるという状況でございます。また、全員協議会のほうで、詳細のご質問等は、皆さんと議論をしてみたいと思っておりますが、農業を守る5,000万円、そういう形で今後、支払いのほうはこれからになりますけれども、有効に機能してきているのかなと思っております。

続いて、観光を守る1,000万円ということでございますが、これにつきましては、以前も申しましたが、台風災害におきます国・県の復興割の制度で、特に鹿沢温泉観光協会、600万円を割り振っていただいて、草津や渋川、伊香保、あるいは水上等の、あるいは四万温泉等の観光協会の皆様のご協力を得て、1億2,200万円の全体の県予算のうちの、国から配分の予算のうちの600万円を鹿沢の温泉に交付されたということでございますが、地元鹿沢温泉の皆様方のご意見を聞きますと、非常に効果があった、助かったというお話がありました。それに従いまして、我が村も、今回のコロナウイルスに対しては、観光を守る1,000万円ということで、これについても5月9日に議会の承認を得て、1,000万円を確保しておるという状況でございます。

これにつきましては、議会でも説明、今までもしてきましたが、いつから使えるようになるかという点については、国及び県の出口戦略をよく確認しながら、いつから使えますよということに関係の観光協会の皆様方とも相談をして、しっかりと決めて、また告知もしっかりして、対応を考えてまいりたいと思っております。いよいよ国のほうも、あるいは群馬県のほうも、出口戦略ということで、今検討を加えてきております。感染防止に努めながら、医療体制を確保しながら、なおかつ出口戦略を今、考える時期に来ておるという状況であると思っております。その見通しが立てば、その時点から、嬭恋村においても、観光を守る1,000万円を発動してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

第3番目で、子供を守る1,000万円ということをごさいます、これも5月9日、予算をご承認いただいておりますが、これにつきましては、15歳以下の子供に商品券1万円、932名に支給済みでございます。これにつきましては、区長さんをはじめ、各地区の伍長さん等にも多大なご理解とご協力をいただいております、全て配付済みという状況になっております。

4点目でございますが、商業を守る4,000万円、これにつきましても、5月9日に予算のご承認をいただいております。これにつきましては、1世帯に商品券1万円分ということで、これも商品券でございますが、来年の3月31日までに使えますよ、10枚の券のセットで1,000円が10枚ですよ、そのうち2枚、2,000円分につきましては、食堂等飲食店で食事券ということで活用してくださいよということで、商品券の内容につきましては、子供を守る1,000万円、商業を守る4,000万円ということで、中身は同じでございます。これにつきましては、村内の3,959世帯に支給済みでございます。

第5番目でございますが、コロナに勝つ2,000万円ということで、これも5月9日の予算成立ということをご指導いただいておりますが、これにつきましては、群馬県のほうが、休業してくださいよ、あるいは夜間の営業時間を短縮してくださいよという業界に対しまして、4月26日から5月6日までの間に、それに応じた者に対しまして、その業者に対して20万円支給しますということをごさいました。

我が村では、対前年度で売上げベースが基本的に20%減額になっている場合には、10万円を即支給しますということで対応させていただきました。6月2日現在で、1,280万円が既に支給されております。これにつきましては、今回の6月補正で、担当課長から、これではもっと足りない可能性があるということで、また補正をお願いするわけでございますが、補正につきましては、後ほどの全員協議会のほうで、提案理由説明の中で、担当よりしっかりと説明させてもらいたいと、こんなふうに思っております。

現在、大きな5つの嬭恋村のコロナ対策に対する議会の承認を得た諸事業につきまして、説明をさせていただきました。

そのほかに、政府のほうの対応で、特に村民が大きく関心を持っている案件でございます。国民1人当たり、全国民に10万円給付しますということで、これについては、公知の事実であります。4月27日の嬭恋村住民基本台帳を基準に、郵便やオンラインで申請し、それに応じて振込みをいたしますということをごさいました。1秒も速く、1日も早く、要請のあったところについては、全力を挙げて、全庁を挙げて、しっかりと給付を、しっかりと間違

いなくやろうということで取り組んできております。

現在、6月2日時点で、8億5,920万円ということでございます。つまり、8,592名に10万円を既に給付させていただいたということでございます。約9,500人おりますので、あと1,000人ぐらいの方が、まだ申請、あるいは振込みをしていない状況が続いておりますが、申請があれば、1秒も速く、1日も早く、それに対応するように、また手続を間違えないように、我が村では取り組んでまいりたい、こう思っております。

また、児童手当の関係でございますが、ご存じのように、児童手当は2月と6月と10月、年3回、お子さん宛てに手当が政府のほうから支給されるわけでございます。それに合わせまして、これは国のほうが、全ての子供たちに1万円をプラスして支給しますということでございます。これについては、6月の支給日が6月10日でございますので、6月10日に、我が村では866名、これに全員、これは国のほうが最終的に金を当然負担するわけでございますので、間違いのないように、6月10日には866名の方々に1万円プラスの給付の手続を取らせていただく準備をしておるところでございます。

その他、政府の関係ですと、セーフティネット融資というのが村を通じてあります。県のほうでも、県の経営支援課のほうで、緊急融資等については、窓口、全く村と同じ内容でございますが、県に直接お願いをしておる業者、業界の方もいらっしゃるというふうに伺っておりますけれども、我が村に対して、いわゆるセーフティネット融資の4号、5号という融資につきましては、現在、6月2日時点で60件ございます。このほかに、直接金融機関に、あるいは直接県のほうを通していらっしゃる方もいらっしゃるかもしれませんが、村を通したところについては、現時点では60件あるということでございます。

そのほか、国のほうの持続化交付金、あるいは雇用調整交付金、これは新聞に出ておるとおり、手続がなかなか煩雑ですねという意見がいろいろあったり、しかしながら、やっている企業については、しっかりやっておるということを伺っております。時給が8,330円のところは1万5,000円にしましょうということで、国のほうは補正を第2次補正で増やしております。これもまた新聞を見れば、2次補正がいつ確定するのか、今国会で議論されておりますので、注目して、我々もしっかり確認をしていけたらと思っております。

それから、群馬県のほう、先ほど申しましたように、感染症対策事業継続支援金ということで、20万円支給ということでございます。これについては、すみません、データのなもの、ちょっと把握しておりませんが、嬭恋村の業者も相当数、一応申請しておるやに伺っております。後で確認できたら、また議会のほうにも報告をしてまいりたい、こんなふうに思っております。

おります。

そのほか、災害の復旧状況でございますが、ざっくりとご報告をさせていただきたいと思っております。

3月議会でも報告をさせていただいている部分もございますが、国道144号につきましては、来年の6月末、全線が開通予定となって、報告を受けております。予算のほうにつきましては、国・県しっかりと担保するという報告も受けております。しかしながら、雨がうんと降ったりとか、また、工期は決まっておりますけれども、しっかりと業界の皆様方にも、大変な状況はよく分かっておりますが、迅速な対応をご指導いただきますよう、しっかりお願いしてまいりたい。一応予定では、国道144号は来年の6月末完成予定ということでありま

す。

併せまして、河川のほうでございますけれども、吾妻川の特に長井川原及び田代地区の流れたところでございますけれども、これにつきましては、利根川水系砂防工事事務所並びに群馬県の河川課、多大なご理解、ご協力をいただいております。現在、順調に作業が進んでおるという状況でございます。まだまだ地元との協議事項、あるいは土地の同意等も作業が残っておるという状況でございます。時間がまだ、河川の関係かかりますけれども、地元の理解と協力をしっかりと確認しながら、一級河川分については、国・県にしっかりと対応をお願いしてまいりたいと、こんなふうに思っております。

その他、農地の関係でございますけれども、災害査定が、建設課及び農林振興課関係につきましては全部終わりました。今、工事の発注を、査定が終わりましたので、どんどん発注しておる状況でございます。特に、業者の皆さんにつきましては、昨年度、令和元年度の本業やるべき事業ができていないという事業が、まだまだ残っておるのが実態でございます。1日も早く令和元年度の事業も消化しながら、その前に、何といたっても災害復旧が一番でございますので、業者の皆さんには多大なご理解とご協力をいただきながら、ぜひとも安心・安全な地域のために、ご理解とご協力を今後もしっかり切にお願いをしてまいりたいと、こんなふうに考えておるところでございます。

あと、東御・嬭恋線でございますが、こちらにつきましては、令和3年度末が完成予定ということでございます。県道ということでございますので、県のほうが発注でございますが、吾妻郡内の業者、あるいは大手の業者等も、いろんなところでご理解、ご協力をいただきながら、工事の進捗が今進んでおるという状況でございます。特に東御・嬭恋線につきましては、鹿沢の引湯管の件がございます。これらにつきましては、また全員協議会のほうで皆さ

んと議論をして方向を定めてまいりたい、こう思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

上信自動車道の件で、一言触れておきたいと思っております。本年度、長野原嬭恋バイパス、これは予算が9億円確保されております。難しい橋梁あるいはトンネル等については、設計が着手されるという状況でございます。9億円の確保ということでございますので、鎌原までの間の設計を慎重にしっかりと進めていただけるよう、皆さんとお願ひをして、また地元の要望も踏まえながら、取り組んでまいりたいと思っております。

それから、嬭恋バイパス、いわゆる鎌原から田代までの件でございますけれども、5月28日に、西部4地区の区長さん及び議長、副議長、産建の委員長さんにもご同席をいただきまして、今後の村の要望と申しますか、こんなことをこういうふうにしてもらいたいという要望と申しますか、お話をさせていただきました。目標といたしましては、遅くとも来年、再来年度の年度末までには、整備区間の格上げになるように、しっかりと関係者の皆さんと協力をして、お願ひをしてまいりたいと、こんなふうと思っております。

たまたまでございますが、5月29日、長野県の建設部長さん、田下さんより直接電話がありました。阿部知事より、同盟会副会長、熊川さんと鳥居峠の国代行の件について、以前もお願ひをしてきたが、しっかりとお願ひをしてもらいたいと。阿部知事もじきじき、副会長、村長にはよろしくというお電話をしていただきたいということで、部長から電話をいただきました。群馬県のほうにも、すぐご連絡を申し上げて、今後、県境については国代行で願ひするという方向で、今までも陳情では、書類に書いてとどめてお願ひしてきてありますが、長野県サイドがしっかりとそういう方向でやるという意思表示をいただいております。また、両県がしっかりと協議をしていただいて、1日も早い国代行及び終着の場所等について、議会共々、皆さんと一緒に定めていけるよう努力してまいりたい、こう思っております。

もう1点、6月7日、来るべき日曜日でございます。金井バイパスから箱島間のバイパスが開通ということでございます。おおむね、渋川土木事務所管内については、上信道につきましては事業が完了でございます。今後は、4年前の4月1日から開設されました吾妻郡に、東吾妻町にあります上信自動車道建設事務所、ここが中心となって、現在の87億円の予算中心に本年度いただいておりますが、これをしっかりと吾妻の事務所がやるということで、現在15人体制でやっていただいておりますけれども、さらに用地買収のスタッフ等もこちらに投入、来年度からしていただけるようお願いをし、しっかりと事業を進捗するように取り組んでまいりたい、こう思っております。

また、吾妻郡内全地域の皆さんと一致協力して取り組むべき課題だと思っておりますので、今後も、近隣の町村、さらには上田市、東御市とも連携をしながら、しっかり取り組んでまいりたい、こう思っております。

現在、嬭恋村では、2つの対策本部が立ち上がっておるということでございます。また、その中で出口戦略、これを国・県も模索しておりますが、我が村でも、いつからどうするかという出口戦略をしっかりと決めるべき時期に来ておると思っております。産業を守る、また社会経済を守る、こういう観点から、特に宿泊・旅行業、これについては、先ほど申しましたが、その出口戦略、しっかりと対応していくべき時期であると、こう思っておりますので、議員の皆さんのご理解とご協力を切にお願いをしたいと思っております。

通常のありきたりの話でございますけれども、我々も、密集・密閉・密接を避ける、ソーシャルディスタンス、約2メートルを離しましょうと、マスクをしましょう、手洗いやうがいをしましょうというこの基本原則、感染をこれ以上拡大、2次感染を起こさないということをしっかり守りながら取り組んでまいりたい。

そんな中ですけれども、もろもろの行事が中止の方向で動いております。国のほうでも、オリンピックが中止に引き続いて、さらに多くの公共的な会議が中止となっております。現在、火山砂防フォーラムにつきましては1年間延期、群馬県で行うべき予定でありました全国土地改良大会、これにつきましても、昨日でございますが、全国の会長、二階先生の判断をいただきまして、1年間延期ということでございます。

しっかりとコロナに勝って、そして、安心・安全で、社会経済をしっかり守る、このために、議会の皆さんとしっかりとディスカッションをして、政策を遂行してまいりたい、こう思っておりますので、よろしくごお願い申し上げまして、行政報告とさせていただきます。よろしくごお願いいたします。

○議長（松本 幸君） これで、行政報告は終わりました。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（松本 幸君） 日程第5、報告第1号 令和元年度嬭恋村一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） 報告第1号の提案理由を説明させていただきます。

報告第1号 令和元年度孺恋村一般会計予算繰越明許費に係る歳出予算の経費を繰越しいたしました。地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製、報告するものでございます。

詳細については、それぞれ担当課長から説明をさせます。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（松本 幸君） 総務課長。

[総務課長 黒岩崇明君登壇]

○総務課長（黒岩崇明君） それでは、報告第1号 令和元年度孺恋村一般会計予算繰越明許費繰越計算書について報告をいたします。

議案書の次のページの表をご覧ください。

こちらにつきましては、3月定例会でご承認いただきました各事業の繰越額と財源内訳になります。

款のところを見ていただきたいと思います。

6款農林水産業費から第11款の災害復旧費までの全22事業、繰越金額は全体で21億8,963万7,000円となります。

財源内訳につきましては、合計で、既収入特定財源として267万7,000円、それから、未収入特定財源として、国庫支出金が9億1,681万7,000円、県支出金が1億8,364万7,000円、地方債が5億7,070万円、その他563万5,000円、それから、一般財源が5億1,016万1,000円となります。

以上で報告とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（松本 幸君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

以上で、報告第1号 令和元年度孺恋村一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

◎報告第2号の上程、説明、質疑

○議長（松本 幸君） 日程第6、報告第2号 令和元年度孺恋村簡易水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 報告第2号の提案理由を説明させていただきます。

報告第2号 令和元年度孺恋村簡易水道事業特別会計予算繰越明許費に係る歳出予算の経費を繰越いたしました。地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製、報告するものでございます。

詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明をさせます。

よろしく願いをいたします。

○議長（松本 幸君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 宮崎 忠君登壇〕

○上下水道課長（宮崎 忠君） 報告第2号 令和元年度孺恋村簡易水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について説明させていただきます。

次ページ、計算書をご覧ください。

令和元年度孺恋村簡易水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の第1款衛生費、第1項簡易水道管理費、事業名、簡易水道整備事業、金額5,200万円、翌年度繰越額5,200万円、財源内訳としましては、地方債4,510万円、一般財源690万円でございます。

第2款災害復旧費、第1項災害復旧費、事業名、災害復旧事業、3,675万3,000円、翌年度繰越額3,675万3,000円、財源内訳としましては、国庫支出金1,666万円、地方債1,420万円、一般財源589万3,000円でございます。

合計翌年度繰越額8,875万3,000円、財源内訳としましては、国庫支出金1,666万円、地方債5,930万円、一般財源1,279万3,000円でございます。

以上、報告させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（松本 幸君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

以上で、報告第2号 令和元年度孺恋村簡易水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

◎報告第3号の上程、説明、質疑

○議長（松本 幸君） 日程第7、報告第3号 令和元年度孺恋村上水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） 報告第3号の提案理由を説明させていただきます。

報告第3号 令和元年度孺恋村上水道事業会計予算に係る歳出予算の経費を繰越いたしましたので、地方公営企業法第26条第1項の規定によりまして繰越計算書を調製、報告するものでございます。

詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明をさせます。

よろしく願いをいたします。

○議長（松本 幸君） 上下水道課長。

[上下水道課長 宮崎 忠君登壇]

○上下水道課長（宮崎 忠君） 報告第3号 令和元年度孺恋村上水道事業会計予算繰越計算書の報告について説明させていただきます。

計算書をご覧ください。

令和元年度孺恋村上水道事業会計予算繰越計算書、地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額、第1款資本的支出、第1項建設改良費、事業名、孺恋村上水道（村道中原開拓1号線）送水管布設替工事、予算計上額4,106万3,000円、支払義務発生額1,600万円、翌年度繰越額2,506万3,000円、財源内訳としましては、一般財源2,506万3,000円でございます。

以上、報告させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（松本 幸君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

以上で、報告第3号 令和元年度孺恋村上水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを終わります。

◎報告第4号の上程、説明、質疑

○議長（松本 幸君） 日程第8、報告第4号 令和元年度孺恋村公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 報告第4号の提案理由を説明させていただきます。

報告第4号 令和元年度孺恋村公共下水道事業特別会計予算繰越明許費に係る歳出予算の経費を繰越いたしました。地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして繰越計算書を調製、報告するものでございます。

詳細について、担当課長から説明をさせます。

よろしくお願いを申し上げます。

○議長（松本 幸君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 宮崎 忠君登壇〕

○上下水道課長（宮崎 忠君） 報告第4号 令和元年度孺恋村公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について説明させていただきます。

次ページ、計算書をご覧ください。

令和元年度孺恋村公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書、第2款災害復旧費、第1項災害復旧費、事業名、災害復旧事業、金額3億700万円、翌年度繰越額3億700万円、財源内訳としましては、国庫支出金1億9,324万7,000円、地方債1億1,130万円、一般財源245万3,000円でございます。

以上、報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（松本 幸君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

以上で、報告第4号 令和元年度嬭恋村公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

◎報告第5号の上程、説明、質疑

○議長（松本 幸君） 日程第9、報告第5号 令和元年度嬭恋村農業集落排水事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 報告第5号の提案理由を説明させていただきます。

報告第5号 令和元年度嬭恋村農業集落排水事業特別会計予算繰越明許費に係る歳出予算の経費を繰越いたしました。地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして繰越計算書を調製、報告するものでございます。

詳細については、担当課長から説明させます。

よろしくお願いいたします。

○議長（松本 幸君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 宮崎 忠君登壇〕

○上下水道課長（宮崎 忠君） 報告第5号 令和元年度嬭恋村農業集落排水事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について説明させていただきます。

次ページ、計算書をご覧ください。

令和元年度嬭恋村農業集落排水事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書、第2款災害復旧費、第1項災害復旧費、事業名、災害復旧事業、金額200万円、翌年度繰越額200万円、財源内訳としましては、地方債200万円でございます。

以上、報告させていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（松本 幸君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

以上で、報告第5号 令和元年度孺恋村農業集落排水事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

◎報告第6号の上程、説明、質疑

○議長（松本 幸君） 日程第10、報告第6号 専決処分の報告について（自動車事故による損害賠償事故に係る和解及び損害賠償額の決定について）を議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 報告第6号の提案理由を説明させていただきます。

村長において専決処分することのできる事項の指定（昭和60年議決）第2号（1件50万円以下の損害賠償の和解、額の決定）に基づきまして専決処分をいたしましたので、報告するものでございます。

詳細は、担当課長より説明させます。

よろしくご審議いただき、ご承認いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（松本 幸君） 総務課長。

〔総務課長 黒岩崇明君登壇〕

○総務課長（黒岩崇明君） それでは、次ページをご覧いただきたいと思います。

専決処分書について説明をさせていただきます。

中段の記以降をご覧いただきたいと思います。

専決処分事項ですが、自動車事故による損害賠償事故に係る和解及び損害賠償額の決定についてでございます。

専決処分内容といたしまして、事故発生日時、令和2年1月6日14時30分頃、事故発生

場所、婦恋村役場駐車場内、事故の状況でございますが、公用車をバックで駐車しようとしたところ、右から発進する車に気づかず、相手車両の運転席側のドアに接触したものでございます。

和解の内容でございますが、本件事故による相手損害額が15万3,000円で、村は相手の損害額の5割、7万6,500円を村の加入する損害保険会社より相手に支払うということで和解となりました。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松本 幸君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 2点お伺いしたいと思います。

この日は、時期的に雪の状況がどうだったのかということをお聞きしたいのと、あと、その辺で、この事故の要因となったのが、どういうことが考えられるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（松本 幸君） 総務課長。

〔総務課長 黒岩崇明君登壇〕

○総務課長（黒岩崇明君） 雪の状況ということではなくて、要因ということでは、役場の中央の駐車場に車を入れまして、バックで、要するに国道側に止めるような、職員は操作をしたんですが、手前って、その隣に、向こう側に斜めで車が止まっていまして、その車が右折をして外に出ようとして、たまたまバックとドアが接触したということで、事故となったということです。お互い、ちょっと何というんですか、見誤ったということで、事故となったということでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（松本 幸君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

以上で、報告第6号 専決処分の報告について（自動車事故による損害賠償事故に係る和解及び損害賠償額の決定について）を終わります。

◎報告第7号の上程、説明、質疑

○議長（松本 幸君） 日程第11、報告第7号 専決処分の報告について（工事請負契約の金額の変更）を議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 報告第7号につきまして提案理由を説明させていただきます。

平成31年度、村道大前細原線上部工工事に よります工事請負契約の金額の変更でございますが、村長において専決処分することのできる事項の指定第1号に基づきまして専決処分をいたしましたので、報告をさせていただきます。

担当より詳細説明をさせます。よろしくお願ひいたします。

○議長（松本 幸君） 建設課長。

〔建設課長 滝沢勇司君登壇〕

○建設課長（滝沢勇司君） それでは、報告第7号 専決処分書の内容について説明させていただきます。

次ページをご覧ください。

中段以降を読み上げさせていただきます。

専決処分事項、1、処分事項、工事請負契約の変更、1、処分内容、1、工事名、平成31年度大前細原線（大前橋）上部工工事、2、契約金額、変更前、金2億2,284万9,000円、変更後、金2億2,596万2,000円、3、工事場所、孺恋村大字大前地内、4、契約の相手方、東京都北区滝野川7-2-13、極東興和・大久保産業大前橋上部工特定建設工事共同企業体、取締役支店長、末竹一春。

以上です。

○議長（松本 幸君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 金額の変更なんですけれども、これは、例えば材料費とか、何か理由が話されなかったんですけれども、引き上げる理由になったのはどういうことなんでしょうか。1点お願ひいたします。

○議長（松本 幸君） 建設課長。

〔建設課長 滝沢勇司君登壇〕

○建設課長（滝沢勇司君） 変更の理由ですが、工事实施に当たりまして、工事の内容を照査・検討したところ、下部工と上部工の接点のところ、支承部というところがあるんですが、そのところの構造が、アンカーボルトというのがあるんですけども、その接合部がうまく収まりがつかないんで、その部材を、アンカープレートというのがあるんですが、それを多少大きなものに変更したという内容になっています。

よろしくをお願いします。

○議長（松本 幸君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

以上で、報告第7号 専決処分の報告について（工事請負契約の金額の変更）を終わります。

◎同意第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（松本 幸君） 日程第12、同意第2号 嬭恋村農業委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 同意第2号につきまして、提案理由を説明させていただきます。

嬭恋村農業委員会委員の任期が令和2年7月19日で満了となるため、新たに任命することについて議会の同意を求めるものでございます。

担当より詳細説明をさせます。

ご審議のほど、ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（松本 幸君） 農林振興課長。

〔農林振興課長 横沢貴博君登壇〕

○農林振興課長（横沢貴博君） 同意第2号についてご説明いたします。

裏面の婦恋村農業委員会委員候補者名簿をご覧いただきたいと思います。

農業委員会委員の任命は、農業委員会等に関する法律第8条の規定によりまして、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関して、その職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が議会の同意を得て任命するとされております。

本件に関しまして、本年2月に公募を開始しましたところ、ご覧の名簿のとおり、定数17名のところ、同数の17名のご推薦をいただいたところでございます。このうち1番から15番までは、各区からの推薦によるものでございます。また、16番、17番にありましては、団体からの推薦によるものでございます。また、任命に係る認定農業者の過半数要件がございましたが、9名が該当しておりますので、要件を満たしておりますことを申し添えます。

以上で、同意第2号についての詳細説明とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○議長（松本 幸君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

大久保議員。

○10番（大久保 守君） 今、農業委員は確か村長が指名するような形態になっていると思うんですけども、勉強不足でちょっと教えていただきたいのが、団体推薦が2枠あるわけですけども、前から農業協同組合さんが1枠あるというのは分かるんですけども、ぐんま農業委員会女性ネットワークということで、今入っておるわけですけども、これはどのような状況から入ってきたんでしょうか。

○議長（松本 幸君） 農林振興課長。

〔農林振興課長 横沢貴博君登壇〕

○農林振興課長（横沢貴博君） 大久保議員のご質問にお答えいたします。

ぐんま農業委員会女性ネットワークというのは、既存の各地区の農業委員さんの中の女性メンバーで構成されているメンバーかと存じます。

○10番（大久保 守君） それ、どうして。

○農林振興課長（横沢貴博君） どうして。

この募集をかけたところ、その団体が推薦ということでもありますので、どこの団体って声をかけているわけではなくて、公募でございますから、公募をしたら、この団体がぜひということでご推薦いただいたと、そういうことでもあります。

○議長（松本 幸君） 大久保議員。

○10番（大久保 守君） そうすると、募集したときに、ほかの団体が来て、農業委員やりたいたんだという団体があった場合には、それは村のほうで、指名権者が任命するような形になるのでしょうか。

○議長（松本 幸君） 農林振興課長。

〔農林振興課長 横沢貴博君登壇〕

○農林振興課長（横沢貴博君） 募集の推薦を受け付けまして、定数以上のものであれば、またそこで選定委員会を開いて、その中で決めることになると思っております。

○議長（松本 幸君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案については人事案件であります。討論を省略し、直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、同意第2号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議案調査について

○議長（松本 幸君） お諮りいたします。本日提出されました日程第13、議案第38号から日程第21、議案第46号までの各議案につきまして、本日提案説明までさせていただき、全員協議会での詳細説明の上、各議案の審議は8日に行うこととし、再開日まで議案調査にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） 異議なしと認めます。

よって、議案第38号から議案第46号までの各議案は、本日から再開日まで議案調査いたします。

◎議案第38号の上程、説明

○議長（松本 幸君） 日程第13、議案第38号 令和2年度孺恋村一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第38号の提案理由を説明させていただきます。

議案第38号 令和2年度孺恋村一般会計補正予算（第4号）について、提案理由を説明させていただきます。

歳入歳出それぞれ2億3,036万9,000円を追加させていただき、歳入歳出総額91億3,205万2,000円とするものでございます。

主な内容といたしましては、愛する孺恋基金への積立金として1億3,970万7,000円、新型コロナウイルス感染症対策事業として、村内商工業者への支援金2,000万円を追加するものでございます。

また、国のGIGAスクール構想に基づき、小・中学校生徒への1人1台パソコン導入のための経費として、小学校教育振興事業に3,194万5,000円、中学校教育振興事業に1,667万3,000円を計上させていただいております。

以上、大変雑駁ではありますが、私からの提案理由とさせていただきます。

なお、補正予算の詳細につきましては、担当課長から説明をさせます。

慎重なるご審議を賜り、ご議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（松本 幸君） 総務課長。

〔総務課長 黒岩 崇明君登壇〕

○総務課長（黒岩 崇明君） それでは、令和2年度孺恋村一般会計補正予算（第4号）について、詳細説明をさせていただきます。

令和2年度孺恋村一般会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,036万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91億3,205万2,000円といたします。

内訳について、6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

16款国庫支出金、2項国庫補助金、4目教育費国庫補助金、補正額94万5,000円の増額です。内訳につきましては、説明欄でご説明をさせていただきます。学校臨時休業対策費補助金94万5,000円でございます。

20款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額2億2,942万4,000円、説明欄でございますが、財政調整基金の繰入金として、同じく2億2,942万4,000円としてございます。

次ページ、7ページをお願いいたします。

歳出の内訳でございます。

2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、補正額194万円の増額でございます。内訳は、説明欄で説明させていただきます。まず、公共交通対策事業として181万円、主な内訳としては、大前駅案内看板製作費50万円、それから、大前駅のイルミネーション設置費として30万円等を予算づけしております。

続いて、婦恋村ジオパーク推進事業、これについてはマイナスの173万9,000円、これは、18節の婦恋ツーリズム推進協議会の補助金をマイナス423万2,000円といたしまして、会計年度任用職員の給料176万7,000円等を追加するものでございます。

それから、移住・定住促進事業でございますが、地域交流センタースロープ設置工事費など136万9,000円などを増額し、173万9,000円の増額としております。

それから、プレミアム付商品券の事業ですが、国庫支出金の返還金として13万円を見ております。これについては、昨年10月に、消費税増税に伴いましてプレミアム商品券の支給をして、事業が確定しまして、補助金を返すものでございます。

それから、15目愛する婦恋基金1億3,970万7,000円の増額でございます。

次ページをお願いいたします。

2款の総務費の補正額の合計でございますが、1億4,164万7,000円の増額でございます。

それから、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額403万8,000円の増額でございます。内訳で説明をさせていただきます。社会福祉管理事業として403万8,000円の増額を見ております。主な内容でございますが、地域福祉計画の策定委託料として、385万円ほかを見ております。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、補正額マイナスの419万9,000円としております。説明欄をお願いいたします。新型コロナウイルス感染症対策事業として、マイナスの419万9,000円を見ておりますが、これについては、次ページの衛生費のほうへ予

算の移替えをするものでございます。

9 ページをお願いいたします。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費、補正額407万8,000円、説明欄でございますが、先ほど説明いたしました新型コロナウイルス感染症対策事業として予算を移替えしたもので、407万8,000円の増額としております。多少金額が異なりますが、印刷代と施設用備品について、若干数字を入れ替えたものでございます。

それから、7 款商工費、1 項商工費、2 目商工振興費、補正額2,000万円の増額でございます。説明欄でございますが、これは新型コロナウイルス感染症対策の村内事業支援金として、2,000万円を増額するものでございます。

9 款消防費、1 項消防費、3 目の消防施設費でございますが、これについては、詰所の建築費から設計委託料のほうへ420万円の予算を移し替えるものでございます。

次ページをお願いいたします。

10 款教育費、1 項教育総務費、2 目事務局費、補正額40万6,000円の増額でございます。これについては、事務局管理事業として、コロナ対策の消毒代等、事務用品を含めて40万6,000円の増額としております。

4 目給食センター運営費、補正額38万5,000円の増額でございます。説明欄ですが、給食センターの運営事業として、施設用備品購入費、これについては、食用油のろ過器の故障のための新しいものを購入する代金ということで38万5,000円を見ております。

10 款教育費、2 項小学校費、これについてはG I G Aスクールのための費用ということで、予算づけをしております。1 目学校管理費、補正額154万円の増額、説明欄ですが、小学校管理事業として154万円、これについては設計管理委託料でございます。

それから、2 目教育振興費、補正額3,194万5,000円の増額でございます。小学校教育振興事業として、教材用備品の購入費、これは、パソコン等を購入するものとして3,194万5,000円でございます。

続きまして、10 款教育費、3 項中学校費、1 目学校管理費、補正額77万円の増額でございます。説明欄ですが、中学校管理事業、先ほどの小学校と同じですが、設計管理委託料として77万円。

2 目教育振興費、補正額1,667万3,000円、説明欄ですが、中学校教育振興事業として、同じく教材用備品購入、パソコン等の購入だそうですが、1,667万3,000円でございます。

次ページをお願いいたします。

10款教育費、4項幼稚園費、1目幼稚園費、補正額50万円。説明欄でございますが、幼稚園運営事業として、施設備品を50万円見ております。

それから、10款教育費、5項社会教育費、2目公民館費、補正額20万円増額でございます。これについては、説明欄でございますが、公民館の施設整備費の維持管理として、施設修繕費として20万円を見ております。

6目資料館運営費、補正額375万3,000円、鎌原観音堂周辺整備事業として、調査委託料375万3,000円を見ております。

続いて、10款教育費、6項保健体育費、2目保健体育施設費、補正額203万3,000円。説明欄でございますが、総合グラウンドの維持管理業務として、総合グラウンドの多目的グラウンドにトイレを設置する工事として200万円、それから保守点検の委託料が3万3,000円で、203万3,000円としております。

最後のページをお願いいたします。

11款災害復旧費、4項その他公共施設・公用施設災害復旧費、1目総務災害復旧費、補正額660万円増額でございます。説明欄ですが、被災者生活再建支援事業として、被災家屋の撤去工事を660万円見ております。これについては、19号台風のときの被災家屋の解体費用ということで、2棟分を予定しております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

◎議案第39号の上程、説明

○議長（松本 幸君） 日程第14、議案第39号 令和2年度孺恋村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第39号 国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由を説明させていただきます。

事業勘定につきましては、歳入歳出それぞれ512万5,000円を追加し、総額を15億6,620万6,000円とするものでございます。

主な内容は、一般被保険者医療給付費納付金、傷病手当金の計上となります。

以上、大変雑駁ではありますが、私からの提案理由とさせていただきます。

なお、補正予算の詳細について、担当課長から説明させます。

慎重なるご審議を賜り、ご議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（松本 幸君） 住民福祉課長。

〔住民福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○住民福祉課長（熊川真津美君） 議案第39号 令和2年度婦恋村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の説明をさせていただきます。

事業勘定の歳入歳出予算の総額に512万5,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億6,620万6,000円とするものでございます。

それでは、3ページの歳入歳出予算事項別明細書をご覧ください。

初めに、歳入でございますが、第4款県支出金100万円の増額、これにつきましては、傷病手当給付金に関するものです。

第6款繰入金412万5,000円の増額、これにつきましては、基金からの繰入れとなります。

次に、歳出ですが、4ページをご覧ください。

第2款の保険給付費100万円の増額、内容につきましては、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、国民健康保険に加入しております被用者が新型コロナウイルスに感染または疑いがある場合などで会社を休んだときに、給与が支払われない場合に給付するものとなります。

第3款国民健康保険事業費納付金412万5,000円の増額です。これにつきましては、県からの納付金の確定通知により、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分がそれぞれ増額となっております。

以上、令和2年度婦恋村国民健康保険特別会計補正予算の説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

◎議案第40号の上程、説明

○議長（松本 幸君） 日程第15、議案第40号 婦恋村税条例等の一部改正についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） 議案第40号の提案理由を説明させていただきます。

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）等の公布に伴いまして、婦恋村税条例との整合性を持たせるため、本条例の一部を改正するものでございます。

詳細説明につきましては、全員協議会のほうで説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

◎議案第41号の上程、説明

○議長（松本 幸君） 日程第16、議案第41号 婦恋村国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） 議案第41号の提案理由を説明させていただきます。

国民健康保険税の現行税率による基礎課税分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の案分率が国民健康保険事業納付金算定上の案分率と比較し、調整を欠いているため、税率を見直し調整するため、改正するものでございます。

慎重審議、ご指導いただきまして、ご承認いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

◎議案第42号の上程、説明

○議長（松本 幸君） 日程第17、議案第42号 婦恋村固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由を、村長、お願いたします。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第42号の提案理由を説明させていただきます。

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正により、法律の名称が変更されたこと等に伴い、本条例の一部改正を行いたいのので、本案を提出するものでございます。

慎重審議、ご指導いただきまして、ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

◎議案第43号の上程、説明

○議長（松本 幸君） 日程第18、議案第43号 婦恋村国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第43号の提案理由を説明させていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、国民健康保険に加入する被用者が感染または感染が疑われ、労務に服することができなくなった場合に、傷病手当金を給付するために改正するものでございます。

慎重審議、ご指導いただきまして、ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

◎議案第44号の上程、説明

○議長（松本 幸君） 日程第19、議案第44号 婦恋村介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第44号の提案理由を説明させていただきます。

低所得者に対する介護保険料の軽減措置の拡大に関する介護保険法施行令（平成10年政令第412号）の改正に伴う保険料額の改正及び災害等による保険料の減免措置を柔軟に講ずるため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

慎重審議、ご指導いただきまして、ご承認いただきますよう、よろしく願いいたします。

◎議案第45号の上程、説明

○議長（松本 幸君） 日程第20、議案第45号 孺恋村農産物等直売所の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第45号の提案理由を説明させていただきます。

地方自治法第244条の2第1項の規定によりまして、孺恋村農産物等直売所の設置及び管理に関する条例を制定したいので、本案を提出するものでございます。

慎重審議、ご指導いただきまして、ご承認いただきますよう、よろしく願いいたします。

◎議案第46号の上程、説明

○議長（松本 幸君） 日程第21、議案第46号 指定管理者の指定について（孺恋村農産物等直売所）を議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第46号の提案理由を説明させていただきます。

地方自治法第244条の2第6項に基づき、有限会社卸売センターサンエイを指定管理者として指定したいので、議会の議決を求めるものでございます。

慎重審議、ご指導いただきまして、ご承認いただきますよう、よろしく願いをいたしま

す。

◎請願書、陳情書等の委員会付託について

○議長（松本 幸君） 日程第22、請願書、陳情書等の委員会付託についてを議題といたします。

本日までに受理した請願書及び陳情書は、別紙請願陳情文書表のとおりであります。会議規則第91条第1項の規定により、請願・陳情等の審査を別紙文書表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

◎議員派遣の件について

○議長（松本 幸君） 日程第23、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。議員を派遣しようとするときは、議会の議決で決定することになっておりますが、お手元に配付しました資料のとおり、議員派遣を決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付しましたとおり、議員を派遣することに決定しました。

なお、この際、お諮りいたします。決定された議員派遣について、変更が生じた場合は本職に一任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま議決されました議員派遣につきましては、変更が生じた場合は本職に一任することに決定しました。

◎休会について

○議長（松本 幸君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により7日まで休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） 異議なしと認めます。

よって、あしたから7日まで休会することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（松本 幸君） 本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時24分

令和 2 年 第 4 回 定 例 村 議 会

(第 2 号)

令和2年第4回嬭恋村議会定例会会議録

議事日程(第2号)

令和2年6月8日(月)午前9時57分開議

- 日程第 1 議案第38号 令和2年度嬭恋村一般会計補正予算(第4号)
- 日程第 2 議案第39号 令和2年度嬭恋村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 3 議案第40号 嬭恋村税条例等の一部改正について
- 日程第 4 議案第41号 嬭恋村国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第42号 嬭恋村固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第43号 嬭恋村国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第44号 嬭恋村介護保険条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第45号 嬭恋村農産物等直売所の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第46号 指定管理者の指定について(嬭恋村農産物等直売所)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

- | | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 黒岩敏行君 | 2番 | 土屋圭吾君 |
| 3番 | 石野時久君 | 4番 | 上坂建司君 |
| 5番 | 佐藤鈴江君 | 6番 | 土屋幸雄君 |
| 7番 | 松本幸君 | 8番 | 黒岩忠雄君 |
| 9番 | 伊藤洋子君 | 10番 | 大久保守君 |
| 11番 | 羽生田宗俊君 | 12番 | 大野克美君 |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	熊 川 栄 君	副 村 長	加 藤 康 治 君
教 育 長	地 田 功 一 君	総 務 課 長	黒 岩 崇 明 君
総合政策課長	佐 藤 幸 光 君	税 務 課 長	滝 沢 文 彦 君
住民福祉課長	熊 川 真津美 君	建 設 課 長	滝 沢 勇 司 君
農林振興課長	横 沢 貴 博 君	観光商工課長	地 田 繁 君
上下水道課長	宮 崎 忠 君	教育委員会 事務局 会長	熊 川 武 彦 君
会計管理者	宮 崎 由美子 君	地域交流推進 室 長	宮 崎 貴 君

事務局職員出席者

議会事務局長	土 屋 和 久	書 記	宮 崎 剛
--------	---------	-----	-------

開議 午前 9時57分

◎開議の宣告

○議長（松本 幸君） 皆さん、おはようございます。

本日の出席議員は12名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第4回嬭恋村議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（松本 幸君） 本日の議事日程は、別紙日程表のとおりといたします。

◎議案第38号の質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第1、議案第38号 令和2年度嬭恋村一般会計補正予算（第4号）
についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより
本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤洋子議員。

○9番（伊藤洋子君） 3点ほどお聞きしたいと思います。

最初に、7ページの企画費の公共交通対策事業ですが、ここには大前駅が載っているわけ
ですけれども、万座・鹿沢口駅前にすばらしい看板ができて、そのスローガンが、みんなの
利用でこの吾妻線を守りましょうというスローガンになっておりましたけれども、先日の全
員協議会でもお聞きしたのですけれども、今後コロナが終息した暁には、村民向け、やっぱ
り多くの人利用することによって、その思いが確実にになっていくと思いますので、その点
についての再度、今後の取組についてお聞きしたいと思います。

2点目の質問が、10ページですけれども、教育費の教育振興費等に、パソコンのこととか

触れられたんですけれども、学校が再開になっているわけですが、そういう児童・生徒を迎える体制というのは、今現在、どのように健康管理とか、そういうことをされているのか。そういう予算は、今回のには入らないで、これまでの当初予算で賄っているのかどうかをお聞きしたいと思います。

次に、やはり教育費のほうですけれども、先日もトイレの問題が質問されましたけれども、当初予算では300万円で、それで、プラス200万円で500万円になるわけですが、そのトイレは、具体的には、例えばオストメイトとかがあったりとか、そういう多種多様の方々が利用できるようなトイレになるのかどうか。その辺について、具体的にお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（松本 幸君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 佐藤幸光君登壇〕

○総合政策課長（佐藤幸光君） ただいまの伊藤議員の質問にお答えしたいと思います。

言われるように、万座・鹿沢口のほうにも、いろいろこれから施策を打つべきだと思いますけれども、取りあえず今回は大前駅ということで、第1段階というような扱いでしたいと思っています。今後についても、できれば第2、第3段階ということで、いろいろと進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（松本 幸君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 熊川武彦君登壇〕

○教育委員会事務局長（熊川武彦君） それでは、伊藤議員のご質問にお答えいたします。

まず、小学校が再開するに当たって、準備状況ということなんですけれども、現在は消毒液とかマスク等を配付している状況です。これは、国・県、または民間の方から寄附を頂いたものも含めて配付をしております。また、教職員につきましては、フェースシールドを準備しております、これにつきましては、今ある予算の中で、事務費等で購入させていただいております。

また、今回の補正予算の中に、教育総務費、事務局費の中に、新型コロナ対策の消毒代等とありまして、ただ5万円だけなんですけれども、これにつきましても、消毒液その他に使わせていただくのと、状況が刻々と変化しておりますので、今後それに対応して予算確保等をしていく必要があるかと思っておりますし、国からの、こんなふうにするよという指示もだんだん変わってきておりますので、それに対応して行ってきたいと思います。

それと、トイレの新設につきましては、今回、補正予算もお願いしているわけですが、今回のトイレにつきましては、総合グラウンドの一番端につくトイレでございまして、男女1基ずつの予定をしております。全員協議会での質問でもあったんですが、できればこの予算の中でウォシュレットということもありましたが、予算の中で検討したいのと、総合グラウンド全体として、どのようにトイレを使っていくかも併せて検討して、もし今回の予算でできるのであれば、していきたいというふうに考えております。よろしくお願いたします。

○議長（松本 幸君） ほかに。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 今の答弁で、駅前のことでは、村長の答弁でも、この間の質問で答えられたのは、例えば村民が全員利用すれば1万人になるということであったので、ぜひそういったのはやっていただきたいと思うんですけれども、次の教育のほうですけれども、それでは、今現在、体温チェックとかそういうのは、よくテレビで見る非接触型とかやっていますけれども、そういうことなどは、どのようにされているのかをお聞きしたいと思います。

それから、トイレのほうは、これからの社会なので、やっぱり多目的というか、男女1個だけというよりも、そういう障害のある方も利用できたり、高齢の方も安心して利用できるとか、そういったものがいいかなと思うんですけれども、その点の配慮はどうなっているのでしょうか。

○議長（松本 幸君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 熊川武彦君登壇〕

○教育委員会事務局長（熊川武彦君） それでは、伊藤議員のご質問にお答えいたします。

小・中学生の体温の確認等につきましては、基本的には家庭で体温を測ってきてくださいというお願いをしております。また、学校に非接触型の体温計を配付しておりまして、それによって、現在、校門の辺り、学校に入る前ですね、そちらのほうを先生がチェックしていただいております。

また、トイレにつきましては、多目的型ということなんですけれども、何分、今回のが臨時的というか、一番端につくトイレだもんですから、もしできれば、本来、中央にあるトイレを、多目的型のトイレで使えるところもありますので、そちらのほうを利用させていただくと、今回につきましては、一番端で男女1基ずつということで計画しておりますので、またそこは、今回の当初予算にも計上させていただきました総合グラウンドの今後の計画につきまして、その中で計画をしていければいいなと思っておりますので、よろしくお願いた

します。

○議長（松本 幸君） ほかにご質疑ありませんか。

土屋議員。

○6番（土屋幸雄君） 小・中が学校を再開したと思うんですけども、スクールバスで今、通学していますよね。その3密対策とか衛生面のそういう対応を、スクールバスはどのようなことをしているのか。ここに、補正予算にはないんですけども、そういう対策等は今後どのように考えているのか、ちょっとお聞きします。

○議長（松本 幸君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 熊川武彦君登壇〕

○教育委員会事務局長（熊川武彦君） 土屋議員のご質問にお答えいたします。

スクールバス関係ということですけども、現在、スクールバスにつきましては、バスの運行会社にお申し送りして、バスの中の清掃・消毒等をお願いしております。これは、1回運行するごとに消毒をしていただけているということになっておりますし、また、バスに乗るときに消毒液を各車に準備いたしまして、乗る児童・生徒に対して1人ずつ消毒をしていただくようになります。

また、3密対策なんですけれども、窓をなるべく開けて走行するようにお願いしているんですが、人数に対してはどうしても、バスを全部使って今運行しているものですから、なかなか減らすことはできないんですが、もし可能であれば、保護者の方が送迎できる方がいれば、送迎をお願いしたいというお願いをして、なるべく密度を下げるようにはしております。

それと、体温につきましても、乗車前に、先ほど言いましたように家庭で測ってきていただいて、熱のある児童・生徒については乗車しないようにというお願いをしているところでございます。よろしくお願いたします。

○議長（松本 幸君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

◎議案第39号の質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第2、議案第39号 令和2年度婦恋村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 6ページの歳出の最初の傷病手当金についてお聞きしたいんですけども、これはとてもいいことだと思っているんですけども、このあれは、後の条例等を見ると、勤めている方のような感じにも取れるけれども、例えば小さな個人事業主も国保に入ったりしているわけですけども、そういうところにも宛てがわれるのかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（松本 幸君） 住民福祉課長。

[住民福祉課長 熊川真津美君登壇]

○住民福祉課長（熊川真津美君） ただいまの伊藤議員のご質問にお答えしたいと思います。

今回の対象者としましては、国のほうからは、被用者のうちということですので、お勤めをされている方の中で、新型コロナウイルス感染症に感染した方、または発熱等の症状があり、感染が疑われてお仕事を休む場合が対象となっております。よろしく願いいたします。

○議長（松本 幸君） ほかにご質疑ありませんか。

佐藤議員。

○5番（佐藤鈴江君） そうしますと、今の質問を引き続きお願いしたいと思いますが、例えば農業でも法人化をされている方があって、その中の従業員というのは、お勤めしているというふうに考えられると思いますが、そういった方に対しても該当するというふうに認識を

していてよろしいのでしょうか。

○議長（松本 幸君） 住民福祉課長。

〔住民福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○住民福祉課長（熊川真津美君） ただいまの佐藤議員のご質問にお答えします。

例えば農業で、青色申告なんかをしている方で、専従者になっている方については、お給料が出るようになっておりますので、それを基に算定できると思うんですけれども、事業主、農業をやられている方は、今回は対象外になると承知しております。

○議長（松本 幸君） 佐藤議員。

○5番（佐藤鈴江君） それでは、農業を法人化されている、有限会社化されている方もいらっしゃると思いますし、その中で代表取締役とか、そういった方については、その方がもし感染をされて仕事ができない、そういった場合については該当させてもいいのではないかというふうに思いますが、そういったところの精査をされているのかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（松本 幸君） 住民福祉課長。

〔住民福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○住民福祉課長（熊川真津美君） ただいまのご質問ですけれども、法人化されている場合は会社扱いといたしましょうか、なので、代表取締役の方も対象になると思いますけれども、今、私が最初に答えましたのは、普通の申告をしていて、青色申告をしている場合のことでしたので、すみません、法人化されている場合は該当になると思います。

○議長（松本 幸君） 佐藤議員。

○5番（佐藤鈴江君） 青色申告の専従者は該当になる、それから、白色の専従者もいらっしゃると思います。その方はどういうふうな該当でしょうか。

○議長（松本 幸君） 住民福祉課長。

〔住民福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○住民福祉課長（熊川真津美君） 大変申し訳ありません。私の説明が悪くて申し訳ありません。

お給料をもらっている方というくくりになりますので、白で専従者給与をもらっている方も該当になると思います。すみませんでした。

○議長（松本 幸君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） この傷病手当金は、今回の新型コロナによるものなので、一步前進かなと思うんですけども、婦恋村内を見ると、小さな個人事業主も多くいるので、やっぱりそういう人たちが商売を営んでいて、もしものことがあったときに、やっぱり傷病手当が出ないということは、その場所の営業が続けられるかどうかにも関わってくると思うので、これはぜひ村としても、県のほうとも組んで、やっぱり国に、個人事業主、小さなところにもこののをぜひ要望して行ってほしいということをお願いして、私は賛成したいと思います。

○議長（松本 幸君） ほかにご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

◎議案第40号の質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第3、議案第40号 婦恋村税条例等の一部改正についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

佐藤議員。

○5番（佐藤鈴江君） 19ページです。その中の長期譲渡所得に係る個人の村民税の課税の特例というところで、この辺が、今回の改正で、どのようなところの譲渡所得に関する特例が

あるのか、教えていただきたいと思います。

○議長（松本 幸君） 税務課長。

〔税務課長 滝沢文彦君登壇〕

○税務課長（滝沢文彦君） ただいまの佐藤議員のご質問にお答えしたいと思います。

今回の特例では、低未利用土地ということで、利用される頻度が低い土地の譲渡所得等についての100万円の特別控除が創設されている改正になっております。よろしく申し上げます。

○議長（松本 幸君） 佐藤議員。

○5番（佐藤鈴江君） 利用される頻度が少ないというのは、どのような基準で少ないという判定をするのでしょうか。

○議長（松本 幸君） 税務課長。

〔税務課長 滝沢文彦君登壇〕

○税務課長（滝沢文彦君） ただいまの佐藤議員のご質問にお答えいたします。

先ほどもちょっと申し上げさせていただいたんですが、適切な利用が図られるべき土地にもかかわらず、長期間にわたり未利用地となり、利用の頻度が低いという土地が対象となっております。あとは、整備状況など加味してという形になっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（松本 幸君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

◎議案第41号の質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第4、議案第41号 婦恋村国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 1点だけお願いいたします。

4ページとか、あと、そのほかにもあるんですけども、今回、国保税が、激変緩和措置とかも含めて、何か下がるということとはとてもうれしいんですけども、なぜか、何というんでしょう、後期高齢者支援金というところは、どの項目でも、とにかく高くなっているんです、後期高齢者支援金というところが。それは、なぜか、高齢化社会に向けて若者が何かやるから多くなるのか、その仕組みについて、もし分かるようでしたら、お願いしたいと思います。

○議長（松本 幸君） 税務課長。

[税務課長 滝沢文彦君登壇]

○税務課長（滝沢文彦君） ただいまの伊藤議員のご質問にお答えいたします。

今回の改正に当たりまして、県から示されました標準税率を基に変更させていただいているわけですが、全員協議会でもご説明させていただいた、その案分率に差があるものですから、県の案分率に合わせるような形にしていきますと、今まで介護保険料分とかが低かったもので、今回は上がるような形になります。よろしく申し上げます。

○議長（松本 幸君） ほかにご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

佐藤議員。

○5番（佐藤鈴江君） 今回、このような形で税率が低くなるということで、大変被保険者に

としてはよかったのかなという点と、これからも標準税率に県下統一されるまでには何年間期間がありますが、そういったところで医療給付費が上がらないような健康保険事業等に力を入れていく必要が、村としてはあると思います。そういった点を考慮して、医療給付費が伸びないような努力を今後もされて、このような税率がこれ以上上がるということのないような方法で、村としても取り組んでいただきたいということを申し上げて、賛成の立場で討論させていただきました。

○議長（松本 幸君） ほかにご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

◎議案第42号の質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第5、議案第42号 婦恋村固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

◎議案第43号の質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第6、議案第43号 婦恋村国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

◎議案第44号の質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第7、議案第44号 婦恋村介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

◎議案調査について

○議長（松本 幸君） お諮りいたします。議案第45号及び議案第46号については本日審議を行う予定でしたが、議案調査継続中のため、全員協議会にて再度詳細説明の上、審議は12日に行うこととしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松本 幸君） 異議なしと認めます。

よって、議案第45号及び議案第46号は、本日から再開日まで議案調査といたします。

◎休会について

○議長（松本 幸君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により11日まで休会したいと思います。これにご異議あり

ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） 異議なしと認めます。

よって、あしたから11日まで休会することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（松本 幸君） 本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午前10時25分

令和 2 年 第 4 回 定 例 村 議 会

(第 3 号)

令和2年第4回嬭恋村議会定例会会議録

議事日程(第3号)

令和2年6月12日(金)午前10時00分開議

- 日程第 1 議案の撤回について
日程第 2 議案第47号 工事請負契約の締結について
日程第 3 議案第48号 工事請負契約の締結について
日程第 4 議案第49号 業務委託契約の締結について
日程第 5 議案第50号 和解及び損害賠償額の決定について
日程第 6 議案第51号 令和2年度嬭恋村一般会計補正予算(第5号)
日程第 7 請願書、陳情書等の審査報告について
日程第 8 一般質問
日程第 9 閉会中の継続審査申出について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

- | | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 黒岩敏行君 | 2番 | 土屋圭吾君 |
| 3番 | 石野時久君 | 4番 | 上坂建司君 |
| 5番 | 佐藤鈴江君 | 6番 | 土屋幸雄君 |
| 7番 | 松本幸君 | 8番 | 黒岩忠雄君 |
| 9番 | 伊藤洋子君 | 10番 | 大久保守君 |
| 11番 | 羽生田宗俊君 | 12番 | 大野克美君 |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長 熊川栄君 副村長 加藤康治君

教 育 長	地 田 功 一 君	総 務 課 長	黒 岩 崇 明 君
総合政策課長	佐 藤 幸 光 君	税 務 課 長	滝 沢 文 彦 君
住民福祉課長	熊 川 真津美 君	建 設 課 長	滝 沢 勇 司 君
農林振興課長	横 沢 貴 博 君	観光商工課長	地 田 繁 君
上下水道課長	宮 崎 忠 君	教育委員会 事務局 会長	熊 川 武 彦 君
会計管理者	宮 崎 由美子 君	地域交流推進 室 長	宮 崎 貴 君

事務局職員出席者

議会事務局長	土 屋 和 久	書 記	宮 崎 剛
--------	---------	-----	-------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（松本 幸君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第4回孺恋村議会定例会を再開いたします。

◎議事日程の報告

○議長（松本 幸君） 本日の議事日程は、別紙日程表のとおりといたします。

◎議案の撤回について

○議長（松本 幸君） 日程第1、議案の撤回についてを議題といたします。

当局から、孺恋村議会会議規則第19条の規定により提出されました、議案第45号 孺恋村農産物等直売所の設置及び管理に関する条例の制定について並びに議案第46号 指定管理者の指定についての撤回請求についての説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 事件撤回請求書ということで議会に出させていただきました。

議案第45号 孺恋村農産物等直売所の設置及び管理に関する条例の制定について、これにつきまして、令和2年6月2日に提出いたしました議案第45号の件でございますけれども、条例のさらなる調査検討の必要が生じたため、上記会議規則の規定により、議案の撤回を請求するものでございます。

併せまして、令和2年6月2日に提出いたしました、議案第46号 指定管理者の指定について（孺恋村農産物等直売所）について、孺恋村農産物等直売所の設置及び管理に関する条例に係る議案の撤回を請求したので、関連のある本議案につきましても、上記会議規則の規定によりまして、議案の撤回を請求するものでございます。

よろしくお願いをいたします。

○議長（松本 幸君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、議案第45号 孺恋村農産物等直売所の設置及び管理に関する条例の制定について並びに議案第46号 指定管理者の指定についての撤回は承認することに決定しました。

◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第2、議案第47号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、上坂建司君の退場を求めます。

〔4番 上坂建司君退席〕

○議長（松本 幸君） 本案について当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第47号の提案理由を説明させていただきます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年孺恋村条例第12号）第2条の規定により、本案を提出するものでございます。

担当より詳細説明をさせます。

ご承認いただきますよう、よろしくお願いたします。

○議長（松本 幸君） 建設課長。

〔建設課長 滝沢勇司君登壇〕

○建設課長（滝沢勇司君） 議案第47号 工事請負契約の締結について説明させていただきます。

これは、昨年の台風19号災害における災害復旧工事になります。

- 1、工事名、令和元年災第724号・220号 村道鎌原向原線道路災害復旧工事。
- 2、契約金額、金9,295万円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額845万円。
- 3、工事場所、嬭恋村大字鎌原地内。
- 4、契約の相手方、上坂建設株式会社、群馬県吾妻郡嬭恋村大字芦生田410-2になります。

裏面をご覧ください。

参考資料といたしまして、入札の経過を添付させていただいております。ご覧いただければと思います。

よろしくお願いたします。

○議長（松本 幸君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

土屋議員。

○6番（土屋幸雄君） この向原線の工事なんですけれども、住宅のそばまで崩れていると思うんですけども、その工事も入っているんですか。道路だけの工事ですか。災害復旧ということだから。

○議長（松本 幸君） 建設課長。

〔建設課長 滝沢勇司君登壇〕

○建設課長（滝沢勇司君） ただいまの質問についてお答えさせていただきます。

一応、道路の路肩部の大きな盛土が主の工事になるんですが、道路より上の吹き付けの部分も部分的に入っておりますので、今ご質問の範囲のところ、詳細のところもあるので、また工事に際して隣接の方とも立ち会っていくと思いますので、そんな形でよろしくお願したいと思いますが。

よろしくお願いたします。

○議長（松本 幸君） 土屋幸雄議員。

○6番（土屋幸雄君） 住宅がそばにあるので、またこれから災害等が、豪雨とかが予定というか想定されますので、至急に発注工事とか対応をぜひ講じていただきたいと思います。

○議長（松本 幸君） 建設課長。

〔建設課長 滝沢勇司君登壇〕

○建設課長（滝沢勇司君） 早急に工事着手して、一日も早い完成を目指したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（松本 幸君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

上坂建司君の入場をお願いします。

〔4番 上坂建司君復席〕

◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第3、議案第48号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案について当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第48号の提案理由を説明させていただきます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年婦恋村条例第12号）第2条の規定により、本案を提出するものでございます。

担当より詳細説明をさせます。

ご議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（松本 幸君） 建設課長。

〔建設課長 滝沢勇司君登壇〕

○建設課長（滝沢勇司君） 議案第48号 工事請負契約の締結について説明させていただきます。

これにつきましても、昨年の台風19号災害における災害復旧工事になります。

1、工事名、令和元年災第694号 普通河川小在池川（小在池川橋下流）河川災害復旧工事。

2、契約金額、金1億8,018万円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1,638万円。

3、工事場所、婦恋村大字田代地先。

4、契約の相手方、佐田建設株式会社、群馬県前橋市元総社町1-1-7。

裏面をご覧ください。

参考資料といたしまして入札の経過を添付させていただいておりますので、ご覧いただければと思います。

よろしくお願い致します。

○議長（松本 幸君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第4、議案第49号 業務委託契約の締結についてを議題といたします。

本案について当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第49号の提案理由を説明させていただきます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年婦恋村条例第12号）第2条の規定により、本案を提出するものでございます。

担当より詳細説明をさせますので、慎重審議、ご指導いただき、ご議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（松本 幸君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 熊川武彦君登壇〕

○教育委員会事務局長（熊川武彦君） 議案第49号 業務委託契約の締結について説明させていただきます。

本案は、昨年度より実施してまいりました事業の継続事業となっておりまして、1、委託事業名、婦恋村防災・減災省エネルギー設備導入事業業務委託。

契約金額、金1億4,124万円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1,284万円。

3、工事場所、婦恋村大字大笹地内他。

4、契約の相手方、吾妻電気工事協同組合、群馬県吾妻郡中之条町大字伊勢町1015-16。裏面をご覧ください。

参考資料といたしまして、裏面に審査結果の採点表が記載されておりますので、ご覧ください。これにつきましては、2者より応募がありまして、審査の結果を点数にして各項目ごとに配点し、合計とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（松本 幸君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

大久保議員。

○10番（大久保 守君） 相手方が吾妻電気工事組合ということで、それは結構なんですけれども、相手方というのは、代表者と契約するんじゃないんでしょうか。

○議長（松本 幸君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 熊川武彦君登壇〕

○教育委員会事務局長（熊川武彦君） ご質問にお答えさせていただきます。

本件につきまして、相手方が工事協同組合ということでございまして、協同組合との契約ができるということで、契約をさせていただくということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（松本 幸君） 大久保議員。

○10番（大久保 守君） 協同組合も代表者というのはいるわけですよね。通常、組合をつくれれば代表者はいるわけですが、その点はどうでしょうか。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 大久保議員の質問にお答えさせていただきます。

契約は、当然、代表者でなければまずいと思います。前2つの案件につきましても、会社名で書いて、議会の承認を得ておりますが、契約書につきましては、当然、嬭恋村長、熊川栄、並びに相手方につきましては協同組合の代表理事長ほかの契約になると思いますので、ご理解を頂きたいと思います。

○議長（松本 幸君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第5、議案第50号 和解及び損害賠償額の決定についてを議題といたします。

本案について当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第50号の提案理由を説明させていただきます。

職員の交通事故により相手方の工事用規制看板等に損害を与えたため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により本案を提出するものでございます。

担当より詳細説明をさせますので、慎重審議、ご指導いただきまして、ご承認、ご議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（松本 幸君） 総務課長。

〔総務課長 黒岩崇明君登壇〕

○総務課長（黒岩崇明君） それでは、議案第50号の詳細説明をさせていただきます。

次のページをお願いいたします。

交通事故における和解及び損害賠償の決定についてということで概要等を説明させていただきます。

事故の発生日時、令和2年5月11日午後2時頃。

事故の発生場所と状況でございますが、吾妻郡東吾妻町大字原町5149-2、文真堂書店付近、国道144号の場所において、片側2車線の道路を公用車で走行中、歩道側の1車線の交通規制に気づかず誤って進入をしてしまい、工事用の規制看板等を破損したものでございます。

和解及び損害賠償の相手方でございますが、群馬県高崎市の関口産業株式会社、これはリース会社でございます。

それから、3の和解の条件でございますが、本件事故による物損分の損害額について、嬭恋村が全額の89万2,595円を村の加入する自動車損害共済より相手側に支払うことで和解が

成立となります。

以上、詳細説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（松本 幸君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

黒岩忠雄議員。

○8番（黒岩忠雄君） 私は、たびたびこういう件に関してお話をさせてもらっています。今回も、起きてしまったということは仕方がないことであります。しかしながら、この間、6月の2日ですか、専決処分でやはり同じようなことがありました。職員の不祥事、部下の不祥事は村長の責任だと思えます。村長がどのような指導、教育をされているのか、ひとつ村長の思いを聞かせていただきたい。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 現在、消防自動車を含めまして、孺恋村村民の財産であります公用車は96台ございます。96台ありますと、昔は行政罰だけだったわけですがけれども、現在は、重過失あるいは故意でやった場合には刑事事件となります。罰金もありますし、障害、相手に、もし物損でも、当然、物損では器物損壊罪、あるいは人であれば傷害罪、重過失傷害罪とか、こういうことになるということでございます。昔は行政罰だけで、罰金、過料だけだったらいんですけれども、現在、交通地獄といいますか、車がなければ世の中は生活できない実態がありますけれども、まさにモータリゼーションの時代だと思っておりますが、通常、車が100台あると、年平均、もちろん起こそうと思って起こす故意のことはあり得ないと思っておりますが、過失あるいは重過失によってどうしても交通事故があるというのが現実だと思っております。ゼロにするのも理想でございますけれども、現実には、それにどうしても事故が、パーセンテージからいくと100台について年間十何台かは事故を起こすというデータもあるわけでございます。

それはそれとして、村民の財産、村民の車でございますので、公務員はしっかりと事故のないようにということは、常日頃、事故があるたびに課長会議でも話をさせていただいて、部下に徹底してくださいということと、併せて月例朝礼でも、事故があれば必ず、事故のないように気をつけようということをお話はさせていただいております。

しかしながら、やろうと思ってやるわけじゃないんですけれども、どうしても過失によって事故が現実的には起こる社会だということもあるわけでありまして。車を所有すれば、自動

車損害賠償保険法、自賠責の保険にも当然入るわけですがけれども、併せて、公用車ですから、村の共済にも入っておるということでございます。共済へ入っているからいいということではございません。村民の財産ですので、今後も部下に対しては、しっかりと交通事故のないように取り組むように指示を徹底してまいりたい、こう思いますので、ご理解を頂きたいと思えます。

○議長（松本 幸君） 黒岩忠雄議員。

○8番（黒岩忠雄君） 嬭恋村は、昨年度も件数が大分ありました。この事故の割合といいますか、例えばこの近隣の自治体、草津、長野原あたりと比べて嬭恋は、この事故率はどのくらいですか。そういうようなことは調べてはあるんですか。もしあったら聞かせてください。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 例年、春、夏、秋、冬の交通安全運動、春、秋が全国の交通安全運動、夏、冬が群馬県の交通安全運動ということで、長野原警察署交通課長等が必ずご出席を頂いてやっております。その間に、長野原署管内の交通事故数、物損事故等は必ず報告がございます。その中で、常に、どういう事故があった、何件あった、長野原が何件、草津が何件、嬭恋村が何件、人身事故か物損事故かと、こういう数字も、データも出ております。長野原警察の交通課に問い合わせればデータは入ると思えますので、またそれは入手して、質問いただきました黒岩議員のほうにはお届けしたいと、こう思います。

ただし、どうしても冬場に雪が降ると必ずスリップ事故等が起きているのも、これも現実で、雪国ということもあると思えます。そういう意味で、雪が降ったりしたときには事故に十分注意するよということ、交通安全の会議の中でも、お互い共通認識を持って、広報活動もしっかりやろうと、こういうことで運動を展開しておるわけですが、データのなものにつきましては、他の町村と比べてどうかということですが、全体的には事故が減ってきているわけです、群馬県でも。死亡事故も、昭和46年でもう交通戦争1万8,000人くらいお亡くなりになったわけですが、現在、死亡者は年間4,000人くらいですか。だから交通戦争と言われた当時のピーク時に比べれば、1万8,000人くらいが4,000人くらいまで減ってきていると。

物損につきましても、今後は車のほうも、ぶつからないような車という、自動運転の技術も発達してきておりますので、そういう技術進展も見ながら、交通事故のない社会を目指す。それから、自動ブレーキがかかるような車もほとんどのメーカーが今開発しております

ので、今後さらに安心・安全な事故のない交通社会が実現していくのかなど、こんなふう
に思っておるところであります。

いずれにいたしましても、数字的なものもよく勘案しながら、何時に起きるのか、いつごろの季節が多いのか、これも含めてしっかり対応してまいりたい、こう思います。よろしく
お願いします。

○議長（松本 幸君） 黒岩忠雄議員。

○8番（黒岩忠雄君） 今、村長の教育だとか指導の思いを聞かせていただきました。私ども
にしてみれば、何回も何回もこういう件が上がってくるということは、あくまでも不祥事な
んですよね。だからできれば村長の指導を行き届かせて、年間こういうことがないと、今年
は一つもなかったというような方向でぜひいくように、村長、努力をよろしく願いたいし
ます。

以上です。

○議長（松本 幸君） ほかにご質疑ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 事故の状況を読んでみてちょっとはつとしたんですけれども、歩道側
の1車線の交通規制に気づかず誤って進入したということでは、一步間違えば、もしかした
ら命にもかかわったかなという、ちょっと不安に陥ったんですけれども、この辺で先ほど村
長から課長を通じて職員にも言ったということで、こういうのは口頭で注意喚起というか、
そういうことで、本人と何か文書を交わしたりとか、そういうこともするんでしたでしょ
うか。その辺でお聞きしたいと思いますけれども。

○議長（松本 幸君） 総務課長。

〔総務課長 黒岩崇明君登壇〕

○総務課長（黒岩崇明君） ただいまの伊藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

村のほうで条例等で規定がございまして、交通違反に関わるものについては文書での処罰
というんですかね、そういったものを提出させておりますけれども、今回の件については、
交通違反ということではないので、村長のほうで、訓告ですかね、口頭での嚴重注意とい
うことをお願いをしたところでございます。

以上でございます。

○議長（松本 幸君） ほかにございせんか。

土屋幸雄議員。

○6番（土屋幸雄君） これを見ますと、文真堂の辺は直進だと思うんですね。やっぱりこういうことは、起きたことはしようがないんだけど、私が前も一般質問したけれども、検証する手段として、よそへ出ていく車はドライブレコーダーをつけていれば、事故の原因が突き止められると思う。だからこれは嬭恋村もぜひともこれからは、よそへ行くのは優先的にドライブレコーダーとつけて、そういう事故の検証を、やっぱり本人じゃ分からないから、そういう証拠で見て確かめていくことがこれからは事故を減らすためになると思うんだけど、その辺の対応をちょっとお聞きします。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 以前もドライブレコーダーの件につきまして土屋議員から一般質問もございました。公用車で、主に吾妻郡内あるいは群馬県庁周辺の前橋周辺というのが部下は多いわけでありまして。よく使う、そこに行く車については、計画的にドライブレコーダーはつける方向で、1台につき1万5,000円から2万円ぐらいという話も前も聞いておりますので、内部で検討を加えて、また議会のほうに前向きに取り組みながら報告したいと、こう思います。よろしくお願ひします。

○議長（松本 幸君） 土屋幸雄議員。

○6番（土屋幸雄君） ちなみに、今何台、公用車にはドライブレコーダーがついているのかお伺ひします。

○議長（松本 幸君） 総務課長。

〔総務課長 黒岩崇明君登壇〕

○総務課長（黒岩崇明君） 土屋議員のご質問にお答えをさせていただきます。

現在2台だということでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（松本 幸君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について、これより討論を行います。

佐藤鈴江議員。

○5番（佐藤鈴江君） このことについて、課長と、またあと村長のほうからもしっかり交通安全について訓示をしているということでありまして、例えば出張する際に事前に出張命令書というのを書くと思うんですが、そのとき、やはり出張する朝なり前日なりに管理職のほ

うから体調のこととか確認をする、してあげる、また声かけをして、しっかりと安全運転でお願いをしたいという声かけをしていくということがすごく大事ではないかなというふうに思いますので、やはりたくさん出張があると思いますが、そういったところの声かけをして、職員に注意喚起を出張するたびに促していくというような方向でお願いをするということとでやっていただけたらもう少し減るのではないかなというふうに思います。起こしてしまった事故は仕方ないんですけども、そういったところで、管理職、しっかり職員の管理、情報共有しながら、どこに出張しているのか、また、声かけをして、安全運転をお願いしたい、体調管理はどうなんだというところまで確認をしていただけたらお願いしたいと思います。

以上、賛成の立場で討論させていただきました。

○議長（松本 幸君） ほかにご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第6、議案第51号 令和2年度婦恋村一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

本案について当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第51号 令和2年度婦恋村一般会計補正予算（第5号）について提案理由を説明させていただきます。

歳入歳出それぞれ9,720万円を追加させていただき、歳入歳出総額92億2,925万2,000円と

するものでございます。

内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症対策事業として、抗体検査に係る経費及び村内事業者への支援金を追加するものでございます。

また、昨年の台風19号により被害のありました鹿沢引湯管復旧に係る補助金を計上させていただきます。

以上、大変雑駁ではありますが、私からの提案説明とさせていただきます。

なお、補正予算の詳細については担当課長から説明をさせます。

慎重なるご審議をいただきましてご議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（松本 幸君） 総務課長。

〔総務課長 黒岩崇明君登壇〕

○総務課長（黒岩崇明君） それでは、令和2年度孺恋村一般会計補正予算（第5号）の詳細説明をいたします。

令和2年度孺恋村一般会計補正予算（第5号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,720万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92億2,925万2,000円といたします。

6ページをお願いいたします。

歳入の内訳でございます。

20款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額9,720万円、説明欄でございますが、同じく財政調整基金の繰入れということで9,720万円としております。

7ページをお願いいたします。

歳出の内訳でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、補正額1,195万1,000円、説明欄でございますが、10節の新型コロナウイルス抗体検査キット495万円、それから12節の委託料ですが、新型コロナウイルス抗体検査委託料として690万円として、合計で新型コロナウイルス感染症対策事業として1,195万1,000円の増額としております。

7款商工費、1項商工費、2目商工振興費、補正額6,324万9,000円でございます。増額でございます。説明欄でございますが、新型コロナウイルス感染症村内事業者固定資産税に係る支援金ということで6,324万9,000円の増としております。

11款災害復旧費、4項その他公共施設・公用施設災害復旧費、1目総務災害復旧費、補正額2,200万円の増、説明欄でございますが、総務災害復旧事業として、台風19号鹿沢引湯管

の復旧補助金として2,200万円を見ております。

以上、簡単でございますが詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（松本 幸君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 7ページの歳出のところでお聞きしたいんですけども、保健衛生費では抗体検査ということでやることですが、これは診療所とか西吾妻とか村民が利用しやすい場所で行うのかということ、この行うには、申請式というか、それぞれがそれぞれの診療所なりに行ってやって何か提出して、補助金というか、村が補助をするということで、個人負担は3,000円と聞いたんですけども、その方法はどのようになるのかが1点と、それから商工費のほうで、先日、全員協議会で説明を受けましたけれども、これも一応要綱というか、話したときに見たら申請になっているんですけども、申請条件等ありましたけれども、その中に、場合によっては何か通帳等も見させてもらいたいようなことも書いてあったけれども、これはやっぱり例えば滞納していないとか、何かいろんな条件とかあるのかどうか、その辺の細かなことについてお聞きしたいと思います。

それから、災害復旧では、この間の産業建設の中で私も質問したんですけども、引湯管工事は台風によるものだから、やっぱり補助金という言葉でもいいのかどうか分からないんですけども、財源としては、例えば今回の新型コロナとか国の臨時交付金とかではなくて、台風により村は激甚災害の指定を受けたから、そっちのほうの財源的にそれをやらないと、自治体連携型補助金を4分の3もらって、それで村も補助して100%になるけれども、これまでの補助金要綱との兼ね合いというか、それについてどう考えているのか、財源的にはそっちを使うというふうに捉えていいのか、その3点についてお聞きしたいと思います。

○議長（松本 幸君） 住民福祉課長。

〔住民福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○住民福祉課長（熊川真津美君） ただいまの伊藤洋子議員のご質問にお答えします。

抗体検査につきましては、新聞でもご承知かと思っておりますけれども、西吾妻の3カ町村で足並みをそろえて行うということですので、ただいま方法につきましては、担当保健師を中心に考えております。今のところ、まず、問診票が必要だということですので、共通の問診票を計画しております。受け付けにつきましては、まず第1に役場のほうに申込みをしていただいて、検査の説明をさせていただいて問診票をお渡しし、それを医療機関に持って行って

いただくというような方向性を考えております。

あとは、今後につきましては、そういった3カ町村の合意を得るために、担当者会議でありますとか、またその他関連の会議を開催しながら、3カ町村同じ手続で進められるように現在検討しているところです。

○議長（松本 幸君） 税務課長。

〔税務課長 滝沢文彦君登壇〕

○税務課長（滝沢文彦君） ただいまの伊藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症村内事業者固定資産税に係る支援金についてですが、これから要綱等を定め、申請していただく準備を進めさせていただきたいと思っております。申請につきましては、前年度との収入の比較をする意味合いで通帳等の資料の提供を求めることはあるかと思っております。また、支援金の支払いに関しては、こちらから補助という形になりますので、その時点で滞納、未納の税金がないことは、条件として要綱のほうで定めさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（松本 幸君） 総務課長。

〔総務課長 黒岩崇明君登壇〕

○総務課長（黒岩崇明君） 今おっしゃられました鹿沢の引湯管の件の財源でございますが、今のところ歳入予算で見えております。財政調整基金ということで今は見えております。ただ、今後、いろんな形での基金とかいろんなものが入ってきますので、それについては決算のところでもまた状況を説明させていただければと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（松本 幸君） 伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 先ほど抗体検査の説明をしていただきましたけれども、役場に申込みに来るということでは、例えば高齢者で免許がない方とか、なかなか来られないという方には、希望したら郵送もありなのかどうかということをお聞きしたいのと、あと災害復旧費では、私は常に平等とか公平に補助金の在り方も考えてほしいと思うので、やっぱり村にはちゃんと補助金要綱もあるわけだから、それに従って全部、村の基金ではなくてやっぱりそっちを充てるというのは決算のときにきちんと表れるようにしていただかないと、やっぱり農家の方、商工の方とか、いつも補助金要綱に基づいて補助を受けているわけだから、そんな点についてはきちんと決算のときには説明していただくようお願いしたいと思います。

○議長（松本 幸君） 住民福祉課長。

[住民福祉課長 熊川真津美君登壇]

○住民福祉課長（熊川真津美君） ただいまの伊藤議員のご質問ですけれども、高齢者等、なかなか役場のほうに来られないという方につきましても、個別に対応できるように今後検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（松本 幸君） 総務課長。

[総務課長 黒岩崇明君登壇]

○総務課長（黒岩崇明君） 先ほども説明させていただきましたが、基金に色がつけられないのが現状でございます。今の繰越で、今の予算で使える基金というのは財政調整基金しかございませんので、その中から財源を見るところでしか方法はございませんので、そういう形を取らせていただいております。

また、決算についても、いろんな財源として歳入があるんですが、最終的には、どの基金にするかというのを色を分けて積立てをするような形でしか方法がございませんので、なかなか色をつけてこれはこの事業に使うということが予算上できないのが現状でございますので、ご理解を頂きたいと思っております。

○議長（松本 幸君） 伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 私は、鹿沢の皆さんにはちゃんとしてあげたいという気持ちがあるんですけれども、先ほどから述べているように、補助金の在り方ということで、じゃ、国・県の補助と、それから村の補助の割合がいろんな補助金では決まっているけれども、こうしたのには村が全面的にやって、国・県の補助、連携型自治体のをやって、三千何百万円やって、それで村がやっていて、それは別にこれまでの補助金要綱と差異がなく平等だったら構わないんですけれども、その辺でちょっとお聞きしたかったわけで、だから気持的には、台風の、村長がいつも説明する、5億5,000万円の激甚災害に対して余分に来たということで、やっぱりそれを宛がってほしいという思いで言っているわけなんですけれども、その辺が守られれば私は特にありませんので、よろしく申し上げます。

○議長（松本 幸君） 村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） 伊藤議員の質問にお答えをさせていただきます。

今、総務課長がお話をさせていただきましたけれども、補正予算を組むときに、歳入のほうに、財政調整基金、今25億円ほどありますが、とりあえずこれを崩して充てると、これが歳入でございます。それで、ほかのほうで国から来る、例えばですけれども、今回2兆円、

今日、参議院を通れば国の予算が決まると思いますが、我が村に対する配付額はまだ決まっておりませんが、想定で、前例でいけば1億4,000万円かなという、そんな甘いものじゃないので、厳しく見積もって9,500万円ぐらいかなということで、今回の補正、頭の中に入れて取り組んでおるといふことでございます。

先ほど申しましたように、決算のときには、基金をしっかりと名目に振り分ければ、それに応じてここから出したということも分かるわけですが、とりあえず金がない、歳入がないので、そのための、財政調整するための基金でございますので、ご理解いただきたいと、こういうふうに思います。

それと鹿沢の引湯管の関係ですけれども、総額で5,200万円というふうに組合のほうからも要請を受けておるわけですが、国・県の補助金で3,000万円という制度がありますので、これを最大限活用するということで、地元の鹿沢の皆さんも、県のほうにも陳情に行ったり、いろんなところをお願いをして、またうちのほうの窓口は観光商工課長を中心にしっかり取り組むということで、本当に陳情を重ねて、何とかその5,000万円のうち3,000万円は確保できたという状況であります。それでも残りが2,200万円ということになります。

これも、昨年の台風被害で本当に大打撃を受けて、まだまだ復旧・復興していないと。先ほど2本、ご承認を頂きました事業も、本当に大きな被災現場ですけれども、同じくまだまだ、東御・孺恋線を見てもらえば分かるとおりで、特に集中的に鹿沢は被害を受けておるといふ状況でございます。これについては、やはり村ができることはといえば、3,000万円は補助金を確保できたので、また村が持って、しっかりとまた経営を立ち直らせていただいて、あの地域全体をしっかりと産業的にも各旅館関係も頑張らせていただけるようお願いしたいと、こう思っておる補助でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（松本 幸君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

佐藤議員。

○5番（佐藤鈴江君） 第5号補正予算について賛成の立場で討論させていただきます。

今回、コロナの抗体検査が予算化をされたわけですが、これについては、感染者動向調査の点から見て、今後は重要だと考えますが、検査後の対応が重要であると思っております。

村民の不安をあおるような可能性もあり、検査後のきめ細かい対策が大事になってくると思います。

その上で、不要不急の外出や3密を避ける行動、手洗いといった衛生行動の徹底が今後も長い期間必要だというふうに思います。また、SNSなどの情報が氾濫する中、きめ細やかな情報発信をしていただくことをお願いして、村民の不安をあおるようなことのないような手当てをしていただきたいということで、賛成の立場で討論させていただきます。

○議長（松本 幸君） ほかにご意見ありませんか。

黒岩忠雄議員。

○8番（黒岩忠雄君） 私も賛成の立場で一言。

今回の固定資産税の支援に対して、村長の迅速な対応は大変よかったと思っております。以上です。

○議長（松本 幸君） ほかにご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

◎請願書、陳情書等の審査報告について

○議長（松本 幸君） 日程第7、請願書、陳情書等の審査報告についてを議題といたします。

本定例会第1日に陳情書1件を所管の委員会に付託し、審査願っておりましたが、審査が終了しましたので、ただいまから委員長報告を行います。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 土屋幸雄君登壇〕

○産業建設常任委員長（土屋幸雄君） 産業建設常任委員会の結果を報告いたします。

当委員会は、6月3日に委員会を開催し、請願書、陳情書等の審査と各課からの報告を受けました。委員会には委員6名、副議長、当局からは村長、副村長、関係課長の出席を得て開会をいたしました。

まず、孺恋村商工会長、孺恋村観光協会長の連名で提出のあった、陳情第1号 新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けた村内事業者支援に関する陳情書について審査をいたしました。

陳情の要旨は、新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に売上げが減少した村内事業者に対し、固定資産税及び水道料金等の減免または補助といった支援を求めるものであります。

当局から、固定資産税については、猶予制度により現在11件の申請を受けている状況と、国による施策として、本年度の減収により来年度の固定資産税が減免になる税制措置があることを説明されました。

また、水道料金については、使用量に応じた料金となっているため、休業している事業者の料金は大きく減少している状況と、水道事業としても今回の新型コロナウイルスの感染症の影響を大きく受けていて、厳しい状況であることの説明を受けました。

委員会の各委員からは、事業者は大きく影響を受けていて、農業と観光の村として早急な対応が必要であること、潰れた事業が戻るのは難しいので、事業を守らなくてはならない、行政として経験のない取組も早急に行うべきであるとの意見が出され、全会一致で採択と決しました。

その他、各課から報告がありました。

観光商工課からは、新型コロナウイルス感染症対策事業支援金申請状況、商業と子どもを守る商品券の使用状況についての報告と、鹿沢引湯管の復旧に係る補助事業について説明がありました。

地域交流室からは、令和元年度の移住・定住実績について報告がありました。

以上、産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（松本 幸君） 陳情第1号 新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けた村内事業者支援に関する陳情書について、産業建設常任委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

陳情第1号 新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けた村内事業者支援に関する陳情書について、委員長報告のとおり採択に決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、本案は産業建設常任委員長の報告のとおり決しました。

◎一般質問

○議長（松本 幸君） 日程第8、一般質問を行います。

佐藤鈴江さんほか4名から一般質問の通告がありましたので、これより順次発言を許可します。

◇ 佐藤鈴江君

○議長（松本 幸君） 初めに、佐藤鈴江さんの一般質問を許可します。

佐藤鈴江さん。

[5番 佐藤鈴江君登壇]

○5番（佐藤鈴江君） ただいま議長の許可を頂きましたので、主に3点にわたり質問をさせていただきます。

緊急事態宣言が解除され、社会経済活動が再開され、東京アラートも解除されました。幸いにも嬭恋村では感染者は確認されていませんが、今後も私たちは感染する側にもさせる側にもなり得ることから、新しい生活様式を取り入れ生活することが求められており、私たちが経験したことのないウイルスの影響で、日本及び世界も、また嬭恋村でも深刻な生活環境

を強いられています。

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、昨日、関東地方でも本格的な梅雨の季節を迎え、村では昨年の台風被害で甚大な被害に見舞われ、いまだ復旧途上であります。昨今の気象変動は異常であり、避難所運営に関する対策を急いで進めていく必要があります。一度に多くの方が訪れると感染リスクが高まる、密閉、密集、密接の3つの密が起こる可能性があり、感染者が出れば蔓延するおそれがあるためです。出水期や台風シーズンが来る前に、住民らへの周知やマニュアルの変更をする方針が必要と考えますが、村長の見解を伺います。

嬭恋村では避難所は、嬭恋会館や小中学校の体育館、各地区の公民館やコミュニティセンターなどがあり、災害時に村が開設するものです。2019年の台風では、村内12カ所に最大474人が避難しました。村としても、当時の状況は密集や密接状態だったと言えるのではないのでしょうか。高齢者や障害を持つ方々が感染すれば重症化が懸念されます。

今後、村として、感染予防対策として、避難所での受け付け時には体温をチェックし、発熱者はほかの避難者と離れて過ごしてもらい、保健所などと連携し対応する必要があると思います。避難者同士の間隔を空けるほか、消毒や換気を徹底すること。マスクや体温計の持参もお願いするなど、避難者を分散させるために地区避難所の積極的な活用はもちろんですが、危機が迫る前に親類の家や近隣同士で声をかけ合い避難してもらうことも周知していくことになると思います。各地区の空き家などの活用も視野に、発熱者などの収容を考えていく必要があると思います。

村としては、それらの内容を各区長を通じて住民に知らせるほか、広報紙でも訴えていくことが望まれると思いますが、今後の台風シーズンに向け、村の今後の対応をどのようにお考えか伺います。懸念されるのは、感染を恐れて避難をためらうケースだと思います。

次に、高齢者などのごみ出しのSOSについてです。

現在、会計年度職員として、村では、定期的な巡回で作業を進め、村の環境衛生に尽力されています。今後ますます進む高齢化に伴い、高齢者や障害を持っている方々などごみ出しに困っている村民の方がいます。その切実な声に何とか応えていただきたいとの思いで質問させていただきます。

ある独り暮らしの高齢者の女性は、近所の方に声かけをしてごみ出しのお願いをするが、とても毎回毎回のお願いは心苦しい思いをしているとのお話を頂きました。また、協議体の実施した困り事のアンケートでも、ごみ捨てが上位に挙げられています。

幸い、村ではごみ巡視者を会計年度職員として採用しております。小さな子供のいる世帯

も含め、快適で安心して暮らせる生活環境実現を目的として、週1回程度から、燃えるごみ、燃えないごみの回収をするごみ出しSOS等の事業を提案したいと思います。

歩行に不安を抱えており、指定のごみステーションまで運べない、高齢のため重くて運べない、授乳等で指定時間までに運べない等々、悩んでおられる方々の生活環境を守るための事業として実施していただきたく、村長にお伺いします。

また、村長は包括ケアシステムの構築とかねてよりお話をしていますが、住民と密接に関わりを持っている住民福祉課だと私は考えますが、包括ケアシステム構築の中心も、包括支援センターを中心とした住民福祉だと思います。機構改革も視野にあるとのことですが、衛生係を総合政策に移しましたが、総合政策は政策立案や企画を考えるところだと考えます。まさに広域でごみ一本化を考えるのは総合政策でもいいと思いますが、お墓や衛生問題など日常のごみなどの問題は、住民との関係を考えた場合、まさに住民福祉で私はよいと思いますが、村長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

続きまして、GIGAスクール構想について。

3月定例会においても質問をさせていただきましたが、新型コロナウイルスの関係で、3月より学校の休校が続き、やっと授業が再開となりました。今後もこのウイルスの問題だけでなく、台風等の豪雨も予想され、今回の6月定例会でも補正予算として計上されました。

村としても、総合計画基本目標の3で、だれもが高いレベルで学べる教育の村づくりをうたっています。次世代を担う本村の子供たちには、情報化や国際化などの急速かつ激しく変化をするこれからの社会を主体的、創造的に生き抜く、生きる力を育成することが求められておりますとありますが、今後、休校などがあった場合の活用や、どのくらいの時期にこの制度が実現するのかお聞きしたいとともに、孺恋村としてのこの情報教育の基本的な姿勢をお伺いしたいと思います。

以上3点についてお伺いしたいと思います。

○議長（松本 幸君） 佐藤鈴江さんの一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 佐藤議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

大きく3つのご質問がございました。1点目が、防災計画における今後の避難所の在り方について、第2点目が、高齢者などのごみ出しSOSについて、3点目が、GIGAスクール構想についてのご質問でございました。1点目と2点目につきましては私のほうからお答

えをさせていただきます、3点目の件につきましては教育長のほうからお答えをさせていただきますと思います。

まず第1点目のほうからお答えをさせていただきます。

昨年の台風19号では、孺恋村においても記録的な大雨となり、村内の避難所を12カ所開設し、474の方が避難されました。避難所の中でも特に大勢の方が避難されたところは、田代コミュニティセンター128名、孺恋会館114名であり、3月以降の新型コロナウイルス感染症対策としての3密を回避するには、佐藤議員のご指摘のある対策が必要であると感じているところでございます。

災害時の避難所でのコロナウイルス感染予防対策としてでございますが、佐藤議員ご指摘の体温チェックについてですが、報告すべき症状のポスターを掲示するなど、避難者から申し出てもらえるような工夫をし、避難所受け入れ時の体温測定は必ず受診するなど、発熱者については他の避難者と分けることはもちろんのこと、問診票などでコロナの感染が疑われる場合は、吾妻保健福祉事務所と連携し、対応をしていきたいと考えております。

避難所内での対応といたしましては、佐藤議員のご指摘のとおり、なるべく避難者同士の間隔を空けるよう、テープなどで目印をつけるなどの対応をするとともに、換気、消毒についても徹底した対応をしていきたいと考えております。また、厚い段ボールで、最近、スペースをつくるという、安いコストでできるということもありますので、そういう個別のスペースも検討を加えてまいりたいと思っております。また、自主的にマスクや体温計を持参するなど、住民に周知をしていきたいと考えております。

避難所の分散化につきましては、なるべく多くの避難場所を開設し、早め早めの避難を呼びかけることが大事だと思っております。また、身の危険や不安を感じるといった方にも対応できるよう、避難所については早めに開設をし、区長さんを初め地域住民の方と協力して避難を呼びかけたいと思っております。また、空き家の利用につきましては、今後、各区と相談をしながら検討していきたいと思っております。

住民への周知についてでございますが、避難所の施設や避難指示の方法などチラシを全戸配布するとともに、避難時のコロナ感染予防についても広報紙において周知をしていきたいと考えております。

今後の新型コロナウイルス感染症の村の対応といたしましては、必要な備品の購入はもとより、避難時に必要と思われる備蓄品等の購入を進めていきたいと考えております。

第2点目でございますが、高齢者などのごみ出しSOS事業の提案についてというお話で

ございました。佐藤議員が言われますように、今後、移動が困難になっていく高齢者が増加していくものと認識しております。現在、村では2名の方にゴミパトロールをしていただいております。浅間高原及び全村にわたって、ゴミステーションの監視やゴミの出し方の指導など、環境美化のために活躍を頂いております。

ゴミ出しSOS事業の提案は、世の中のニーズにマッチしていると思いますが、ゴミ出しのほかにも、買い物や自宅周辺の草刈りなど援助を必要とすることがほかにも多くあると考えられます。地域で支え合い助け合う協働の村づくりを基本としながら、集落支援員の拡充や、民生委員、衛生班長など人的支援の具体策につきましても、今後、関係する部署、団体と検討していきたいと思っております。

次に、本年度から環境衛生関係の業務が住民福祉課から総合政策課に移りましたが、これは、吾妻郡内のごみ処理施設の将来的に1カ所に統合する検討が始まったことによるものでございます。4月の人事異動で住民福祉課の職員が1名減になったことにより、結果的にごみ処理以外の共同霊園の管理や公売、害虫関係も移すことになりましたが、今後、庁内で機構改革について議論を重ね、再検討する予定でありますので、ご理解をお願いいたします。

次に、GIGAスクール構想についてでございますが、教育委員会のほうからお答えをさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（松本 幸君） 教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長（地田功一君） 佐藤議員のご質問にお答えいたします。

3つ目、GIGAスクール構想についてお答えいたします。

GIGAスクール構想は、教育のICT化に向けた環境整備5カ年計画に基づき、平成30年度より、端末、3クラスに1クラス分の配備を計画し、スタートいたしました。そして、昨年度末の補正予算において、GIGAスクール構想の実現に向け、1人1台の端末整備として、校内LAN整備が始められ、完了を令和5年度としていましたが、さらに今回の新型コロナウイルス対策によりまして、令和5年度までの順次端末整備計画を前倒しし、今年度中に全ての児童生徒へ1人1台の端末整備を行うこととなりました。

本村では、今回の補正予算によりまして、まず校内LANの整備のための設計を行うと同時に、児童生徒1人1台の端末整備の県による共同調達の機種選定について調整を始めます。また、今後、群馬県から標準的な学習支援ソフトの提示も同時に進行して行われる予定であり、順調に進めば10月末の導入を見込んでいます。また、その使い方等につきましては、村

内小中学校の先生方と協議や連絡調整を随時行いながら進めていきたいと考えています。

なお、今後、休校となった場合は、端末の家庭への持ち帰りによる使用が想定されますので、現在、家庭の通信環境や意見等を取りまとめ中ですが、現在までに届いています範囲においては、家庭における通信環境のない児童生徒は少ない状況であります。

この端末の使い方ですが、端末の全員一斉での使用はもちろん、家庭に持ち帰っての使用、その他、多くが初めてのことで、試行錯誤の繰り返しとなるかと思えます。しかしながら、これについては積極的に進めていきたいと考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（松本 幸君） 再質問以降は一問一答で行います。

佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） 国のほうが防災基本計画を修正したと思います。それによって、今回、昨年の台風被害を教訓に、河川や気象情報の提供の充実や、長期停電への対応強化などが国の防災計画の中でうたわれており、その中で、今回の新型コロナウイルスを含む感染症対策についても国が各自治体に求められているところであります。それによって、この村として、今後、この防災計画の修正または加除をしていく計画が具体的にいつされるのかお聞きしたいと思います。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 我が村では、平成28年3月に孺恋村地域防災計画を策定いたしました。これは全議員にも配付をさせていただいております。また、新人の議員さん、大変恐縮でございます。28年ということでございますので、この防災計画、1,700万円ほどかけてコンサルに頼んで、協議を重ねた計画であります。これには、佐藤議員のご指摘のとおり、新型コロナウイルスは入っておりません。火山、地震、風水害等の災害に対応するという計画でございます。

我が村におきましては、平成27年度に新型インフルエンザ等対策行動計画ということで、当時、インフルエンザがはやったときに、27年4月に行動計画を策定し、その時点で対策本部を立ち上げておりました。今回、我が村では、2月25日にこの当時の計画に基づいて対策本部を立ち上げて、今日まで来ております。

しかしながら、今、佐藤議員のご指摘のとおり、今回の新型コロナウイルス対応を入れますと、今の防災計画には、吾妻郡の保健事務所、0279-75-3303と、こういう番号が入っ

ておりません。また、診療所も電話番号の連絡先も入っておりません。しかしながら、今やっておる新型インフルエンザ等対策行動計画に基づいた対策本部では、それらの連絡体制はできております。

議員ご指摘のとおり、これは今後、国に準じて、この自然災害及び今回のインフルエンザも含めた形の、少し合併するといえますか、補足を、追加すべきところをうまく調整して、一本的に考えてまいりたいと思っておりますので、この件についてはご理解を頂きたいと思っております。

○議長（松本 幸君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） 続きます。この基本計画の中には、今後、ホテルや旅館の活用など、内閣府が先月下旬には、2020年度の第1次補正予算で計上されました地方創生臨時交付金を宿泊施設の借り上げの費用などに充てることができるとの通知が来ていると思います。そのことについて、今後、村としては、その地方創生臨時交付金の中で、そういった対策を具体的にどのように考えているのか教えていただきたいと思っております。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 新型コロナウイルスにつきましては、世界じゅう、あるいは日本国全体、あるいは47都道府県、さらには1,718あります基礎的自治体、全ての組織において今現在議論をされておるということでございます。その中で、今日、参議院議員が、昨日、衆議院が通過しましたので、政府のほうは、赤字国債、建設国債を財源といたしまして32兆円という、もう第2回目の2次補正を組んで、今日成立すると思われま。その中に、佐藤議員のご指摘の地方創生臨時交付金ということでコロナ対応があるわけでございますが、我が村で、今日、議会の皆さんのほうにこの資料を配付させていただきました。この資料は、平成28年につくらせていただいて、全戸に28年に1度配布しております。そして、今年の5月にもこの資料を全戸に配布させていただきます。

大変恐縮です。議員さんには配らせていただきました。このうちのまず6ページをご覧いただきたいと思いますが、これは、先ほど申しました、28年に策定した災害対策基本計画ですね、我が村のお金をかけてつくった基本計画の中で、この6ページにあるように、ここには、土砂災害、洪水災害、火山噴火、地震ということの災害を想定した基本計画になっておったということでございます。

それから、16ページをご覧いただきたいと思いますが、今現在、何かあったとき、非常時

の場合は、16ページの右側のページでございますけれども、さっと緊急に急いだ避難所ということで、指定緊急避難所、これが現在34カ所ございます。この中に、34番に万座プリンスホテルさんが入っております。それで、今後、今、佐藤議員のご指摘のとおり、民間の旅館なりホテルなりでも、よく調査をしながら、また関係者と協議をしながら、いざ非常時の場合には借り上げが可能なかどうかについても検討を加えてまいりたいと思っております。この緊急避難というのは、原則ここの38カ所ということでございます。

その下に指定避難所というのがございます。これが1番から8番までということで、これは、体育館や武道館、あるいは環境改善センター、婦館の3階の大ホール等、大きな公共施設で、これが指定の避難所になっておるところでございます。

その下が、要配慮者利用施設ということで、社会福祉関係の団体も協力を頂くということになっていますが、今後、今ご指摘のように、民間の宿泊施設、ここの緊急避難場所がありますが、私もちょっと民間のホテル等も念頭に置いた形で、非常時の場合、コロナを考えると、スペースの十分あるところを非常時には確保できる、これをここのページに追加できるようなことが必要だなど、こんなふうに思っていますので、ご理解を頂きたい。検討を加えてまいりたい、こう思っていますので、ご理解を頂きたいと思えます。

○議長（松本 幸君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） 今後、避難所の生活を考えた場合について、例えば1,000人規模の避難所であれば、3密を考えた場合に2分の1の避難者を受け入れるということですが、それだと、3密に、通路をつくったりとか間隔を空けた場合に、婦恋村ではそういったことを考えた場合、例えば学校では、体育館だけでは賅えないので、専門の空いている空き教室等を使う場合があるかと思いますが、そういったところの、教育委員会としては、そういった対応のできる空き教室が幾つあるのかお聞きしたいと思います。

○議長（松本 幸君） 教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長（地田功一君） お答えいたします。

教室等についてはもちろんなんですが、特別教室というのはそれぞれやはり特徴的な部屋でありまして、基本的には、安全とか、あるいは快適というか、そういったところを求めるには結構厳しいかなと思います。というのは、理科室であれば、そういった実験器具等がありますし、家庭科室等においては、家庭科の授業をやるためにアイロンだとかいろいろそういった教材等が入っていますので、もちろん今も鍵がかかったりとか整備はされていますけ

れども、今後は、そういった緊急時における特別教室等の使用についてやはり検討していく必要があるかなと思います。現在においては、はっきりとこの場所で幾つとは言い切れないんですが、残念ながら、多くは、用意は今の段階ではできないというふうに思います。

以上です。

○議長（松本 幸君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） 今、村長で、私たちの手元にも配られました、この生き抜く術の心得帖、これについては、先ほど、28年に配布をして、今年度5月にも配布をしたということですが、この今回のコロナのこと等も含めて再度お配りいただいたんだと思いますが、こうやって、私は、これで今日頂いた分を含めると、私の家には3冊、同じものがあります。それについて、まだ残部があるのでしょうか。これについては、早急に、いつ、その改訂版が出るのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（松本 幸君） 総務課長。

〔総務課長 黒岩崇明君登壇〕

○総務課長（黒岩崇明君） 佐藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

部数がどのくらいあるかということですが、今回、昨年19号の台風の被害を受けて、もう一度住民に周知したほうがいいだろうということで、再度お配りをさせたものがございます。そのときに、おおむね全戸配布ができるということでしたので、配布をさせていただきました。今後、もう一回配るといえるのは、もうそんな部数はございませんので、必要のある方には配布できるぐらには多少余裕があるということでございます。

それから、現在、群馬県が土砂災害の警戒区域の見直しを行っております。その経過と状況を見まして新しく改訂をしていきたい、そんなふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（松本 幸君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） 先ほど村長のほうの説明の17ページに、介護施設、また社会福祉法人等の避難所が設けられているという説明がありましたけれども、私は、過去の一般質問の中でも、こういった災害における、介護施設、また社会福祉法人等の要するに連携、また会議等が必要ではないかというお話をさせていただいたことがあります。それについては、やはり障害者、また介護高齢者については特別な手当が必要だということもありますので、そういった年間を通しての情報共有をするための会議等を行っているかどうかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（松本 幸君） 住民福祉課長。

〔住民福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○住民福祉課長（熊川真津美君） ただいまの佐藤議員のご質問にお答えさせていただきたい
と思います。

こちらのほうに記載されております施設につきましては、災害時のことに限らず、包括支
援センターのほうでありますとかというところからの連絡はできているとは思いますが、いざ災害についての打合せ等は年間開催しているかと言われますと、していないこと
が現実でありますので、今後におきましては、民間の施設を含めて、対応でありますとか受
入れ体制でありますとかの確認を行っていただければいいなと考えております。よろしくお願
いします。

○議長（松本 幸君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） じゃ、もう一点、先ほど、この見直しをしていくということでありま
したが、今日の上毛新聞等でも、この梅雨の時期を迎えて、台風シーズンを迎えるに当たっ
て、渋川市なども訓練をしているということでありました。また、これが早急にはすぐにで
きるという状況ではないと思いますので、それに関しては、避難所の運営マニュアルや感染
症対応版についての何かチラシみたいなことをつくって周知していく。これでもし台風があ
ったときに、実際にそういう対応をしなければいけないという時期になって、それは、一旦
訓練をしていること、また、そういうマニュアルが配られているというだけでも違うと思
いますので、そういう対応ができるかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 昨日から梅雨に入りました。これから雨が頻繁に降る時期だと思っ
ております。昨年の災害を思いますと、また集中的に1日500ミリというような雨が降らない
ことを本当に願っております。そういう中で、また今回、コロナウイルス感染症対策とい
うことでございます。しっかりと内部で協議をして、また、今申しました社会福祉関係の団体、
あるいは診療所を初め医療関係者、この辺とも連携を密にして、災害対策基本計画及び平成
27年のインフルエンザ対策の関係の組織、こういうものをマッチングできた形のを早急
につくる、あるいはマニュアルを今どうだというご指摘でございました。早急に考えて、も
し一緒に来たような場合を想定した場合の対策、これをしっかりつくること、また告知をし
っかりしていくこと、これが喫緊の最重要課題の一つだと、こう思っておりますので、早急

にそういう方向で進んでまいりたい、こう思います。よろしくをお願いします。

○議長（松本 幸君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） 次に、ごみのことに移らせていただきたいと思いますが、ごみについては、先ほど村長のほうから、高齢化率が上がるにつれて、買い物弱者の問題とかそういったところもあるんだと、一律にごみだけではなくてそういった困った対策もきちんとしていくということではありますが、今現在、私も協議体のほうに入らせていただいていますけれども、その困難な状況の中で、社会福祉協議会で買い物支援とかお出かけ支援とかということをしていることはご存じでしょうか。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 買い物協力等はしておるというふうに伺っております。また、弁当をお届けしている方は18名ぐらいいるといような話も伺っております。高齢者であり独りで暮らしている方の世帯もどんどん増えてきておると。それから、ご夫婦が80歳以上、あるいは75歳以上、いわゆる老々介護の世帯もどんどん増えてきておるとい現実もございます。そういうものに対して、今後は、きめ細かなできることをしっかり取り組んでいくと。そのために、先ほど申しましたが、協働の村づくり、各地区の区長さんを初め、民生委員さん等もしっかりと連携する中で協議を重ねながら、あるいは自主防災組織、こういう組織も通じながら、お互いが協力し合う協働の村づくり、これをしっかり構築していく必要があると、こんなふうに思っております。ご理解よろしくをお願いします。

○議長（松本 幸君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） それでは、そのごみの問題なんですけれども、買い物支援とかお弁当の配布とか、今現在、実際に実施をされている事業もかなりあるということで、それからあと、また今回、便利手帳ということで、村内の各業者と、また食堂とか、ハチの巣を取ったりとかという、その便利手帳の作成も進められています。社会福祉協議会を中心に進められていますので、そういったものも含めて、やはりごみの問題も、協働の地域づくりということは分かりますけれども、そうやって具体的にお願いをして、負担を感じているという人もあるので、ぜひこれはそういった方々に対して、全員が全員そうではないと思いますので、登録制度で、そうやって村が、地域包括支援センターなどで、独り暮らしの中でそういったところに不自由をしているというような把握をしていると思いますので、そういった取組をぜひしていただきたいというお願いであります。

それについては、自分でできることは自分でするのはもちろんですが、できない方々がいらっしゃるって、そうやって気兼ねをして生活をしているということをご理解いただいて、この事業を、高崎市なども先進的に行っておりますので、婦恋村もそういった衛生の会計年度職員を採用しているの、そういった方たちに始めていただくと、そんな件数的には多くなくて対応できるのではないかなというふうに思いますので、ぜひご検討を頂きたいと思います。

先ほどから村長は協働の社会づくりとおっしゃってましたので、衛生係をするとき、7月1日付の職員採用があると聞いていますが、何人の採用を予定しているのかお聞きしたいと思います。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 全部で応募なされた方が28名おりました。一般の方が8名で、政府のほうで推奨しておる就職氷河期時代の方々が25名、合計33名だったですね。試験を受けた方が28名でございました。それで最終的に何名かという話でございまして、現在、建設課に2名及び上下水道課に1名、あと採用したいという方、こちらが望んだ方が、辞退が数名出て、結論から言うとこの3名ということでございます。1名、住民福祉関係のキャリアを持った方もいらっしゃるって、予定しておったんですけども、一昨日ですかね、辞退ということが、報告がありました。非常に残念だなと思っておりますが、結果はそういう状況でございます。

○議長（松本 幸君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） それでは、先ほど村長のほうから、住民福祉課にあつては1名欠員というお話があったと思いますが、そのために衛生係を総合政策に移したということですが、私は、基本的に吾妻郡がごみ一本化が計画をされているということは認識をしておりますので、そういった村のトータル的な政策に関しては総合政策でいいと思いますが、お墓の問題とか、またごみの問題とかは、やはり住民と密接に関係をしている住民福祉課が担当することが妥当だというふうに考えますが、この辺について村長及び総合政策課長にもお聞きしたいと思いますが、どのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） ちょっと抽象的な話で申し訳ないと思っています。私は、今、地球上

で最も重要なのは環境だと思っています。2つ目が食料だと思っています。次はエネルギーだと思っています。これは自分の信念でそう思っております。最も重要なのは環境だと、常にいろんなところで自分自身はそう思っておるわけですが、特に環境につきましては、ごみにつきましては、私が就任時のときに嬭恋村の年間のごみが5,600トン、何回か議会でも報告してもらったことがあるかと思いますが、現在の嬭恋村の1年間のごみの量は4,800トン、不景気になったということもあると思いますが、ごみは減量になっています。また、人口が減少しておるということもありますので、その一因があるのかなと思っています。

そういう中で、何回か申してきておるんですけども、4,800トン、ざっくりで言いますと5,000トン、そのうちの6割が生ごみであると。ざっくりな話で恐縮です。5,000トンの6割というと、3,000トンが生ごみと。3,000トンの生ごみの実は9割は水だと、H₂Oだと。H₂Oを燃すために、我が村は現在、今、一部事務組合にお支払いしている金額が、通常1億7,000万円ぐらいだったんですけども、今年は老朽化して改修費用があるということで約1億9,000万円、我が村はごみの処理にかけております。これを何としても、水を燃すために1億9,000万円というのはもったいないということを、環境を守るために何とかしたいというのが私の信念でございます。

そういう中で、やっぱり環境というのは、農業についても、環境保全型農業、本当に自然を守る、こういうおいしい空気、おいしい水、この中から生まれる嬭恋高原キャベツというようなことで、やっぱり環境が一番重要だと今でも思っております。

そういう意味で、ちょっと申し訳ない、SDGs、サステイナブル・デベロップメント・ゴールズ、これが2030までの世界の目標だということで、各国政府もこれを取り入れておるということでございます。環境ということをキーワードにすると、こういう信念を持って取り組まないとごみは解決していかないのかなと思っています。

併せて、吾妻郡全体のちょうどごみの統合化という話がやっと3月議会でもご承認いただいて、現在進んでおります。我が村のごみについても、吾妻全体で協力してやろうという方向で進んでおります。

そういう意味で、日々出るごみの話及び環境全体の問題を含めると、やはりそのほかにまだ、つい先日も県のほうから発表されましたけれども、1日に1人1キロ以上ごみを出さないようにということでもあります。あるいは3010運動、宴会したら30分間、一生懸命食べましょう、宴会が終わるとき10分間はさらに残さないで食品ロスをなくそうと、これは長野県で始まったことですが、今、全国に展開され、群馬県でも3010運動とも言われてお

ります。

そういう意味で、サステイナブル・デベロップメント・ゴールズ、こういうことを考えますと、環境や食料、もちろん食料も関係するんですけども、環境というのは本当に大切なことだと、こういう意味で、我が村においても、あるいは景観条例も同じだと思っております。それを含めて総合政策的に政策立案をしっかりと、そして、また目指すべきところがあれば、時期を見て担当部署、具体的な部分については戻すのもいいのかなと、こういうふうに思っております。

とりあえず今こういう状況ですけれども、さらに議論を庁内では進めて、そういう方向に進むよう、みんなで勉強してまいりたい、こう思っていますので、ご理解を頂きたいと思えます。

○議長（松本 幸君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） 先ほど環境ということにお話がありましたけれども、それについては、もちろん私も重要なことだと認識をしております。

ただ、環境保全型農業は農林課が担当し、また、そういったところでそれぞれが担当しているところが今の現状であると思いますので、そういったことも含めて、やはり職員の合意形成を図りながらぜひ機構改革を進めていただきたいというふうに思います。

また、この総合計画の中で、先ほど村長が、現状値が約4,800トンとおっしゃいましたけれども、総合計画の中では4,799トンとあって、目標値としては4,300トン以下ということであります。そうなってくると、なかなか1人当たりの1,000というのは、まだまだ現実厳しいのかなというふうに思います。

そういった点から、具体的な村民の困り事とかそういった身近なことについては、地域づくりも含めて、そういった困り事の相談とかというのは、私は、住民福祉でもいいんじゃないかなというふうに思いますので、環境保全は農林課が担当していると、それぞれそういったところも含めて、今後のお願いです。機構改革は来年に向けてやるのかどうか私のほうで分かりませんが、そういった点も含めてしっかりと庁内の中で議論を進めて、皆さんが納得してやっていけるような体制づくりをしていただけるかどうかということをお聞きしたということです。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） いずれにしても、機構については、現在、例えばで恐縮です。婦恋村

の一般会計、特別会計、115億円あります。115億円のうち43億円が、今現在、住民福祉課ということでございます。115億円のうち43億円が、住民福祉課長の管轄の中にあると。それから、もう全然予算のない課もあるわけでございます。また、人員につきましても、135名の職員、そのほかに会計年度任用職員を入れますと現在238名おります。地域おこし協力隊も含めて、集落支援員も含めて238名おります。これが、115億円の予算を議会に承認いただいたものを執行するわけでございますが、やっぱりスピーディーに臨機応変に、同じくみんな職員の負担も平等にできるように、しっかりと分担も考えて、勤務体制も働き方改革で変わってきておりますので、特定のところがうんと長く残業するとか、こういうことのないように、また仕事の量も時に応じて変わってきておりますので、それらを慎重に考えながら、庁内議論を進めながら進めてまいりたい。ただ、1カ所に余りにも予算、人が偏っていると、非常にちょっと大変だなと、負担が重過ぎるなという部分もありますので、あとは、全職員の残業時間数、全部足しますと、全然、課によって違う現実もあります。これらも踏まえながら今後も進めてまいりたいと、こんなふうに思っております。

また、理解がなければものは進みませんので、理解を得るように努力しながら進めてまいりたいと思います。また、村民にも理解を頂きながら進めてまいりたい、こう思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（松本 幸君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） じゃ、この問題に関しては、やはりしっかりと庁内の中で議論をしていただいて、やはり会社が発展をするところは、従業員を大事にできるところが発展をするということであります。また、やはり役場の自治体で考えれば、職員の意見を尊重し、考えたところで、職員のよりスピーディーな、また、より密の濃い仕事ができるんだというふうに思いますので、村長にはこの点しっかりと考えていただいて、取り組んでいただきたいというお願いをしたいと思います。

次、G I G Aスクールに移らせていただきたいと思いますが、G I G Aスクールに関しては、小学校1、2年生については、やはりそういったインターネット学習みたいなことに慣れていないので、特別な手当が必要だというふうに思いますし、そういったところをどのように取り組んでいくお考えかお聞きしたいと思います。

○議長（松本 幸君） 教育長でいいですか。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長（地田功一君） ご質問にお答えしたいと思います。

1、2年生、発達段階からしても、学習内容からしても、なかなか使いこなすというわけにはいかないということはもちろんです。やはり6年間、あるいは9年間をかけて、ICT活用の促進に当たるプロジェクトというか、そういった取組をしていく必要があると思います。

1、2年生については、幾つか、学校で行う、これからやっていかなくちゃいけないものがありますが、実際に5つほど、今これを進めるに当たって提案されたり、国・県がそういったプログラムを示していただいているような中で、そういったものを基に進めていかなくちゃいけないかなと思うんですが、1つ目は、情報活用能力の育成ということで、まさにこれが低学年における指導範囲になると思います。

具体的には、こういったものを活用できるようにするための、コンピューターの起動、終了を初めとする、写真を撮影したり取り込んだりとかというような、そういうような基本操作、そういったものが中心になってくるというふうに思います。それを経て、3年生、4年生、5年生、6年生、例えば5年生あたりでは、インターネット上の情報の閲覧とか、そういった能力を高めていく。

さらには、教科等の指導におけるICTの活用と。いよいよここでは、多分3、4年生、4年生ぐらいになるかと思いますが、その辺から、例えば4年生の算数なんかを考えますと、AIを活用したドリル学習をできるようにしたりとか、6年生になりますと、複数人で作業ができる共有ファイルを使って作業したりとか、そういうようなことも含めて進めていきたい。低学年については、今お話ししたように、活用能力を育成するための基礎・基本が中心になるのかなというふうに考えています。

以上です。

○議長（松本 幸君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） あと1点。

これに関しては、大変、教師の先生も慣れていないというところもあると思いますが、その支援するツールとして、国ではICTを効果的に活用した人材育成を考えているというのも、国の補助対象になっていると思いますが、そういったICT支援員の配置については進めているのかどうかということと、募集していくとしたらどのような形で募集をしていくのかお聞きしたいと思います。

○議長（松本 幸君） 教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長（地田功一君） お答えいたします。

まず、国と県とで、そういうレベルになりますが、国は、おっしゃったように、人材確保というような意味から、各そういった自治体、あるいは一つのまとまりにおいてそういう人材を配置したいということで進めています。

ただ、これは、ご存じのとおり、なかなか誰でもいいということではなく、やはり専門性があったり、ただ専門性があるだけでは、教育というふう考えたときに、指導力とかというようなことも関わってきますので、実際には、国として、県として、こういったものを、研修はもちろんですけども、あるいはそういった育成プログラムとか、そういったものを通して先生をまず育てていくということ。さらには、そういった配置ということになりますが、これは徐々にということになるとと思いますが、当然、これは大きな教育改革の目玉でもありますので、この辺についてはお金も含めて投入して、今後整備されていくものと思います。

ただ、じゃ、来年、再来年、これからスタートに当たってどうなのかというふうには考えますが、まずは、職員の中にもこういったものに大変たけている人間、あるいは中学校で言うと技術家庭科の免許を持っている人間、そういった人材をまずは学校内、さらには郡内、あるいは県内というようなところで中心として、そういった先生方を育てていただくと。さらには、マイタウンティーチャーとか支援員さんというような形で、地域の人材の活用もできれば、やっていければいいかなというふうには考えます。

○議長（松本 幸君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） 1点ですが、このICTの活用については、教師の仕事、また質、量の両面から改善をしていく必要があります、教職人生を豊かなものにするために、教師という仕事の魅力の向上、また、しっかりと子供たちに向き合う時間をこれまで以上に増やす機会になる、そういった村としての基本的な情報教育に対する心構えが必要だと思いますので、今後、そういった点を注意してやっていただきたいというふうに思います。

それから、あと最後に総合政策課長にお聞きしたいと思いますが、総合計画の中に情報化の推進ということがうたわれています。その中であって、継続性に配慮した情報インフラの恩恵を住民も受けていくということになっていますので、これについては教育委員会も関係するわけですが、社会教育の中で、このコロナによってオンライン講座とかそういったことも考えられていると思いますが、村として今後そのようなことを考えていけるのかどうか、また考えていく姿勢があるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（松本 幸君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 佐藤幸光君登壇〕

○総合政策課長（佐藤幸光君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

やはりもう全国的な流れだと思えますけれども、テレビ電話というんですかね、そういった時代が、コロナが終わったとしても日常生活としてそういうものが取り入れられていくと思います。そんなことで、今、庁内的にも、そういったハードの設備も整っていないんですけれども、村長のほうからも指示を頂いていますけれども、それぞれがカメラつきのパソコンを使用して、例えば1部屋をそういったオンラインの会議ができるような取組をまずは行政が先に進めて、それから全村に広げていくような、そういったことが大事じゃないかなということ考えております。徐々に勉強しながら進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（松本 幸君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） 最後に、やはりこのコロナの問題に対しても、また予算執行に対しても、村内の情報共有がすごく大事だなというふうに思いますので、ぜひ縦型の行政ではなく横との連携をしっかりと密に取りながら、機構改革にしてもそうですし、コロナ対策にしてもしっかりと情報共有しながら、業務の執行等、やはり予算化されたものはスピーディーに執行していただきたいということをお願いして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（松本 幸君） 以上で佐藤鈴江さんの一般質問を終わります。

休憩します。

休憩 午前 11時53分

再開 午後 零時59分

○議長（松本 幸君） 再開いたします。

◇ 伊 藤 洋 子 君

○議長（松本 幸君） 続いて、伊藤洋子さんの一般質問を許可します。

伊藤洋子さん。

〔9番 伊藤洋子君登壇〕

○9番（伊藤洋子君） 日本共産党の伊藤洋子です。

皆さんもご存じのように、今、新型コロナ感染問題は、世界じゅうの国々が抱える、深刻で、いつ収束するか分からない、不安で大きな課題になっています。日本でも感染が広がり、お亡くなりになられた方々がおります。哀悼の意を表するとともに、また、治療中の方々に一日も早く回復しますことをお祈り申し上げます。

さて、婦恋村は、感染者が一人もおりませんが、新型コロナ感染拡大による影響は多大了。このようなときこそ、村当局、議会は、村民の皆様が困っていること、不安に思っていることに寄り添い、力を尽くすことが必要だと考えます。微力ですが、私も一人の議員として力を尽くすとともに、いつでも村民が主人公の村政を求める立場で質問をさせていただきます。

初めに、新型コロナ感染の影響から村民の生活を守る対策についてです。

新型コロナの感染は世界じゅうに広がる中、今、村民の命、暮らしを守る取組は行政の大きな課題になっています。婦恋村も、これまでもいろいろと対応策を進めてきました。今後、第2波、第3波と広がる可能性もあることから、政府は今、第2次補正の審議をしているところです。婦恋村としても、今後の対応が必要になります。村民の命、暮らしを守る立場で3点質問します。

1つ、昨年の台風19号は、婦恋村にとって初めてとも言えるような大災害になりました。これまで経験したことのないような災害で、避難所も12カ所も開設するような事態となりました。今年はそのようなことがないことを願っていますが、自然のことなので、万全の対策を取っていることは必要です。そこで、避難所についてお尋ねします。

この問題は、先ほど佐藤議員からもありましたので、答弁のときには当局としてはダブらないところで答弁していただければと思いますので、読むだけは読ませてください。

新型コロナ感染に対し、3密を避けようという取組をしているときの対策をどのように行うのかお聞かせください。

2、新型コロナ感染により、昨年秋から村の行事、イベントはほとんど中止になっています。そのための予算は執行されなかったこととなります。私は、その分の予算の組み替えをし、国からの臨時交付金も活用し、村民の暮らしを守ることに使うようにすることを提案し

ます。例えば、先日の陳情として出された水道料金の減免など、広く行き渡る施策がいいと思います。これには第2次補正で組まれる交付金も使うことができると聞いております。

3、新型コロナ感染は、第2波、第3波もあるのではと懸念されております。その一つの取組として、先日の上毛新聞に、嬭恋村がコロナ抗体検査に公費で補助という記事に、村民の皆さんは喜んでおります。どんな感染症も予防が大事だと思いますが、村としてはほかに取り組むことがありましたらお答えください。

次に、学校再開における子供たちへの対応と、大学や専門学校に進んでいる学生の支援について質問します。

緊急事態宣言が解除になり、6月から学校が再開され、まずはほっとしたところですが、今後の課題も多いことが察せられます。長期にわたる休校で、子供たちは学習の遅れに対する不安もある一方、これまで学校に来ることができず友達にも会えなかったことなど、ストレスもあると思います。このように複雑な気持ちの子供たちに対応する現場の方々は、これまで以上に大変な状況になると思います。このような状態の中、教育委員会としてどう対応するのかお聞きします。

1つ、子供たちへの対応として、物理的面、ソフト面で取り組んでいる、またはこれからやろうとしていることがありましたら教えてください。

2、学習の遅れを取り戻すためにということで、文部科学省は夏休みを減らすとか土曜日授業など提案しているようです。子供たちへの負担と教師への仕事荷重とかが心配されます。国のほうでも教師の増員を考えているようですが、まだまだ十分な増員ではないようです。村として独自に対応する考えはあるのかどうか。

3つ目、現在村が行っている奨学金制度に新たに増額するとか、返還の猶予などの対応をする考えはあるのかどうか。

以上、明快な答弁を求めて私の質問を終わります。

○議長（松本 幸君） 伊藤洋子さんの一般質問に対応する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 伊藤議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

大きく分けて2点ございました。第1点目が、新型コロナ感染の影響から村民の生活を守る対策、第2点目が、学校再開における対応と学生の支援について、3点目で、専門学校と大学ということに関してのご質問でございました。第1点目の①、②までを私のほうから回

答させていただきます、③については住民福祉課長、学校の関係につきましては教育長のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

初めに、新型コロナウイルス感染症が心配される中で、昨年のような台風19号のような大規模な災害が発生した場合の避難所の対策ですが、佐藤議員のご質問のときにもお答えをさせていただきましたとおり、避難所が緊急事態の場合とその他の場合等がございます。それにお答えさせていただきましたので、よろしくお願ひしたいと思っております。

また現在は、避難所に避難するのではなく、安全が確保できるご親戚の家などへの避難も、密を避ける点では有効だとも言われております。日頃から万が一のときのことを考えて行動する意識を持っていただくよう、周知を行いたいと考えております。

次に、新型コロナウイルスの影響で中止になったイベントの予算を、村民を守るための予算に組み替えたかどうかのご質問でございますが、今年度に入り補正予算を何度もお願いし、村民の生活を守るための商品券の配布、子育て世帯への支援としての商品券の配布、収入減少企業に対しての給付金など村独自の施策につきまして、議会の皆様にもご承認を頂き、現在、迅速に村民の支援に対応しておるところでございます。今後におきましても、情勢の変化に対応し、支援が必要なところに支援が届くよう、議会の皆様と共に村民生活をしっかり守っていきたくと考えております。

水道料や税金等に対する納付につきましても、支払いの猶予制度を設け、対応しております。猶予ではなく水道料を減免してはどうかのご提案でございますが、水道は、私たちの生活に欠かせないライフラインの一つであります。安定供給をするためには資金が必要であり、そのための料金であることをご理解いただけたらと思っております。また、水道料金は、お客様が来なかったり、需要が今現在は減少しておると思っております。需要が減少すればお支払いの料金も少なくなるということでございますので、併せてご理解を頂けたらと思っております。

第3番目の第2波、第3波の備え等以下につきましては、住民福祉課長並びに教育長のほうからお答えをさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（松本 幸君） 住民福祉課長。

〔住民福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○住民福祉課長（熊川真津美君） それでは、3点目の第2波、3波もあるのではとの懸念で、村民にどのような予防策をとるということでございますが、やはり感染を防ぐには、村民お一人お一人の協力が一番大切だと考えております。皆様もご承知のとおり、3密を避ける、手洗

い、うがいの徹底でありますとかマスクの着用、感染者が多い地域への不要不急の往来を避けるなど、新しい生活様式を意識した生活を心がけていただくよう、今後も住民に周知していくことが重要だと考えております。また、毎日の検温など、ご自身の体調の変化にも意識を持っていただけたらと考えておまして、そのための周知も必要だと考えております。また、今後、イベント開催などが今までよりもできるようになると思いますが、開催時には、主催者の方には感染防止策についてご理解いただくようお願いしたいと考えております。

簡単ですが、以上とさせていただきます。

○議長（松本 幸君） 教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長（地田功一君） 学校再開における対応と学生支援についてのご質問にお答えいたします。

学校は、6月1日から学校再開をしたところであります。そして、本日の12日までの2週間、小学校、中学校ともに各学年、週2から3日の分散型の登校を実施してまいりました。来週からはいよいよ全校による登校が開始されることとなり、徐々にではありますが、学校生活にやや明るい兆しが見え始めてきたところであります。今後も感染が抑えられ、国の基準や県の警戒度についてもよい評価が継続すれば、さらに充実した学校生活が戻ってくるものと期待をしています。

さて、伊藤議員のご質問、長期にわたる休校による学習への不安や学校生活へのストレスなど、複雑な気持ちの子供たちへの対応についてお答えをいたします。

初めに、1、学習不安やストレスを持つ子供への対応についてですが、これまで経験のない生活環境の中で心配されるのが、学習への不安や学習リズムの崩壊を初め、不登校、差別、偏見、児童虐待、さらには自殺等であります。学校は、保護者、地域、関係機関とのさらなる密な連携が必要と考えます。学校現場においては、学級担任や養護教諭、特別支援担当教諭等を中心とした、きめ細かな健康観察やアンケート調査、ストレスチェック等により、児童生徒の現状を的確に把握し、必要に応じた健康相談の実施や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等による心理面、福祉面からの支援など、校長のリーダーシップの下、危機感と、温度差のない組織的な支援体制で取り組むことが必要です。

また、学習面での不安や遅れのある児童生徒については、その学習状況や実態に即して、指導体制の見直しや少人数指導、ティームティーチング等の指導形態、指導方法等の工夫に

より対応することになります。併せて、個々の学習内容の定着を確認し、必要に応じた補充のための授業や補習の実施も進めていくことが重要であると考えます。

次に、学習の遅れへの対応としての夏季休業中の休業日の削減や土曜授業についてですが、文科省では、必要な授業日数の確保については、これらを可能としています。しかしながら、議員がおっしゃるとおり、安易な対策は、児童生徒の過剰な負担や教師への仕事荷重となります。

ただ、これまでの経験のない長い、本当に長期休業によって、当初編成された各学校の教育課程を見直す必要が出てきているのが現状であります。このことについては、5月25日付、群馬県教育委員会より通知、学校再開後における教育課程の編成及び実施についてが出されたところであります。その中には、見直しの参考として、必要となる授業日とその確保については、夏季休業日等を授業日に振り替えることも必要となり、その場合、10日程度の授業日が必要であるとのことが示されています。もちろん児童生徒及び教師に負担がないことはありませんけれども、児童生徒の必要最小限の学習保障を第一と考える措置であるとしています。ちなみに、現段階においては土曜授業は考えていません。

教員の負担軽減について文科省では、教師や学習指導員の増員の方向性を方策として打ち出してきたはありますが、実際のところ、全国各学校へ追加の人的配置は大変困難だと思えます。本村の対応としては、各学校に現在配置されている学力向上特配等の定数外の県費特配や村費のマイタウンティーチャー及び支援員を一層有効活用するとともに、指導体制や指導形態、指導方法の工夫により対応していきたいと考えます。また、可能であれば、学級担任の補助や補習等を実施するための学習指導員、あるいは教材、通信等の印刷業務を初めとする事務補助を実施するためのスクールサポートスタッフの追加配置ができればよいと考えています。

次に、奨学金制度に係る増額や猶予についてですが、現在、嬭恋村の奨学金制度の貸与額は、月額、高校生3万円以内、大学生5万円以内と規定されています。また、嬭恋村奨学資金基金条例によりまして、奨学金の新規貸与者に対して1人当たり10万円を一時資金として交付しています。新たな増額については、大学生に対し月5万円まで貸与していますことと、一時資金を10万円交付していますので、現在は増額の予定はしていません。ただ、今後、社会情勢の変化により必要が生じた場合には検討していく必要があると考えます。また、猶予については、嬭恋村奨学資金貸与条例により対応できることとなっております。

以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（松本 幸君） 再質問以降は一問一答で行います。

伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） それでは初めに、避難所についてですけれども、村長は、安全が確保できるように今後村民にも周知していくということでお話しされましたけれども、それはいつ頃までに、例えばマスクとか自分で持つ体温計のこととか、そういう持ち出しグッズみたいなものを考えて、村民に周知して、やっぱり全部を全部村がやるのも大変と思うので、そういうものを考えて周知するのかなと受け止めたんですけれども、それをいつ頃までに行おうとしているのかお答え願いたいと思います。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 伊藤議員の質問にお答えをさせていただきます。

全員協議会のほうで住民福祉課のほうから、現在ストックしておる防護服の数、あるいはマスクの数、あるいは消毒液の数、一覧表を提出させていただきました。また、学校関係のほうでは、県の教育委員会からこれだけ配布されましたというような報告を一応させていただきました。

そのほかに、先ほど申しましたこの生き抜く術の心得帖でございますが、ここの43ページをご覧くださいと思います。今年の5月にも全村民に配布をさせていただきました。非常時に、43ページの中段でございますが、非常持ち出し品を準備しておきましょうというところに、運動靴、スリッパ、懐中電灯、携帯電話、笛、防寒着、マスク、ヘルメット、ゴーグル等が書いてあります。非常持ち出し袋、リュックサックに入れておくもの、非常食、飲料水、携帯トイレ、生理用品、常備薬等が書いてあります。あると便利なものということで、使い捨てカイロ、軍手、マッチ、ライター、毛布、寝袋等が書いてございます。

ここの文を今回、スペースを広げる、あるいは密閉、密集を避ける、こういうものを対応したものを、同時に持つべきものも含めて、早急に庁内で検討をし、村民に告知をしてお願いをしてまいりたい。なお、告知の方法につきましては、区長会を通す、あるいは民生委員の会議を通す、こういうところを通しながら、あるいは病院関係、あるいは社会福祉関係のもろもろのところとも連携をしながら、持つべきもの、こういうものについてもしっかりと検討して告知を図ってまいりたい、こう思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（松本 幸君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） いつ頃までという明快な答えはなかったんですけれども、少なくとも

大雨が降る前とかなんかにそういうことをやっていただくように、その点については要望しておきたいと思います。

次にですけれども、避難所は、先ほど佐藤議員もおっしゃいましたけれども、テレビ等でも言われていまして、3密を避けるというと倍以上の避難所施設が必要だということが言われていました。先ほどのこの一覧表を見ると、34カ所と、それからホテルとか8カ所、そして介護ステーションが4カ所ほど載っていますけれども、そうすると当局としては、もし3密を避けるとして、2メートル・2メートルの中にいるというと、かなりの面積が必要と思うけれども、今のこの一覧表に挙げた避難所で足りると思っているのかどうか。もう少し、先ほども答弁しましたけれども、例えばホテル、そういう借り上げする、協力してもらう施設についても、今後、話し合いをしてということですのでけれども、それも、じゃ、周知の時期、先ほどのグッズの周知のときと同じように急いでやろうとしているか、時期的に台風前にやろうとしているか、その点についてもう一度、広さに十分対応できるかどうかというのを確認したのかどうか、そして協力施設をいつまでにやろうとしているかお答えいただきたいと思います。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 伊藤議員の質問にお答えをさせていただきます。

先ほどから何回か申しています、16ページ、17ページのところにある、34施設及び8施設あるわけです。昨年の台風19号、令和元年度東日本台風ということでございますが、474名ということでございました。3密を避けるという意味で、この施設を相当広く使う必要があるであろうと思っております。それにはやはり区切るということが必要なので、国のほうでも県のほうでも、段ボール資材って今いいのができているようで、安くて軽くて機動的に使えるというようなこともあるということも伺っております。

したがって、県のほうでも、広いところを確保して、なるべく個別に分けられるような体制を取ると。これだけの施設があれば基本的には十分だと思っておりますが、先ほどもお答えさせてもらいましたが、さらにプラスして、宿泊施設等でもご協力いただける場所があると、また、個室があるというところもあるようでございます。個室も確保できるものであれば、その必要性もあるであろうと。非常事態の場合にはやはりそういう対応を考えておく必要があると私も思っておりますので、今後、幅広く宿泊施設等についてもお声がけをさせていただいて、確保できるところはなるべく確保してまいりたい、こう思いますので、よ

ろしくお願いをいたします。

○議長（松本 幸君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） 1点確認しますけれども、先ほど村長の答弁で、安全が確保できるように周知するというと、例えば災害によっては親戚のところとか知り合いのところというので話されましたけれども、そういったことも含めて一緒に周知するというふうに受け止めていいんですよね。周知するというか。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） まず、自分のことは自分で守るのが大原則で、またさらには、隣近所、周辺、地域、地域は地域でみんなで協力し合って守ると。最後に、公助といいますか、必ず誰か、民生委員さんとか、あるいは公的な機関が、しかるべく情報を持っている担当がおりますので、そういうところを通じてしっかりとサポートしていくと。それにはそういう計画をしっかりと練っていく必要があるだろうと。

特に要援護者でございますけれども、全区から要援護者名簿を毎年、区長さんを中心に、民生委員さんもお指導いただいて、今年も区長さんを通して既にこれから始めてまいります。毎年毎年、要援護者も替わりますので、そのリストは各地区の区長さんのお指導を頂いて今年もつくと。厚い資料はちゃんとできておまして、名簿もできておまして、地図もできております。それをしっかりと確認して、プライバシーを守りながら対応してまいります。こう思いますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（松本 幸君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） 2番目の予算の組み替えですけれども、先ほど村長は、何度も補正予算を組んだということで、それは私も承知しているんですけれども、ただ、その予算の財源としては、例えば農業、観光はふるさと納税、それから子供と商業を守るは、特別交付税ということでやっている。コロナに勝つというのでは、基金を崩してやったわけですけれども、これまでに行事が崩れた分はないので、その予算もやっぱり活用するというのでは、例えばつまごい祭りもそうですし、キャベツマラソンもなくなったわけですけれども、そういったものは執行されないから、やっぱりその分を何らかの形で補正予算を組み替えることが私は必要なんじゃないかと思うんです。

自分なりに中止になった行事等を計算してみたりしたんですけれども、そうすると私の中では4,200万円ぐらい。そうしますと、行政としてはもっと細かくいろいろ分かると思うの

で、その浮いたというか予算が執行されなかった分の予算の使い道を私は考えて、少しでも村民の困っていることにもうちょっと活用してもいいんじゃないかというふうに考えるんですけれども、そういうことは村として、どのくらいの予算が執行できないかなどか、試算したりいろいろしているんでしょうか。その点について伺いたいと思います。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 通常、3月議会におきまして次年度予算をご承認いただいて、4月1日から、本年度の場合は115億円、238名で執行しておるとというのが現実でございます。しかしながら、例えば、今、伊藤議員のおっしゃるように、一つ一つの案件が解決した場合に、それを即また修正して補正を組んでいくということは、とてもとても、細かくて現実的には難しいと思っております。

一件一件、例えばですけれども、1億円予算を確保して、ある事業をやって入札したら、それが、安いほうはいいわけですから、9,000万円で落札されてやったとすると1,000万円余ります。その余った金を即有効に使えということで、その予算を組み替えしろということは、とてもとてもこのスタッフでは、一つ一つの案件が確定したらすぐ予算を組み替える、補正にやれということは、ちょっと現実的に不可能と。

したがいまして、先ほど申しましたが、決算の時期においては、5月末は出納閉鎖でございますので、3月末までにやった事業、これは5月末の出納閉鎖、この時点で確定しますので、それを監査委員の決算監査を全部受けて、なおかつ、9月の議会においてそれを決算で皆さんに報告しておると。会計監査人の意見も添えて議会に報告するというごことばでございますので、その都度その都度、余ったからこれをすぐ組み替えてどうこうということは、事実上、とても細かくて不可能だと、こんなように思っています。

それから予算は、当初予算は必ず余りが出てくるわけでありまして。群馬県のほうの例えば土木の予算も、必ず3月末、2月末ごろになると、余りが幾らあると。例えばですけれども、あ、中之条土木3,000万円、道路関係で余ったなど、余りそうだなと思ったら、その余った金は、年度内に何とかあそこの草刈りだけ頼むとか、あのU字溝のところもきれいに掃除を頼むとか、木障切りのあそこの予算にやってくれないとか、我々は余った予算で年度末にはそういう形の予算もお願いをしておりますが、途中で115億円の予算が確定したからということで、その都度その都度、ちょっと事実上難しい。

したがいまして、今回の補正も、財政調整基金があるので、財政調整基金というのは、ま

さにこのようなときに取り崩して歳入に入れて、それを今回も、さっきの補正も使わせてもらおうと、こういうことをございますので、ぜひとも予算のシステムの問題、より一層ご理解を頂いて、その辺をご理解いただきたいと思っております。

つまごい祭りをやらないんだから、それを違うところへ即回せと、これをやっていたらとてもとても大変過ぎるということをございますので、ご理解を頂きたいと思えます。

○議長（松本 幸君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） 今、村長が答弁したように、そういうつまごい祭りがとかキャベツマラソンがなくなったからというので、一つ一つは大変だと思うんですけども、今後、2波、3波と来るときに、今年度は本当に大変な予算編成になると思うので、ただ、私としては、決算の繰越しも純増に2億円とかあって、6億円何ぼあった中の2億円何ぼが繰越しになったということで、いつも9月決算のときに残る分があるけれども、今回は本当に村民が、暮らし、営業とかそういうことに困っているの、先ほど村長が答弁したように、3月ちょっと前になったときには、やっぱりこういうことも併せて、2波、3波に組んでほしいという、そういう村民にぜひこの予算を還元してほしいという思いを込めてやりましたので、その点についてはここでお願いをしておくことにしたいと思えます。

それで次に、予防策についてですけれども、先ほど住民福祉課長からありましたけれども、私が心配するのが、例えば災害ということで、東日本大震災のときにもインフルエンザが広がったとか、熊本地震のときにもノロウイルスが集団感染したということで、本当にこれは3密なりいろいろな状況の中では感染が拡大されるんじゃないかという心配があるんですけども、そういう点で、抗体検査をすることにはしたけれども、例えばPCRだと随分遠くまで行くしかないんですけども、そういう意味で、西吾妻病院とか診療所とかそういうところに何かもっとPCRを持ってくるとか、そのための予算を組むとかというのはとても難しいことなのか、その点についてお聞きしたいと思えます。

○議長（松本 幸君） 村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） PCR検査につきましては、厚生労働省のほうでも指導で、もし第2次感染が増えた場合にはということで、全国にPCR検査ができるところを相当規模でスピード感を持って今取り組んでおるといふふうに伺っております。群馬県内におきましては、各医療圏、11医療圏がございますが、吾妻医療圏におきましては、5月15日のございますが、群馬県医師会のご協力を頂きまして、吾妻におきましては、吾妻日赤におきまして、テ

ントを張って、現在PCR検査ができるという状況になっております。

なお、西吾妻福祉病院のほうに、西吾妻の拠点でPCR検査を何とかできるようにお願いしたいというお願いもして、実はまいりました。現状ではまだできておりません。昨日、県のほうから、保健所から連絡がありまして、可能性がゼロじゃなくて、一応検討を加えてまいりますという回答を頂きました。特に西吾妻につきましては、草津町、嬭恋もそうですけれども、観光ということで多くのお客様が訪れるゾーンであるということもありますので、抗体検査は当然やるということで予算編成を頂きましたが、抗体検査のほかに抗原検査についても現在検討をさせてもらっております。さらに、PCR検査も西吾妻では、県のほうからの連絡ですと、できるような方向でちょっと内部では検討しておるということでもあります。

今後も引き続き、できればどこでもできるという体制づくりを、国・県、また各基礎自治体が連携して、なるべく多くのところで検査をできますよという、2次感染に備えて対応していくべきだと思っておりますので、引き続き、我々もまた近隣の町村とも連携をしながら、しっかりと国のほうへ、県のほうへお願いをしてみたい、こう思っております。よろしく申し上げます。

○議長（松本 幸君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） やっぱりPCR検査等についても、すごく多くの方々が、近くでやればという声も聞かれますので、そこは近隣の町村と一緒に、西吾妻病院等でもできるようにお願いしておきます。

それで、ちょっと西吾妻病院とか出たのでお伺いしたいんですけども、今、全国で医療機関が、このコロナにより入院患者とか少なくなって経営が大変だということがありましたけれども、西吾妻とかについてはそういう声は聞こえてきているのでしょうか。その点について、もしお分かりでしたら申し上げます。

○議長（松本 幸君） 住民福祉課長。

〔住民福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○住民福祉課長（熊川真津美君） 西吾妻福祉病院の経営状態についてですけれども、昨年度は例年になく赤字補填ということで議会の皆様にもご承認を頂きまして、補填をさせていただいたところなんですけれども、今年度につきましては、今現在では昨年ほどではないということですが、やはり入院患者数は減っているというようなお話は聞いております。

○議長（松本 幸君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） じゃ、次に、教育委員会のほうにお聞きします。

先ほど教育長の説明では、いろいろそういうところにソーシャルワーカーとかに相談しながらやるというんですけれども、そういうケースワーカーとかソーシャルワーカーとかいろんな方は、嬭恋村内に何人ぐらいいて、やっていたらしゃるのかというのはお聞きしたいと思います。

○議長（松本 幸君） 教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長（地田功一君） お答えいたします。

学校のスクールカウンセラーについては、各事務所、5事務所、県内にありますが、吾妻教育事務所での置籍の人が1人いまして、中学校に毎週1日、小学校については2週間に1回ということで、定期的に行って、いろいろな学校の子供たちを含め、指導していただいたり支えていただいている状況であります。

スクールソーシャルワーカーについては、各事務所やはり1名ということなんです、これは定期的な訪問というのはしていませんけれども、必要に応じて来ていただくということになります。ただ、事情とかいろいろなケースが変わってきますので、必要となれば教育事務所間でのやりとりの中でほかの事務所からの応援ということもあり得ます。現在のところはそういうんですが、あとは、特にそういった方をお願いする一方、あと住民福祉課等との連携の下に、必要に応じてそういった心理カウンセラーとかという方の協力を頂くというようなのが、今、現状であります。

○議長（松本 幸君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） 先ほど教育長の答弁で、今後心配なのが、生活リズムとかストレスとか不登校とか、もしくはの場合は自殺とかということも考えられると言われましたけれども、一応、この長い休みの間でよく子供の虐待とかいろいろ世間では騒がれましたけれども、嬭恋村内ではそういうことは上がってこなかったのかというのが1点と、今、1日から開校して10日間ちょっとですけれども、教師のほうから何か、ちょっと子供たちがこんな状態だとか、困るようなことは上がっていないでしょうか。

その2点、お願いします。

○議長（松本 幸君） 教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長（地田功一君） お答えいたします。

やはり虐待等については、報道等でもありましたし、特にこの長期、本当に3月からの3

カ月間という長い間でしたので、やはり見落としとか、ある意味、早期発見ができないと困るということで、十分か不十分かはともかくとしまして、各学校の校長を通して、職員等においては、必要に応じて家庭訪問や、あるいは面談等を行う中でそれへの対応はしてきています。

実態としては、おかげさまでというか、今のところはそういった虐待という話については耳にはしておりません。あと、そういったものは、民生委員さん、児童委員さんの方々ともお会いする機会もありますし、主任児童委員さん等については学校にも入ってもらっていますので、そういった情報からして、現段階においてはそういったことは今はないということです。ただ、これは危機感を持って、温度差のない、組織的に対応していかなくてははいけませんので、それについては今後ともその姿勢を持って取り組んでいきたいというふうに思います。

あとは教師ということなのですが、やはり教師も大変ストレスがありまして、ふだんは中学校なんかですと部活動等でいろいろ前線で先生方も体を動かしているんですが、なかなかそういったこともできない。ただ、反面、これまで学校が終わらないといろいろ教材研究とか授業づくりというのはなかなかできなかったんですけども、この機会を使って、大分、そういう意味では、学習、授業づくり、授業の充実に向けての取組はできてきます。その反面、今言ったように、ややそういう意味ではストレスはたまってきてはいますけれども、職員においても、現段階においては特に健康被害、あるいは心的な、そういった心配の先生については、現在は確認していません。

○議長（松本 幸君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） 一応、今後とも、これからが、子供たちや教師のいろいろな、様々な症状が出てくるかと思いますので、引き続き、子供たちが安心して学べる場を保障するように、ぜひ教育委員会のほうにはしっかりと学校のほうを見ていただいたりしていただくことを要望しておきます。

次に、奨学金制度ですけれども、実は私にも相談があったりしたのでこの問題を取り上げましたけれども、この奨学金制度、間違えていなければ、昭和38年度にできたというふうに条例をちょっと見ましたけれども、先ほど教育長がおっしゃったように、かなり学校教育の費用とかそういうものも変わってきているので、もしかしたらそういう状況に合わせて変えられるようでしたらぜひ変えてほしいのと、それから、猶予のほうは対応できるというふうに、条例にもなっているというふうになったので、要望があったらそういうふうに対応して

いただけたらうれしいと思います。

最後になりますけれども、私からの要望として、いろいろ細かい、何々がなくなった、予算はここに使うというのはできないと言ったけれども、やっぱり孺恋村にいろいろ事業を営んでいる方、そして住んでいる人たちに、今回、こういう困ったときこそ予算が回るように、公平、平等に回るように、これからも基金の活用等、国からの交付金等ができてきたときに、補正を組むときには、やはり先ほどの執行されなかった予算にも考えて、十分な予算組み替えに私はしていただきたいと思います。この間、産業建設で出されたように、宿泊施設が137で事業所が448、ここが本当に一人も残らず事業を持続できるように村が力になってほしいなという要望を添えて、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（松本 幸君） 以上で伊藤洋子さんの一般質問を終わります。

◇ 土 屋 幸 雄 君

○議長（松本 幸君） 続いて、土屋幸雄君の一般質問を許可します。

土屋幸雄君。

〔6番 土屋幸雄君登壇〕

○6番（土屋幸雄君） 議長の許可を頂きましたので、新型コロナウイルス対策について質問をさせていただきます。

中国発の新型コロナウイルス発生により、日本でもダイヤモンド・プリンセスクルーズ船の感染から始まり、あっという間に日本じゅうにコロナ感染が広まってしまいました。それにより感染をしてしまった人は、隔離、3密、マスク等、今まで経験したことのない、日常生活にも制限のある生活が始まりました。また、小中高も休校を余儀なくされて、子供たちまで影響が及んでおります。大人もそうでありますけれども、子供たちは相当なストレスを感じていると思います。

そんな中で、政府より緊急事態宣言が始まり、各種の経済活動やイベント等の自粛、休業、あるいは営業時間等に制限をしてもらうような要請が出されました。また、県境を越えた移動という制限体験に多くの方が戸惑ったと思います。

国が出した事業者支援対策、経済対策等の支援対策のほとんどが、申請書類等の複雑さに、

いまだに一部を除いて給付とはなっておりません。特に、観光地の宿泊業や飲食店を中心に、経営が立ち行かない事例が続出しております。

5月25日に3段階に分けて緊急宣言を国は解除を出しましたが、コロナウイルスは収束しておりません。今後も第2波のおそれが心配されております。

今後、6月以降もコロナウイルス感染が続いていけば、さらに悪化し、倒産、廃業が増えることが心配されております。婦恋村でも、コロナウイルス対策としていろんな補助金を用意しておりますが、最悪の事態は回避しなければなりません。

そこで伺います。

最初に、村民の不安を解消するための、応急的な対策ではなく、新型コロナウイルスが存在することを前提とした長期的な提案、戦略などを示すことが必要であり、村を挙げて取り組んでいくことを提案いたしますが、いかがですか。

2番目として、休業による事業の悪化から来る倒産、失業への連鎖を食い止め、また、事業再開をしてもらえるような何かの対応策を村としてどのように考えているのかを伺います。

3番目として、テイクアウトなどの新しい事業形態に取り組み、衛生面での安心・安全のための感染防止対策や誘客対策に取り組む飲食店、宿泊業者を村として支援、提案できる対策はあるのか伺います。

4番目として、CF、クラウドファンディングを使い、観光客の激減で逼迫する観光地の事業者等の運転資金に充ててもらふ応援チケット等を創設することはいかがですか。

5番目として、コロナウイルス対策に向けた取組が進む中で忘れてならないのは、自然災害への備えだと思います。災害はいつ起こるか分かりません。本格的な夏の到来とともに、豪雨による土砂崩れや河川の氾濫の危険性が高まります。昨年の10月の台風19号では、婦恋村に大災害が起こり、そして村民が避難所に身を寄せました。もし新型コロナウイルスの感染の第2波がやってくれば、避難所で集団感染が起きる可能性があります。災害と感染症のダブルパンチを防ぐための準備が急務であると感じます。コロナウイルスの収束が見通せない中、避難所は、密閉・密集・密接状態が危惧されます。

そこで伺います。感染防止対策は十分に取られる対策となっているのか伺います。

以上、明快な答弁をお願いします。

先ほど、また佐藤議員、伊藤議員、災害の質問がありましたので、重複するところは答弁は結構でございます。よろしく申し上げます。

○議長（松本 幸君） 土屋幸雄君の一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 土屋議員の一般質問にお答えをさせていただきたいと思います。

新型コロナウイルスの関係、佐藤議員及び伊藤議員からも同じ趣旨の部分の質問もございました。ちょっとその部分については削除といいますか、させていただけたらと考えますので、よろしくをお願いします。

現在、新型コロナウイルスによる影響は全世界に及び、全世代に及んでおり、私たちがこれまで経験したことのない状況になっていると思います。このような中、議員ご指摘のとおり、これまでの計画の中に新型コロナウイルスの影響を考慮した戦略作成が必要だと思いますので、今までも取り組んできましたが、より一層、今後庁内で検討を進めてまいりたい。併せて、台風災害の経験、それを生かした避難所等については、何度もお答えをさせていただきましたが、十二分に配慮して対応をしてまいりたいと思いますので、ご理解を頂きたいと思います。

続いて、事業の悪化が懸念されておる事業者がたくさんあるということでございます。倒産や失業への連鎖を食い止め、また、事業を再開してもらえよう何らかの対応策を村としてどのように考えているかということでございますが、今までもいろいろ取り組んでまいりました。総額、今回の補正予算を頂いて、農業を守る5,000万円から始めて、今日の補正を含めると2億3,000万円近い補正を2回にわたって組ませていただきました。そういうことで、今後も、その中には食事券、商品券等も5,000万円含まれております。大分、現状では使われてきておりますが、さらにしっかり取り組んでまいりたい。特に観光につきましては、群馬県の30万人に対する5,000円補助という制度がありますが、これも一体的に今月の5日から7月31日まで、私どものほうでは1,000円負担もしてやると。さらに8月1日からは私ども独自の対策をしておりますので、より一層周知を徹底しながら、事業、倒産等が起きないような形を取らせていただけたらと思っております。

ご存じのとおり、現在までに村としては、商業を守る商品券や企業を守る支援金など、5本の柱として支援制度を執行してきているところでございます。また村でも、商工会を通して申請を頂く小規模企業者に対し、持続的発展と商工業振興を目的とした売上アップ事業補助金もございます。村以外で、国や県の補助金や支援金、融資のご案内もさせていただいております。このようなことから、ご理解を頂けたらと思います。

続きまして、テイクアウトなどの新しい事業形態に取り組み、あるいは衛生面での安心・

安全のための感染防止策や誘客対策に取り組む飲食店、宿泊業者を村として支援、提案ができる対策があるかということでございますが、新型コロナウイルス感染症に伴う支援制度に当たり、村は、多くの村民の方、多くの事業者の方を対象とできるような幅広い支援制度を行ってきております。現在、飲食店、宿泊業者の方に、県旅館ホテル生活衛生同業組合、県観光物産国際協会、県温泉協会から出されております、宿泊施設等における新型コロナウイルス対応ガイドラインを基本として営業を行っていただいておりますが、個々の感染防止策や誘客対策に関する把握はできていない状況でございます。今後調査をしてまいりたいと思いますので、ご理解を頂きたいと思っております。

補足となりますが、テイクアウトに関しましては、婦恋村観光協会と共に早期に、テイクアウトを行っている飲食店の情報収集をし、新規あっせんもしてきております。現在11店舗が賛同され、中には宿泊施設からの参加もございます。テイクアウトの利用ですが、平日の昼食は多くの役場職員も購入させていただいており、微力ではございますが売上げのご協力をさせていただいております。また、観光協会ホームページ、SNS等で情報発信もし、今後、新聞折り込みもしていく予定でございます。

次に、4番目の件でクラウドファンディングの話がございましたが、クラウドファンディングを活用して、観光事業者等の運転資金に充てることのできる応援チケットの販売をしたらどうかというご質問でございました。

クラウドファンディングを活用した資金繰りは、最近注目されている方法であると思えます。例えば飲食業の場合、未来の食事券と言われておりますが、料金を先払いしていただき、10%から20%のプレミアムをつけた食事券を返礼するもので、商工会議所などが企画する例が多く見られております。同様に、観光施設や宿泊施設も、料金の先払いによって集められたお金を運転資金に充ててもらい、後日、プレミアムをつけたチケットで施設利用をしてもらう方法になると思えます。

お客様が少ない状況においても運転資金が得られるというメリットがあると同時に、クラウドファンディングで集められた額の約20%が運営サイトの手数料として引かれること、また、施設利用時にプレミアム分を負担することになりますので、全体では約30%の値引き販売を行うこととなりますので、薄利になるとともに、後になってから資金繰りが大変になる場合も想定されるところでございます。婦恋村観光協会でも、会員のためになる方法を検討しておるようでございますが、何らかの方法でクラウドファンディングを活用できればよいと思っております。

村では、ふるさと納税の申込みサイトも昨年の10月から2カ所増やしたところでございますが、災害支援分を含め2億円を超える寄附を頂き、村内190を超える施設で利用できる金券を返礼品としているところでございます。当面は、ふるさと納税制度を利用した取組をさらに充実していきたいと考えております。

次に、災害時の災害と感染症のダブルパンチを受けた場合、ダブルでの対策でございます。

災害時の避難所における感染症対策についてのご質問でございますが、現在、国や県から、新型コロナウイルス感染症対策を配慮した避難所開設運営ガイドラインなどが示されております。その中でも、今まで以上に公衆衛生面での徹底と避難者の健康状態の確認が重要だと思われまます。避難所の3密状態の解消につきましては、今までもお答えさせていただいておるとおり、避難者同士の間隔を広くすることや、換気や消毒をこまめに行うよう対応していきたいと考えております。

また現在、避難所における必要物資の洗い出しを関係者で行っております。国などの指針を基本に、必要な物資の調達を急ぎたいと考えております。ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（松本 幸君） 再質問以降は一問一答で行います。

土屋幸雄君。

○6番（土屋幸雄君） 補助金対応ということは、今、国・県、嬭恋村もいろんな対応をしていると思いますので、私は、これからのコロナウイルスがある中で、これから宿泊業者とかそれがどういう方向に進んでいくかということで、ちょっと幾つか一問一答で質問したいと思います。

今、ホテルなどの宿泊業者が休業しているところもありましたが、6月から営業を始めるところも出てまいりました。県内の温泉地を見ますと、コロナ対策として安心・安全をしていることが報道されておりますが、嬭恋村での対応は目に見えて余りきていません。コロナウイルスが存在しているということを踏まえ、コロナ対応が重要だと思います。それぞれ会社などによりまちまちではなく、村の観光協会、これは観光協会長がいればよかったですけれども、観光協会はおりませんけれども、中心となり、音頭を取り、村内の宿泊・飲食業者、観光業者などが、安心・安全という衛生面での対策として、3密はもちろんのこと、検温・消毒体制、お客様に接客対応など、保健所などとの協力をして講習会などを開いてもらい、村内が統一した行動を取って安全対策などができるようなマニュアルを早急につくってもらってはどうか。

そして、観光業、飲食業はこういうことをしていて、安全・安心に努め、観光客の宿泊者の皆さんのお迎えをしていますからということを発信していくことは、これからは本当に重要だと思うんですけども、そういったことに対して内外に発信していくことに対してどう思っているのか、ちょっとお伺いします。

○議長（松本 幸君） 観光商工課長。

〔観光商工課長 地田 繁君登壇〕

○観光商工課長（地田 繁君） 土屋議員のご質問にお答えをさせていただきます。

村内統一でのマニュアルというお話でございますが、先ほども村長の答弁の中にありましたとおり、飲食店、宿泊業者の方に、県旅館ホテル生活衛生同業組合、また県観光物産国際協会、温泉協会から、まさにそういった群馬県下統一のマニュアルが出され、このマニュアルに関しましては、各宿泊施設、この3つの組合または協会等、そして嬭恋村観光協会からも、こういったマニュアルに沿って、嬭恋村に関してのお客さんの受入れを整備してくれということで、統一した見解で流れております。

また、安心・安全の発信ということでございますけれども、やはりこちらのほうは、さらにホームページやSNSを利用した中で、やはり嬭恋の施設に関しては安心・安全を、また、コロナウイルス拡散防止に努めているということをこれからも大々的にPRしてお客さんを迎えていただけるよう、そういった形で周知をしていきたいと思っております。

○議長（松本 幸君） 土屋幸雄君。

○6番（土屋幸雄君） 既に渋川、伊香保温泉だとかそういう場合は、先進的にテレビとかそういうのでしょっちゅう出ております。嬭恋村は本当にそういうのが全然表に出ていない、やっぱり何をしているのか分からない、やっぱりマスコミ等を通じて発信していかなければ本当にそのよさというのが分からないと思います。誰もみんな働かなければ、コロナがあっても生活ができないんだから、こういうことは本当に重要だと思います。ホテル、宿泊業者を守るために、ぜひともこれは本当にすぐにでも発信をして、いろんな対策を練っていただいて、観光協会一体となってぜひとも行動に移してもらいたいと思います。

それと、新しい旅館の営業形態というか、そんなことでちょっと質問させていただきます。

おもてなしは、各旅館でいろいろ当然違うと思いますけれども、例えばホテルの館内は3密を避け、食事は自分たちの部屋ですとか、どこかの個室ですなどを提案。2番目として、お客様に3密対応は見える化をして、集まり具合など、どこがすいているのか、混んでいるのか分かるように、QRコードなどを使って発信する。

それで、コロナによって仕事の仕方が変わってきて、仕事がどこに行ってもできることを逆手に取って、ホテル、旅館に泊まって仕事をしていて、テレワークが可能なことをぜひとも旅行者に宣伝して、泊まってもらって仕事をしてもらう。それで、これからはインバウンドじゃなくて、マイクロツーリズムとか小さな旅を提案していく。家族旅行とか少人数の旅館を集めてもらうということも必要じゃないかと思うんですけども、その辺の考え方はどうですか。旅館、ホテルに提案するとか、そういうことはできますか。

○議長（松本 幸君） 観光商工課長。

〔観光商工課長 地田 繁君登壇〕

○観光商工課長（地田 繁君） 土屋議員のご質問にお答えをさせていただきます。

ホテル等でテレワークの可能性、こういったものに関しましては、既にホテルとの話も実際には出てきている部分でございます。これが実際に現実的に各スペース等が確保できるように考えていけるようであれば非常にいいかなと。

それから、そういったテレワークをするためのプランというようなことも一つにはありかなというようなお話も、ちょっと大きな支配人等からもそんな話を、雑談ではありますが出ているということで、こういったものを幅広く嬭恋地内の施設等でさらに詰めていき、一つのそういった目玉商品みたいな形になれば非常にいいのかなというふうに思っております。

また、QRコードを使つての発信ということになりますけれども、この辺のところは、観光協会含め、こういった形のもので仕上がっていけるようであれば非常にいいのかなと思いますけれども、技術的なそういった部分も、非常にこういった感じのものというのは細かい部分であるような話も聞いておりますので、その辺のところはやはり観光協会のほうを通じて、そういった情報、また勉強しながら進めていければと思います。

また、小さな旅というようなことで、現在、やはり嬭恋村の強みとしましては、マイクロバスまたはバスを使った観光誘客ということがある程度主であり、現在はもうバスが見られない状況でございます。こういったことから、来ていただけるお客さんの今の形態を見ますと、やはり自家用車を使つてのお客さんということで、もう目に見えて変わってきておりますので、その辺のところは、まさしく小さな旅というような少人数でのそういった旅行というものを手厚く、またそういったプランをつくっていただく形ができればと、やはり議員さん言われるとおり、今の現状に合った、そういったものをつくり上げていくということで、今回、協会も含めてオーナーズ会ということも開かれているようでございますので、そういったところにぜひ提案をさせていただいて、また新たな展開が進んでいくことを見ていき

いと、そんなふうに思います。

○議長（松本 幸君） 土屋幸雄君。

○6番（土屋幸雄君） こういうことはやっぱり観光協会が主導を取って、村長は観光協会にもぜひ言ってもらって、やっぱり自分たちで自分たちの身を守る、自分たちでこういった何か提案というのはやっぱり観光協会だってある程度示してこなきゃいけないことだと思うんだ。3密があるという、コロナがあるからといって何もしないでいけば、本当に何もできなくなっちゃう。前向きな対応をぜひとも望みます。

続きまして、環境面ということで、いろいろコロナ対策で、考え方が、新しい生活ということで変わってきていると思うんですけども、最近、過密を避けるということで、価値観が変わり、一極集中から、自然環境の豊かなところ、婦恋みたいなこういう自然豊かなところ、また、昔みたいなゆとりのある生活空間のよさが、改めてコロナの発生により東京とか都会の人たちには本当に分かってきたと思います。婦恋村みたいに、人口の少なさ、そしてそういうところこそ、自然環境のことが、こういう時代に、魅力に合った要素があることを都会の人たちにもぜひともこれからは発信していく、こういうことがこれからは婦恋村には求められているんじゃないか。婦恋村には別荘とかいろいろある。そういうことを活用して、ぜひともこういうことは、やっぱり都会に接して、3密は、田舎へ来ればそんなに東京みたいにごみごみしているところじゃない、本当に安心・安全というような、こういうところがあるということをぜひとも宣伝してもらいたいと思うんですけども、村長の考えはどうですか。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 第2次世界大戦は社会を変えた。明治維新も一つのある意味の革命であった。そして今回のコロナ、これは世界を変える。実は私もテレビ会議を既に3回やっております。日本医師会は、LINEという会社が、八千数百万人会員がいるところは、オンライン診療をやると反対だと。何でもかとお医者さんは、直接会って、直接面談をすることによって診療報酬を得ておると。ところが、その医師会もオンライン診療を認めるという現実があります。10日前の日本経済新聞トップに出ておるとおりでございます。

学校も、先ほど一般質問にもありました。全ての子供がタブレットを持って、これは皆さんご存じのとおり、中国や韓国では、全てもう子供がタブレットを持って、自宅で授業ができる体制ができておる。日本も昨年、たまたまコロナが始まる前に、教育はICT戦略をや

るという政府の発表がありました。我が村においては、それを最初に手を挙げたつもりであります。教育委員会、教育長にも、俺たちはこれやるぞと、村民も誰も反対しないと、今までも英語教育を手を挙げてやってきたと、したがって、ICT、政府がやるんだからやるんだということでやっておったんですが、ご存じのように、群馬県の教育長、笠原さんも、現在、35市町村のうち29の市町村が全てタブレットを持たせると、県も一体的にそういうふうに進めるというふうに時代が変わったと。

私が言いたいのは、社会が変わる、それで変わってきているという現実であります。この新しいライフスタイル、ニューライフというのは世界を変えようと思っています。先ほど診療報酬の話もしましたが、これ一つ取っても間違いなく変わると。私ですら、テレビ電話、テレビ会議になると。地方議会においても、オンライン議会が行われているところもあります。群馬県の常任委員会は、一堂に会さずに、2回に分けて議員を分散してやっておると。それから、群馬県議会においてもオンライン議会を検討されております。

このように社会が必ず変わってきておるという現実があります。今、土屋議員ご指摘のとおり、新しい生活、今の地方創生、こういう時代、まさに一極集中ではなくて、ローカルがローカルらしく生きる、ローカルがローカルらしく自治権を発揮できて、地方が地方らしく生き残れるチャンス、そういうふうに時代が少し変わっているというふうに思っております。

いずれにいたしましても、この大きな社会の変化に対応できるように、また、率先して嬭恋村はその変化に対応できる力をつけて、情報収集をして、組織的にも頑張ってもらいたい。また、議会の皆さんとも議論をしっかりとしながら、国の動向、世界の動向、こういうものを確認しながら、新しい社会、新しいライフスタイルへも対応する社会にしっかりと取り組んでまいりたい、こう思っております。よろしくお願いします。

○議長（松本 幸君） 土屋幸雄君。

○6番（土屋幸雄君） 村長がこれを必ず実行するというところでございます。

これは、今、嬭恋村も移住・定住だとかそういう対策もしております。こういうことをやっぱり提案していくことはどうか。総合政策課長か、移住・定住の課長さんか、どちらか、それに対してのこれの対応策はあったら。

○議長（松本 幸君） 地域交流推進室長。

〔地域交流推進室長 宮崎 貴君登壇〕

○地域交流推進室長（宮崎 貴君） ただいまの土屋議員にお答えします。

今、現状の移住・集落支援室では、もう既にウェブを使ったオンラインの移住相談会等も

実施しております。最近、5月から特に移住の相談も1日数件とか増えてきておりますので、職員も今、集落支援員というのが毎日出ていない状況なんですけど、なるべく出勤させるようにして対応をしているところです。

以上です。

○議長（松本 幸君） 土屋幸雄君。

○6番（土屋幸雄君） 今、テレワークなどは村でも取り扱うということでございますけれども、テレワークは今、大学だとかいろいろ、オンライン学習やメールのように離れたところで映像で見られて、いろんなことが本当にできる便利な、新しい新生活様式に変わってきつつあるんだとは私は思っておりますけれども、こういったことはやっぱり孺恋村も遅れを取らないように、ぜひともやっぱり先進的なこういうことは、一番、東京圏内からは本当に孺恋は近いところで、本当にこっちに住んでもらって、仕事は孺恋村でもらって、住んでもらって、たまに東京へ行くぐらいの、そういうことをある程度示していただいて、呼びかけてみてはどうですか、こういうことも。テレワークを使って、どこに居ても今、できる時代となってきたので。コロナになってこれはこういうふうに変わってきたと思うんですけども、それを逆手に取ってこういうことも提案していくということは必要だと思うんですけども、どうですか。

○議長（松本 幸君） 総合政策課長。

[総合政策課長 佐藤幸光君登壇]

○総合政策課長（佐藤幸光君） お答えしたいと思います。

私も土屋議員の意見のとおり考えております。孺恋村は、食料、水、再生可能エネルギーですか、自給率が100%を超えているということと、それから、環境的にも非常にいいということで、永続可能な自治体ということでも言われていますけれども、そういった点もPRしながら、何かあったらこちらのほうで安心して生活ができるという雰囲気もPRしながら、移住・定住のほうも増やしていければということで考えておりますけれども、いろいろご指導いただきながらその辺は進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（松本 幸君） 土屋幸雄君。

○6番（土屋幸雄君） ぜひとも孺恋村の重要施策として、全庁挙げて取り組んでいただきたいと思っております。

続きまして、大学生のことについてちょっと質問したいんですけども、今、大学生は心

に深刻な不安を感じ、ストレスを本当に感じているということが新聞にも載っているんですけども、孺恋村は、いろんな子供たちとかそれは補助しているんですけども、高校生、大学生とかそういうのは、いろんな対応とか、そういう政策が孺恋村には見えてきません。大学生の4年生なんかになると、自分たちが思ってきた大学へ進んだことが今、コロナによって全然将来設計が得られない、そういうことが起きて、本当にストレスを感じて、部屋でこもりっきり。勉強は、今言ったテレワークで勉強しているんですけども、友達とも話もできないとかそういうあれで、人間不信になかなかになっているようなことだと思うんですけども、そういった対応に対して孺恋村は、孺恋にも大学生がいっぱいいると思うんですけども、こういう人たちに対してはどういうことを応援、何かできるのか、ちょっとありましたらお願いしたいんですけども。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 一問一答式で村長宛てということでございます。大学生にどうするかという話でございました。

孺恋出身の大学生、今、1年生から4年生まで想定すれば、1学年に50人いるとすれば200人近くいるんでしょうか、例えば。先ほども教育長が、別の方、佐藤議員だったですか、伊藤議員でしたですか、奨学金制度があるということであります。また、保健師さん等についても、ぜひとも村民の方が保健の資格を取ることであるならということで助成制度もあったり、資金的なサポートはさせてもらっております。ただし、個別の学生が、どこにどれだけの学生が行っているのか、詳しい数字は、私は持ち合わせておりませんが、相当数がいることは現実であります。

また、村が、東京都なり全国に散らばっておられると思われませんが、その学生をどういう形で支援できるかと、こういう質問ですけども、悩みがあって個別のところまでカウンセラーをつけてということもなかなか難しいかと、こんなふうにも思うわけであります。村内にまた大学があり、かつ孺恋村内に通っておられるということであるなら、それなりにまたあれもあるのかもしれませんが、相当数散らばっておられるという現実もあると思われしますので、なかなか問題点が把握し切れない部分もあるのかなと、こんなふうに思っております。

引き続き、また奨学金制度等も通じながら、できるサポートは当然させていただきますが、個別の学生がどういう悩みを、どういう大学に行っておられるのかということについては定かなデータ的なものもございませんので、なかなかすぐここで答弁できませんけれども、できる

ことがあるのであればまたしっかりと対応してまいりたい、こう思いますので、よろしくお
願いをいたします。

○議長（松本 幸君） 土屋幸雄君。

○6番（土屋幸雄君） これは上毛新聞の6月1日の新聞に載っていたんですけれども、
調査によると、ほとんどのことに興味がなくなったり、大体いつもなら楽しめていたことが
楽しめなくなっている。これが12.9%。毎日のようにほとんど一日憂鬱であったり沈んだ
りしている気持ちでいる。これが13%。それで、身体、健康について心配しているが
14.4%という状況でございます。

こういうことは、やっぱり大学生も相当悩んで、将来が、本当に設計が得られない状況を
切実に感じてきますけれども、こういうこともやっぱり国とか県と色々なことも聞いて、
嬭恋村はまた嬭恋村でできることをぜひとも何かをしてもらいたいと思います。なかなか村
長は難しいようなことを言っているけれども、できることは応援をぜひともしてもらいたい
と私は思いますけれども、よろしく申し上げます。どうですか、村長。

○議長（松本 幸君） 村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） 上毛新聞で6月1日、これは群馬県内の大学生のことですか。

○6番（土屋幸雄君） これは全国だと思うんですけども……

○村長（熊川 栄君） 共同通信ですね。上毛新聞ですから、全国であれば。ちょっと勉強さ
せていただきたいと思います。

できることがある、また、村民であれば、当然、問題点があるのであれば、またできるこ
とがあるのであれば検討させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（松本 幸君） 土屋幸雄君。

○6番（土屋幸雄君） 最後の1点になりますけれども、先ほど来、避難所の質問をしており
ますけれども、嬭恋には、指定緊急避難場所と、一定の期間生活を送る指定避難所がある
ということでございますけれども、その34カ所、8カ所のそこへ避難できる、その人数は、嬭
恋村はどのくらいの人数を想定して避難所を確保しているのか。そして、それにより3密状
態の関係になった場合は、どのくらいの人が3密状態で入れるのか。それで、3密にあふれ
た人はどこのところへ、いろんな宿泊施設とか先ほど答弁していましたけれども、そう
いうのを想定しているのか、答えをお願いしたいと思います。

総務課長でいいんですか。

○議長（松本 幸君） 総務課長。

〔総務課長 黒岩崇明君登壇〕

○総務課長（黒岩崇明君） まず、指定緊急避難場所の箇所でございますが、先ほど来、生き抜く術の心得帖というところの17ページに避難場所の箇所が載っております。指定緊急避難場所については34カ所、そのうちの田代小学校と干俣小については、学校自体が今取り壊されておりますのでありませんが、32カ所ですね。それから指定避難場所については8カ所、これについては、ある程度長期の避難ということで想定をしておりますが、8カ所でございます。

ご質問の、どのくらいが入れらんだということでございますが、指定の緊急避難場所については、これはおおむねでございますが、収容人員でおおむね把握しておるんですが、約2,500人が入ると。それから、指定の避難場所については、8カ所ですね、1,780人を想定しております。ただし、これについては、先ほど来、出ておりますコロナウイルス対策は取っておらず、想定される1人当たりの面積が3.3平方メートル、約2畳で1人ぐらいの面積を考えて、このくらい的人数が収容できるだろうという想定でございます。

先ほど来、佐藤議員さんがおっしゃっていた、おおむねコロナ対策をすると半分だろうということでございますので、それを2分の1していただくと、指定避難場所については、1,780ですので、約900人ぐらい、長期にはそこで過ごすことができるであろうと。それから、緊急の避難場所については、2,500人ですので、1,250人ぐらいがそこで過ごせるであろうという想定でございます。ただし、これについても、もうちょっとしっかり対応をして、今後、しっかりしたものをつくっていただければと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（松本 幸君） 土屋幸雄君。

○6番（土屋幸雄君） ありがとうございます。

またいろいろな対策を取って、十二分に避難できるようにしていただきたいと思ひます。

また、先ほどから、避難のあれなんですけれども、避難する住民にもいろんなことを、行政が用意するだけじゃ、いろんな物資が足りないと思うんだけどね、いろんなことが。個人が用意するものとして、マスクだとか体温計だとか消毒液など持参してもらおうとか、そういうこともやっぱり行政は、足りないものは住民に求めて、行動してくださいということもやっぱりはっきりと、その災害のマニュアルか何かに載せてもらって、ぜひ協力してもらおうような体制はできないのですか。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 第1の質問者、佐藤議員のときにもお話しさせていただきました。この資料の43ページ、ここに、非常時の持ち出し品を準備しておきましょうというものがあります。運動靴、スリッパからタオル、ティッシュ、携帯トイレ、生理用品、筆記具、携帯ラジオ等がございます。これに今回の、先ほどもお話しさせていただきましたが、コロナ対策に応じたものをプラスして、体温計も既に入っているかどうか分かりませんが、こういうものも加えるとか、しっかりとした対応をしてみたい、また告知もしっかりしてみたいと考えております。また、こういうものをしっかりと印刷にまとめて、村民にもお願いしてみたい、こう思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（松本 幸君） 土屋幸雄君。

○6番（土屋幸雄君） ぜひとも対応していただきたいと思います。

避難所のまた運営する衛生対策について、もし感染者が出た場合の対応とか、そういうのは今、婦恋村は想定して、どういうふうに対応するのか、マニュアルはできているのか、ちょっとお伺いします。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 当初は、37.5度以上の発熱があり等の状況があって、体の調子が悪いという場合には、0279-75-3303、保健所という話でございました。現在は、婦恋村役場に来れば、吾妻におきましてPCR検査は、群馬県の医師会、吾妻郡の医師会のご協力の下、吾妻日赤にテントを張ってあります。そちらのほうで検査をするということになっております。また、この件につきましては、吾妻郡6カ町村と知事との協定書締結もさせていただきました。個人のプライバシーの保護という観点も織り込んだ形の協定書をお願いしたということでございます。

したがって、もしPCR検査をまず受けてもらって陽性が出れば、それに応じてしかるべき施設に当然入ると。県のほうも、厚労省のほうも、出た場合の病院等、施設等の確保に全力で今努めておると。それからPCR検査についても、全国にPCR検査の検査体制を充実させておるということでございます。2次感染を防ぐためにはそういう体制をしっかり組むということでございます。県のほうでもそういう体制を組んでおります。

したがって、現在、陽性が出た場合には、そういう処理で、県と協力をしながら、し

かるべきところに入っただきながら療養してもらおうということになると思います。よろしくをお願いします。

○議長（松本 幸君） 土屋幸雄君。

○6番（土屋幸雄君） 中日の補正予算で傷病手当が可決されました。これもやっぱりコロナウイルス関連の、感染した場合、疑いがあるとか、これからお金が出るということなんでございますけれども、こういうこともやっぱりコロナ対策として、村民に分かるような体制で広報できることは想定しているんですか。疾病手当、それはどうですか。そのようにぜひともしてもらいたいと思うんですけども、疾病手当。

○議長（松本 幸君） 住民福祉課長。

〔住民福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○住民福祉課長（熊川真津美君） ただいまの土屋議員のご質問ですけれども、新型コロナウイルスに感染した場合の治療費というのは、公費で、国費のほうといたしますか、100%自己負担なしで診察はしてもらえると聞いておりますので、その部分に係る手当につきまして、中日に提案させていただきました、国保加入者につきましては、傷病手当の部分は制度化させていただきましたけれども、治療費につきましては国のほうが100%見るということですので、コロナの感染症に対しては治療費は大丈夫だと思っております。

○議長（松本 幸君） 土屋幸雄君。

○6番（土屋幸雄君） じゃ、私の認識不足でした。すみません。

いろいろ質問しましたがけれども、これからコロナの対応があるということで、婦恋村の仕事がなくならないようにいろんなことを質問しましたがけれども、こういうことを一つ一つ、ぜひとも実行していただきたいと思います。

これで一般質問を終わります。

○議長（松本 幸君） 以上で土屋幸雄君の一般質問を終わります。

◇ 上 坂 建 司 君

○議長（松本 幸君） 続いて、上坂建司君の一般質問を許可します。

上坂建司君。

〔4番 上坂建司君登壇〕

○4番（上坂建司君） 許可を頂きましたので、一般質問します。

前置きは抜いて、単刀直入に二、三、質問や提起をします。簡潔な答弁を願います。

観光地の整備について。

現在、バラギスキー場は助成金を出して貸与している。これからは、無償貸与の一般公募をしたらどうだろうか。その結果、利用者の申込みがなかったら廃止の方向に進めるべきで、他の再開発を考えたらどうか。一案として、今までの助成金10年間分の予算が2億円、湖畔の湯の灯油代や維持費で10年分1億円、合計3億円以上の財源が確保できる。この予算でスキー場周辺に新たに温泉をボーリングして、最低でも45度以上の温泉を確保し、もちろん周辺のペンション等に配湯すれば今後の開発や財源にもなる。また、スキー場の一部の施設を利用し、高所トレーニングコースの施設も可能であろう。バラギ湖周辺の再開発に不能な施設を有効に利用し、観光地としての充実を図るべきと考えるがどうか。

2、玉だれの滝を人工的に復元し、とりあえずミニ公園化を図り、行く行くは憩いの広場の再開発を考えたらどうか。

3、愛妻の丘のトイレは進んでいるのか。予算の計上も見られていないがどうなのか。

この2地点は常時観光客がたむろしており、施設の整備は充実しておくべきと考えるがどうか。

その他といたしまして、孀恋村農産物直売センターをサンエイ卸売センターに無料で貸付け管理させる原案に、一般村民や農産物生産者からの反対の声が大である。他町村の直売所の視察を含め、指定管理原案を整理して、新たに参加者の公募等も頭に入れながら、村民や現在の生産直売者の納得のいく施策をお願いしたいがどうか。

以上です。

○議長（松本 幸君） 上坂建司君の一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 上坂議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず第1点目でございますが、バラギスキー場の件でございます。バラギスキー場における無償貸与の一般公募をし、他の再開発を考えたらどうかというご質問でございました。

今までも説明してきておりますとおり、平成29年の業務委託契約または基本合意書により、最大6年間の委託契約が現在継続中ということでございます。現時点での一般公募は、契約は期間中でございますので、考えてはおらない状況でございます。それに、業務委託継続に

関しまして、現在お話をさせていただいている状況でもございます。

また、バラギ周辺の観光整備に関しても、できることからさせていただいておりますが、今後もさらに観光地としての充実を図っていけるようにと考えております。ご理解のほどよろしく願いをいたします。

続きまして、玉だれの滝を人工的に復元しミニ公園化を図り、行く行くは憩いの広場の再開発を考えたらどうかというご意見でございました。

滝の人工的復元に関しましては、滝の名前のとおり、できれば玉だれに見えるような整備がしていけたらと考えます。ミニ公園化、行く行くは憩いの広場の再開発でございますが、台風19号によりまして、湯尻川もかなりの被災状況でございます。今後どう復旧整備していくか、大きな課題でもあるところであります。今後、関係機関や地元の方々との協議等もされていく中で、玉だれの滝周辺の、憩いの広場も含めて検討していけたらばと考えております。

また、つり橋が現在落ちたことにより、渡ることができない状況でございます。ただし、橋の復旧に際しましては、今後を考えますと、まずは完全復旧というより、渡る方法を、早期対応をしてまいりたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

いずれ中長期にわたって考えていく課題かなと思っております。当面、とにかく東御・婦恋線及びあそこの田代の引湯管、鹿沢温泉の引湯管、あるいは田代の飲料水の復旧工事、これに、あそこの地区については、全力でここ二、三年は取り組ませていただきたい。その中で、玉だれの滝、あるいは上坂議員がいつも言う雪山讃歌の碑等も含めて考えさせていただけたらと考えます。

第3点目でございます。愛妻の丘にトイレの話は進んでいるかというご質問でございました。

昨年の秋に田代区の役員会におきまして地元の意見を伺う予定になっておりましたが、台風19号により中止となったままでございます。その後は復旧工事を優先しているという状況でございます。

以前に、防除用水施設の整備と併せて、愛妻の丘まで電気と水道を引き込むことができないか検討した経緯がございますが、いずれにいたしましても、多額の費用が見込まれるため、補助事業や辺地債などを活用しなければならないと考えております。また、維持管理費につきましても大きな負担になることが考えられます。使用料収入などがどのくらい見込めるのか、費用対効果の検討も重要と考えております。

今後、台風19号の復旧状況や新型コロナウイルス感染症の動向など全体的な機運を見まして、継続的になっております継続審議の田代区との話合いも再開して考えていきたい、こう思っておりますので、ご理解を頂きたいと思えます。

続きまして、農産物直売所の件でございます。

議員の1番目のご質問にてご提案を頂いております、バラギスキー場周辺の再開発に係るご意見であります、現在、バラギスキー場は助成金を出して貸与している、これからは無償貸与の一般公募をしたらどうかと趣旨を同じくした、公金投入によらない指定管理制度の活用に係る原案だと存じております。

次に、卸売センターサンエイ様を指定管理者候補にさせていただきました経過につきまして申し上げます。

平成31年3月25日、公募型のプロポーザルにより運営事業者の募集を開始し、平成31年、同年4月8日に募集に係る説明会を開催させていただいたところでございます。説明会には2組の事業者様の参加を頂きましたが、4月19日の募集締切りまでに応募を頂いたのは1事業者様のみでございました。同月22日に選定審査を実施し、指定管理者候補として選定させていただくとともに、指定管理者候補としての覚書の締結に至ったところでございます。

スキー場への公金投入に関しましては、上坂議員の本日のご質問においても厳しいご意見を賜っておるところでございますが、既存の指定管理制度の活用においては、過去から現在に至るまで、指定管理料の公益性のバランス等に苦慮したところでございます。

これらのことを踏まえ、将来にわたる公金の投入による指定管理をすべきではないとの判断から、本施設においては、指定管理料は無料として公募を開始し、その趣旨にご賛同いただいた事業者の方から応募を頂き、指定管理者候補とさせていただいたところでございます。

また、卸売センターサンエイ様を指定管理者候補に選定した件につきましては、昨年の6月、令和元年度第5回議会村創生対策特別委員会におきまして、鎌原観音堂周辺整備事業についての報告の中で、指定管理者候補となった経過及び指定管理者候補に関する覚書の締結についてご報告させていただいたとおりでございます。その際、上坂議員を含めた議会の皆様方にはご了承賜ったものと承知しております。ご理解賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（松本 幸君） 再質問以降は一問一答で行います。

上坂建司君。

○4番（上坂建司君） 今回は再質問は遠慮いたします。終わります。

○議長（松本 幸君） 以上で上坂建司君の一般質問を終わります。

◇ 大 野 克 美 君

○議長（松本 幸君） 続いて、大野克美君の一般質問を許可します。

大野克美君。

〔12番 大野克美君登壇〕

○12番（大野克美君） 議長の了解を得まして、一般質問をさせていただきます。

今回の一般質問は、私の場合は、コロナ禍で台風が再び来たとき、ダブルパンチになるんですね、被害が。コロナプラス台風ということで大変になる。このときの準備をどうするかということが、一番大きな懸念。そして、先ほどずっと聞いていると、佐藤議員ですね、それからまた土屋さんとか伊藤さんとか、ほとんど大体出尽くしております。一応ちょっとだけ読んで、ダブるところは全然結構です。それで、あと気づいたところがありましたらそこで答えていただければ結構です。

現在、新型コロナ感染、連日メディアがその状況を伝えています。日本では自粛解除が進み出し、経済活動ができるように政策を進めています。コロナ感染を防ぐと同時に経済活動を元に戻すウィズコロナ政策を進めています。そこで心配なことは、昨年と同じように19号並みの台風が村を襲い、同時にコロナ感染が再び増加した場合に村はどのような準備をしていくのですか。最悪のことも考えておく必要があります。

1番目は、ずっと出ていましたけれども、避難場所をどうするか。

それでその次、備品ですね、その辺の準備はできているのか。

3番目、3密、これも出ていましたけれども、3密を防ぐため、特にスペースの問題その他が出てきていますので、どうするか。

この中で、3密を防ぎながら、食料、水、特にトイレなどどうするのか、その辺の推進は今のどのくらい進んでいるのか。

5番、これが一番大きいんですけども、とにかく電気がもう3日間ぐらい止まっちゃうと本当に大変です。この場合、特に充電器だとかそういうようなもの、この辺がどうなっているかお聞きしたいということ。

あと、寝たきりの高齢者、あとは外国人の、これは出ていなかったんですけども、今、

外国人実習生も残っているかと思しますので、その辺の告知とか、どうやって知らせるか、避難させるか、その辺がどのくらいまで進んでいるかお聞きしたいと。

そして、これは最後なんですけれども、こういろいろな今説明を聞いていたんですね。ですけれども、完全にそのときが発生すると、大体、やっぱり右往左往しちゃってなかなか進まない。実行になると進まないんですね。それはなぜかといえば、多分、避難訓練及びそういうことが多分できていないからだと思います。そういうようなことを考えて、どういうふうに考えているか、それを答えていただきたいと。

以上です。

○議長（松本 幸君） 大野克美君の一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） いつも長い大野議員の一般質問が、今日は非常に短く端的にというお話でございました。また、前の議員の皆さんとのダブる案件があるということもございますが、私もそのとおりだなと思っております。同じ内容の質問が多々あったということも現実でございますので、端的にお答えをさせていただければと思っております。

第1点目でございますが、避難所の場所をどうするのかという1点目でございますが、避難所につきましては、先ほどの16ページ、17ページを見ていただきますと分かるとおり、避難所は34プラス8ということで決まっておりますが、さらにそこに宿泊施設を、検討を加えてみましょうという話を佐藤議員のときにお答えをさせていただきました。これは観光担当課長、担当がいますので、メモしてあると思いますので、また今後議論をして、プラスを考えたいと考えております。

2点目でございますが、備品は何かということでございますが、先ほども、伊藤さんのときだったでしょうか、お答えさせていただきましたが、全員協議会で、住民福祉課が用意してあるもの、防護服とかマスクとか消毒液とか、あるいは教育関係で県から配布されたもので、学校にこういうものが配布されましたというものも提示を全員協議会でさせていただいております。今日、併せて総務課のほうから、現在、各分団、あるいは各避難所等に備蓄してあるものついての一覧表も一応提示させていただきました。先ほどもどなたかの議員の質問にお答えさせていただきました。コロナウイルス対策にとって何が必要なかをプラスで加えます。さらに、それをしっかりと印刷物にして村民に告知をしますとまで答えました。住民福祉課長を初め、関わりのある、防災関係で総務課長、同席しておりますので、しっかり対応

してまいりたいと思っています。

3点目、避難場所が3密になるので、どう感染を防ぐかという話でございました。面積については、先ほど総務課長がお話ししたとおり、2,500人、あるいは900人と、それが半分しか入れないということで、その半分の数字だという、数字まで総務課長からお話をさせていただきましたが、いずれにいたしましても、しっかりと手を洗う、しっかりとマスクをする、しっかりと空間を、スペースを取る、畳、さっきの半分にすれば、4畳に1人という数字になってくるかと思われませんが、しっかりとしたその3密を防ぐ対策を取りたい、こう思いますので、よろしくをお願いします。

4点目で、3密を防ぎながら、食料、水、トイレをどうするかという話でございました。食料、水については、去年の台風、特に田代コミュニティセンター、農協からの差し入れとか、気がついた人が水を大量に役場からも届けましたが、必要なものは必要に、臨機応変に迅速に対応したと去年は思っておりますけれども、特にトイレの関係ですけれども、今挙がっておる避難所については、トイレはそれなりに整備ができておると思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

5点目、電気がストップしたときどう対応するのかと、充電器の備えはあるのですかという話でございます。各分団には全部、今、発電機を配布済みです。それから非常用電源につきましては、田代コミュニティセンター、大前の活性化センター及び婦恋会館、これらには非常用電源を配布して、計画して、今購入して届ける予定になっております。ということでご理解を頂きたい。

また、学校関係につきましては、婦恋中学校、それから東部こども園、これにつきましては、補正予算でご確認を頂きましたとおりです。太陽光発電を使って、非常用発電、また電源を確保ということができておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

6点目、道路などの寸断で、停電の復旧が3日間以上続いたときの対策はどうするのですか。これは、今と、充電器、非常用電源の話と関連がございます。併せてのお答えとさせていただきますので、よろしくをお願いします。

7点目、寝たきり高齢者、外国人実習生をどう避難させるかということでございます。寝たきり高齢者、あるいは老老福祉の関係者、あるいは独り世帯、後期高齢者で独り世帯という方が増えておるといふうに、先ほどどなたかのことで答弁させていただきました。こういうところにつきましては、地域の民生委員さん、あるいは地区の役員さん、あるいは区長さんを中心とする自主防災組織、こういうものを通じて、協働の村づくりと、先ほども答弁

させていただきましたが、しっかりと対応して、それと、リストがしっかりできておりますので、また今年、本年度のものについては、7月中には各区の確認をして、各区で役員さんを、区長さんを中心に確認をしていただいて、新たな異動があれば変更させてもらって、しっかりとした要援護者リストを保管して、なおかつ対応してまいりたい、こう思います。

外国人実習生の件でございますが、これについては、農協さん、あるいは商系の皆さん、おのおのが管理をしっかりしておると。長野原警察のほうの生安課長のほうもしっかりとお互い連携しながら対応しておりますので、それらの組織をしっかり通じながら対応してまいりたい、こう思います。

8点目でございますが、ダブル災害の避難訓練ということであります。浅間山を想定した訓練というのは今までも何回か大規模にやったり、また、例年やってきております。しかし、ダブル災害の避難訓練というのは、先ほどから何回も出て、ダブルの場合どうするんだという、おのおの共通、議員さんの質問の中に入ってきております。これも図上でちょっと考えて、また先ほどいろいろ課題が出ていますので、対応しますといった課題がありますから、庁内でしっかり議論をしながら検討を加えてまいりたいと、こう思っております。必要なら消防の点検のときに一部加えることができるのかななどの話もありますが、今後の行事について、点検及び文化祭をどうするかという話は、これからするかしないかの議論をして決定してまいらなければならないという時期に来ております。

ちなみにイベントについては、群馬県は50人までと言っていましたが、今日の上毛新聞トップを見たとおりに、今日からですか、1,000人以下はもう大丈夫ですと、それから7月10日以降は5,000人のイベントまで認めますと、群馬県山本知事さんはそう決めたということで、上毛に出ておるとおりでございます。これから出口戦略、再び2次感染が起きないようにしっかりと努めると同時に、併せて出口戦略もしっかり対応して産業振興を図っていかなければならない、そういう時期に来つつあるというふうに思っております。今後も議会の皆さんとしっかり情報を共有しながら、また全庁を挙げて、2つの対策本部もありますので、しっかり取り組んでまいりたい、こう思います。

以上で大野議員の質問に対する答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（松本 幸君） 再質問以降は一問一答で行います。

大野克美君。

○12番（大野克美君） 再質問のところですけども、これはこれから進めていくのに、避難所の場所のことでしたけれども、これは村長からも出ていましたけれども、また県のほう

も、早く、このページの中で、こういう、私もついつい余り見ていなかったんです、これ、正直、このやつね。それで、その中の一番やっぱり最後のページを見ると、早い段階での避難先というのが一番そこに出ています。これは非常に重要なことで、特にこういう災害とかそういうときには、いつときも早く逃げると、避難するというのが一番重要かと思います。

それで、今、孺恋村の場合は、さっき誰か言っていたけれども、パートナーズ会とかって、大型のホテルの支配人とかそういうのが大体月に一、二回ずつ集まって、いろいろな自分たちの情報交換、あるいは今のそういう、コロナが発生して、食事はどうする、掃除はどうする、フロントではどうする、距離はどう空けると、そういうこと細かなことをお互いに情報交換しています。

それで、ぜひ協力できる分野として、もし台風、あるいはこういうのが、緊急の場合は早く逃げなきゃいけないわけですから、そういうところは、ちょうど台風だとか、例えば災害なんか来る場合は、ほとんどお客さんもキャンセルしちゃうし、部屋が随分空くんですね。ですから、あらかじめ村のほうでもホテルのほうと連絡を取っておいて、いざとなったらそういうところに入ってもらう。これは非常に、カンファタブルというか、何ですか、そんなに気兼ねをしなくていいと思いますので、こういうところは多分ホテルサイドも協力できると思うので、お互いの連絡を取って準備していただければいいと思います。

それと最後に、これは要望だけで終わりますけれども、村長のほうがこういういろいろな対策は随分打っているんですけども、先ほども言いましたように、やっぱりこれは訓練しておかないと、いきなりやっても無理ですから、区長さんとかよく相談して、これからすぐ台風とか来ますよね、ですから、三原はどこでやったとか、何日にやった、田代はいつやった、どこ、鎌原はいつやったというふうに、そういうふうに決めておいて、それで確実にそういう講習を受けたとか、その地区で重要な関係の人たちに集まってもらって、とにかくそういう早く逃げるということを一旦訓練しておく。こういうことをすると、本当にいざ命の危険にさらされたときに、やっぱり一番有効なのはもちろん対策ですけども、早く逃げるということが一番だ。雨、あるいは土砂にしてもそうですけれども、これが一番肝心になるので、その訓練だけはぜひやっていただきたいと、こういうふうに要望して終わります。

以上、全て終わり。

○議長（松本 幸君） 以上で大野克美君の一般質問を終わります。

◎閉会中の継続審査申出について

○議長（松本 幸君） 日程第9、閉会中の継続審査申出についてを議題といたします。

各委員会の委員長から委員会における調査中の事件につき、お手元に配付しました一覧のとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） 異議ありませんので、申出のとおり決定されました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（松本 幸君） これにて本会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

よって、令和2年第4回嬭恋村議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時01分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年 月 日

議 長 松 本 幸

署 名 議 員 伊 藤 洋 子

署 名 議 員 大 久 保 守